

政経研究

第六十卷 第三・四号 2023年12月

論 説

トリー党と保守党
——近代イギリス保守党史の一考察——
渡 邊 容 一 郎

政治参加の意味変容
杉 本 竜 也

論 説

アダム・スミス『国富論』初版の書誌的研究
川 又 祐

雑 報

政経研究 第六十卷 索引

政経研究 第五十九卷第三・四号 目次

論 説

ケアの倫理に基づくトクヴェイル型政治思想の再検討 …… 杉 本 竜 也

資 料

サン＝シモンの自筆書簡3通 …… 川 又 祐

論 説

米国における人種政策をめぐる

「揺り戻し」への不信の表明

——カウンター・デモクラシーとしてのBLM運動——

…… 福 森 憲 一 郎

雑 報

政経研究 第五十九卷 索引

政経研究 第六十卷第一・二号 目次

論 説

放送番組における「戦争記憶」の脱歴史化 …… 米 倉 律

——「#あちこちのずさん」(NHK)の内容分析を中心に——

翻 訳

デジタルの一〇年に向けたデジタルの権利と …… 山 本 直

原則に関する欧州宣言

論 説

ガバナンス・ネットワーク論における …… 福 森 憲 一 郎

政治的リーダーシップの再検討

トリー党と保守党

——近代イギリス保守党史の一考察——

渡 邊 容 一 郎

- 一、はじめに
- 二、「保守党」という呼称は、いつ、いかなる状況で登場したのか
- 三、トリー党・トリー主義とは何か
- 四、トリー党（トリー主義）から保守党（保守主義）への脱皮？
- 五、おわりに

一、はじめに

イギリス政治史における一八三〇～四〇年代は、いわゆる「トーリー党」(the Tories) が「保守党」(the Conservatives) に脱皮ないし発展を遂げた時期とされることが多い。

その主な理由として、一八三二年総選挙⁽¹⁾で大敗した「第一次選挙法改正反対派」、すなわちトーリー党勢力の復活——具体的には、それ以後の総選挙で実現した議席増や、カールトンクラブの設置などに象徴される党組織化——を挙げることができる。また、一八三五年の総選挙期間中、ときの首相ピール (Robert Peel) によって前年末に公表された「タムワース宣言」(the Tamworth Manifesto)⁽²⁾ の存在も指摘することができるであろう。

しかしながら、タムワース宣言本文を分析してみると、ピールは「トーリー」(Tory) とか「保守党」という言葉を一切用いていないことがわかる。また、一八三〇年代当時の政治状況を調べてみても、トーリー党から保守党へ、正式に名称変更したとされる出来事や事実は確認できない。さらには、通例「初の保守党政権」とされるピール内閣（第一次一八三四～三五年、第二次一八四一～四六年）も、人材・政策面で、過去（トーリー党時代）との断絶や訣別はほとんどなかった。こうした事実は、一体何を意味しているのだろうか。

そこで本稿は、イギリス政党政治史研究および近代イギリス保守党史研究の一助となるべく、「保守党」という呼称の由来や、一八三〇年代におけるその用いられ方といった新たな側面に着目する。そうすることによって、近代イギリス保守党生成プロセスの一端ならびに特徴を明らかにしていきたい。

二、「保守党」という呼称は、いつ、いかなる状況で登場したのか

「保守党」という呼称は、一八三二年のいわゆる第一次選挙法改正 (the First Reform Bill) が実現する二年前、すなわち一八三〇年の時点で、既に政治ジャーナリズムの領域で初登場している。つまり史実からすれば「保守党」という呼称は、トーリー党議員集団の「幹部」からというより、その「周辺ないし外側」から提案され、必要に応じて徐々に当事者たちが用いるようになったともいえるのである。この事実は一切何を意味するのであろうか。そこで先ず、「保守党」という呼称が初登場した当時の状況を検討してみることになろう。

(1) ‘Conservative Party’ という呼称の初出

政党名として‘Conservative’を初めて用いたのは、第一次選挙法改正実現当時のピール支持者たち、すなわちホイッグ (Whig) 政権による中産階級上層部への選挙権付与に反発してきたトーリー党議員たち (Birch n.d.:7) とされている。確かに大筋ではそうなのだが、その呼称の初出ないし創案者については、必ずしもそうとは言いつけない。イギリス政党史における‘the Conservative party’の初出は、トーリー系季刊雑誌として知られる『クォーターリー・レビュー』(The Quarterly Review)⁽³⁾ 第四二巻 (一八三〇年一月及び三月) 掲載の匿名論文‘Internal Policy’においてである。少々長くなるが、同論文の当該箇所 (同誌 p. 276-277) を以下のとおり直接引用する。

「……我々は、どうでもいい党派的争いを軽蔑し忌み嫌っているが、トーリーと呼ばれている党には、これまでど

おり常に、断然、心の底から愛着を感じており、それは保守党 (the Conservative party) と呼ぶ方がより適切であろう。「中略」ご存知のように、この党に属している人の一部はあらゆる変化に異議を唱えているので、彼らが見せる頑固さ、彼らの態度によく表れる冷たさや、よそよそしさのせいで、その仲間も根本から傷つけられてしまい、マイナス効果も出始めていると我々は判断している。でもそうした一部の人たちは、人数も地位も、あるいは影響力も全然大したものではない。だから我々は次のように明言するのをいささかも躊躇うものではない。トリー主義者のほとんど圧倒的多数は、その部下や仲間と同じく、慎重で無理のない程度の現状改良なら、それがどんなものであれ促進したがっている……。」（傍線引用者）

この論文の執筆者は誰なのであろうか。イギリス政党史研究の泰斗ジェニングス (Ivor Jennings) によれば、この匿名論文は、アイルランド出身の文筆家・文芸評論家（言論人）で当時トリー党下院議員でもあったクローカー (John Wilson Croker) なる人物によるもの (Jennings 1961 : 59 n.1) とされている。

ところがその後、イギリス保守党史家のブレーク (Robert Blake) は、文献学の研究成果などから明らかとなった事実に基づき、「当時クローカーは当該雑誌に寄稿していないため、保守党という名称が誕生した年（一八三〇年）はわかるものの、その名づけ親については不明」(Blake 1988 : 6 早川訳1979 : 18) としている。

いずれにせよ、ここから先ずわかることは、「保守党」という名称は第一次選挙法改正の実現や総選挙大敗北（二八三二年）を通じて初登場したのではなく、既述のように、それ以前（二八三〇年）から世に出ていたという事実である。次に、この論文の執筆者、つまり「保守党」という呼称の創案者がクローカーにせよ誰にせよ、「保守党」と

いう呼称の起源は『クォーターリー・レビュー』というトーリー系政治雑誌の記事（政治ジャーナリズムの領域）に求められるという事実である。さらには、一八〇七年以来続いてきたトーリー党長期政権（優位）時代が幕をおろし、一八三〇年一月にホイッグ党のグレー（Charles Grey）内閣が成立して第一次選挙法改正に関する論争が始まる——一八三一年一月にグレー内閣が改正法案を提出する——前の段階で、「トーリー党」は「保守党」と呼ばれるべきと、既に主張されていた点である。

では、なぜ、トーリー党は保守党と呼ばれるべきなのか。次に、その手がかりとして、この匿名論文引用箇所の内容と特徴を、もう少し詳細に吟味することにした。

(2) 「匿名論文」当該箇所の特徴と背景

先ず指摘すべきは、この匿名論文の執筆者が「党派争い」をネガティブに捉えている点である。ここから、国王の忠臣たるトーリー主義者の心構えのようなものが感じられる。もちろんその理由として、当時は二大政党の萌芽期とはいえ、現在とは異なり、党派的争いに関与せず「公務に専念してこそ、国王陛下の政府の一員」という風潮がまだ残っていたことは否定できない。

次に指摘できるのは、執筆当時（一八二九年末頃？）、同じトーリー党議員／トーリー主義者であっても、匿名論文執筆者側の「我々」と、そうではない異質な「彼ら」の二派があると認識されていた点である。しかも論文執筆者側の「我々」から見た「彼ら」は、ほとんど取るに足りない存在にもかかわらず、「改革」と聞けば何でも反対する頑固な保守反動家として描かれている。そのため「彼ら」のせいで「我々」が悪影響を受けるなど、当時大いに迷惑し

ていた可能性が高いことも読み取ることができる。それでも「我々」（トリー党多数派）は「彼ら」（少数派）とは違って、「慎重で無理のない程度の現状改良なら」という条件付きで、「穏健な改革」であればこれを否定せず、促進するとしている（傍線部を参照）。

以上二つからわかるのは、同じトリー党議員といっても、その多数派は「穏健な改革」なら支持できる立場だった（あるいはそう認識されていた）という点である。換言すれば、そういう立場のトリー党議員（我々）は、頑固なトリー党議員（彼ら）とは区別されるべきであり、むしろ「我々」（穏健な改革を拒絶しないトリー党議員）こそ、今や「保守党」議員と呼ばれる（呼ぶ）に値する、という主張だったと見ることもできる。

ではなぜ、何をめぐって当時のトリー党議員たちは、「我々」と「彼ら」とで対立していたのか。

その理由ないし背景の一つに、「王政復古・名誉革命後に成立した国教徒支配体制を強化するため、国内の非国教徒差別を容認してきた諸政策」の撤廃をめぐる賛否が挙げられる。具体的には、元来旧教徒と非国教徒を文武の公職から排除するとした「審査法」（Test Act）の廃止（一八二八年）や、政治的・社会的諸権利が著しく制限された旧教徒を救済する「旧教徒解放法」（Catholic Emancipation Act）制定（一八二九年）などがそれである。両者とも当時のウェリントン（Duke of Wellington）トリー党内閣で実現を見たが、身内でありながらこの方針に強く反発してきたのが、「プロテスタント優位／農業（地主貴族）利益保護／国王を頂点とした英国教会（Anglican Church）体制の特権維持」に拘る、比較的少数の極右派（the Ultras）と呼ばれるトリー党議員たちであった。

したがって、ここでいう「彼ら」とは極右派トリー党議員たち（あるいはそのウルトラ・トリー主義）を指していると考えられ、それとは異なる「穏健で（時代の流れにも合致した）自由主義的なりべラル・トリー主義者」を「彼

ら」と区別するためにも、以後「我々」は「保守党」と呼ばれるべきとする主張こそ、当該匿名論文の主旨の一つだったと考えられるのである。

このように、当該匿名論文が世に出た当時、旧教徒に対する従来の態度を維持するのか、それとも自由主義（改革）の流れに合わせてそれを変更するのかを争点に、トーリー党議員たちの間で論争・対立が見られた。しかしその後、前述のグレー内閣によって選挙権拡張法案が議会に提出されると、選挙権拡張にはほぼ共通して反対する議員たち（トーリー党）はこれまでの内部対立を封印することができた。そして「共通の政敵」すなわち選挙権拡張推進派（ホイッグ党）に‘the Destructives’というレッテルを貼る一方、「国家構造を自衛する人」という意味も込めて‘Conservatives’と自称するようになった（Gaunt 2023 : 2-3）という指摘もある。

いずれにせよ、こうした経緯からもわかるように、一八三二年の第一次選挙法改正実現直後に「保守党」という呼称が初登場したわけではない。むしろその直前にトーリー党議員たちの間で展開された、とりわけ「旧教徒」の解放（リベラルな政策）をめぐる身内の論争・対立（一八二八〜三〇年）こそ、「保守党」という呼称が初登場した事情ないし背景といえるのである。

そうした状況下で、第一次選挙法改正に「再び団結して反対した」という事実から、セルフ・アイデンティティ化の手段として、「保守党」という呼称が次第にポピュラー化していった（Gaunt 2023 : 3）とも考えられる。その意味で、あくまで「政党名」の次元に限定されるが、イギリス「保守党」という呼称の由来ないし起源は、一八三二年よりも一八三〇年の方が相応しい（Gaunt 2023 : 1-2）というべきかもしれない。

次に、「保守党」や「保守主義」の前身となる「トーリー党」あるいは「トーリー主義」（Toryism）とは何なのか、

その由来や本質について考察を進めてみることにしよう。

三、トーリー党・トーリー主義とは何か

今日のイギリス保守党生成プロセスを理解するためには、その前提となるトーリー党やトーリー主義についても理解しておかねばならない。「トーリー」とは国王大権を神聖視する政治的立場であり、やがてそれは、フランス革命などから生じた急進主義の進展を阻止し、伝統的な国家構造を擁護するための知的伝統（思想）ないし政治的態度となっていた。

しかしながら、このトーリーも議員集団の呼称として定着するまでには紆余曲折があり、さらにその立場にも多面性があったことは意外に知られていない。

そこでトーリーという呼称の由来について、先ず整理しておくことにする。

(1) 王位継承問題をめぐる「トーリー」「ホイッグ」の出現

周知のように、ある争点をめぐって議員たちがお互い罵り合った結果、その後自らのグループを指す言葉として定着したとされるのが「トーリー」と「ホイッグ」である。その争点とは、当時の国王チャールズ二世（Charles II）の王位継承最有力候補で実弟のヨーク公爵、のちのジェームズ二世（James II）が旧教徒であったことから、彼を王位継承候補から排除すべく一六七九年に提出された「王位継承排除法案」（Exclusion Bill）をめぐる賛否であった。

同法案を提出し、これに賛成した議員たちは初期商業ブルジョアや非国教徒（主に清教徒）から支持されたが、いわば反・国王派でもあったため、今日でいう野党的な「地方党」（country party）に、一方ジェントリ層や国教徒たちの支持を集めた反対派議員たちは国王側ということもできるので、与党的な「宮廷党」（court party）に、それぞれ区分されている。両者とも、反動的専制君主をイメージしやすい旧教徒の国王には、程度の差こそあれ、原則反対の立場であった。しかし後者の宮廷党議員たちは、臣下の議員が王位継承問題（国王大権）に介入するのはいかなものかと考える。『国王大権尊重派』でもあったため、一部を除けば、いわば消極的に王弟（旧教徒）の即位を支持したに過ぎなかったともいえる。

このような状況下で、国王は解散総選挙を断行し有権者（世論）に訴えたが、何度行っても世論は地方党に味方した。この結果に不満のチャールズ二世は、総選挙後の新議会を招集・開催しないという暴挙に出た。これに対し、勝利を収めた地方党議員たちは、当然のごとく新議会招集を国王に「請願」したので「請願者」（Petitioners）と呼ばれ、これに反発した宮廷党議員たちは、請願者による国王大権への干渉行為を「嫌悪」すると主張したので「嫌悪者」（Abhorers）と呼ばれるようになった。その後、請願者側は嫌悪者側を「トーリー」、嫌悪者側は請願者側を「ホイッグ」と呼んで、互いに罵倒し合うことになったのである（渡邊2022：144-145）。因みに「トーリー」とは無法者や強盗という意味のアイルランド語 *toraidhe* に由来し、「ホイッグ」はスコットランドの言葉で牛追いを意味する *whiggamore* の短縮形で、転じて過激反乱分子を意味する言葉になったとされている（松村・富田編2000：749、812-813）。以上の史実から明らかにするのは、「トーリー」も「ホイッグ」も本質的にネガティブな意味をもつ言葉であり、当初は「政敵に対する悪口」から始まって、やがてそれが時間の経過とともに「呼称」として定着していったという

点である。つまり、最初からポジティブな意味で自称していたわけではないということである。後述する「保守党」のケースと同じく、呼称が時間の経過を通じて、徐々に党名として用いられていく点に、イギリス的な一つの特徴が見出せるであろう。

続いて次節では、とりわけ「トーリー党」という呼称がどのように（いわば時間の経過とともに）定着していったかを振り返ってみることにしたい。

(2) フランス革命の勃発と「トーリー党」の実質的定着

イギリス保守党史研究の権威の一人スチュアート（Robert Stuart）によれば、（国王大権への愛着を意味する）「トーリー主義」と、（逆に閣僚任免権などの国王大権を奪い取るファクシヨンの存在とされていた）「政党」は、ほぼ一八世紀を通じて、矛盾する間柄として理解されてきた（Stuart 1978: 2）という。それゆえ当時、「トーリー党」という言い方があったとしても、それはもしかすると「黒い白馬」のように形容矛盾的な表現だったのかもしれない。

一七六〇年に国王ジョージ三世（George III）が即位した時点でも「トーリー」は言葉としては事実上使用されておらず、また「政党」という言葉も不興を買っていた。しかしそれから約三〇年後フランス革命が勃発すると、「政党」という観念が現れはじめ、「トーリー主義」も復活するようになっていったという。つまり一八世紀の大半においてイギリスの歴代政権は、「院内多数派からの支持」以上に、従来のな「国王からの支持」に依拠していたことがわかる。そしてフランス革命勃発以降一九世紀に入ってから（とりわけ一八三二年の第一次選挙法改正実現以降）、ようやく「政党からの支持」も不可欠になってきた（Stuart 1978: 2）というふうになる。

換言すればこの事実は、議会政治のウェイトが、従来の「国王大権」から「院内多数派（政党）の支持」へ徐々にシフトしていったことを意味している。その結果「保守党」という呼称の重要性も、この時期相対的に高まってきたと見ることができるのである。

そうだとすれば、一七八三年にその第一次内閣（一七八三〜一八〇一年）を組閣し、結果的に首相の地位強化や連帯責任制の確立に加え、院内多数支持基盤「トーリー党」の基礎固めにも貢献したとされる、当時の改革派議員小ピット（William Pitt, the Younger）が、実際には常に「ホイッグ」と自称していたのも頷ける。⁴但し彼は「首相」であってもトーリー党の「党首」とはいえないし、党内規律も緩やかだったため、「トーリー党」といっても実態は「小ピットとその友人・仲間たち」でしかない（註（一）を参照）。

こうした状況を一変させたフランス革命ならびに対仏戦争の勃発以降（一七九〇年代）、革命の是非をめぐるホッグ党が「革命否定派」と、フォックス（Charles James Fox）率いる「革命肯定派」に分裂し、否定派のバーク（Edmund Burke）が小ピット陣営に合流するなど政界再編がなされた（一七九四年）ことはよく知られている。それゆえ、「小ピット派ホイッグ」と「ホイッグだが基本的には保守主義のバーク哲学」が結合した結果、のちに「トーリー党」と呼ばれる院内集団が生まれたことになる（Jennings 1961: 64）。小ピットとバーク、二人を結びつけたのは、フランス革命の勃発と、それに伴う急進主義勢力の台頭に対する恐怖ならびに危機感であった。

新しいホイッグ党議員の中軸となったフォックスと、トーリー党議員の中軸・小ピットの両名が奇しくも同じ一八〇六年に死去すると、小ピットの友人たちは様々なグループに分かれて合従連衡を繰り返した。フランス革命やナポレオン帝国、そしてウィーン体制の影響を受けた「旧・小ピット陣営」議員の歴代政権は、当初は農業と地主貴

族利益の擁護を意味する穀物法（Corn Laws）を制定（一八一五年）したり、いわゆるピータールー虐殺事件（一八一九年）を引き起こしたりするなど、総じて保守反動的性格を帯びていた。しかし一八二三年頃になって党幹部が自由主義的な政策（リベラル・トーリー主義）を採用するようになると、前述のとおり旧教徒の解放をめぐって極右派との論争・対立を迎えることになる。その結果一八三〇年頃には「トーリー」も「ホイッグ」も、明確な意味をもつ政治用語として一般に使用されるようになっていった（Blake 1988：9 早川訳1979：21）のである。

このように、政治的立場としての「トーリー」ないし「トーリー党」の使用・定着もまた、当該リーダーや幹部議員たちの積極的な採用・導入の結果というわけではなく、やはり時間の経過とともに既成事実化した帰結であったことがわかる。

最後に、一八二〇年代末から三〇年頃にかけて、「トーリー」をそれなりに意味のある政治ラベルとして残すことに貢献した「トーリー主義」という政治的立場について、若干分析してみることにしよう。

(3) トーリー主義の基本的性格とその多面性

前述したように、一七世紀の王位継承問題をめぐる国王側の立場、すなわち国王大権の不可侵性を重視する立場（宮廷党、嫌悪者）は、その敵対者から「トーリー」と呼ばれた。それゆえ必然的にトーリー主義は「宗教と権威に対する崇敬の念、つまり言い換えれば国王とそれを頂点とした英国教会体制を擁護する政治的立場」（Ceil 1912：244 栄田訳1979：203）を指す。このような理由でトーリー主義者は、当時の第一次選挙法改正に代表される議会改革（選挙権の拡張と民主化）には原則断固反対する。そのためか、伝統的国家構造の中でもとりわけ権威的な国王大権や国教

制に加え、地主支配体制に象徴される「上意下達的命令体系ならびにトップ・ダウン型タテ社会」の維持と擁護にも
トリー主義者はかなり拘る。

これに対し、同じ伝統的国家構造を擁護するといってもホイッグ党の「ホイッグ主義」(Whiggism)は、既述のと
おり国王大権を制限するものであるため、特に議会(下院)の存在や宗派的意義申立てなどを重視する(Leach 2015:
95)。換言すれば「独任制・単独制のタテ社会」ではなく、「少数合議制(寡頭制)のヨコ社会」を志向する価値観ない
し観念ともいえよう。その結果、ホイッグ主義は、トリー主義以上に自由主義的傾向を示すことになるので、都市
部の商工業者や、「自由と権利」の拡大を求める新興勢力・進歩派に受け容れられやすい。

ところが、こうした特徴をもつトリー主義者(政権)も、既に述べたように一八二〇年代末には——当時の自由
主義的時代精神(Zeiggeist)の影響を受けて——旧教徒解放などを実現するようになった。こうした事実から以下の
二点が明らかとなる。

第一に、同じトリー主義者といっても一八二〇年代後半から三〇年頃にかけては、「反ウィーン体制的(自由主義
的)外交」を推進したカニング(George Canning)や当時の下院指導者ピールに代表される「リベラル(自由主義的)・
トリー主義者」と、先述の「ウルトラ(極右派)・トリー主義者」という二大勢力が存在して、論争・対立を繰り返
ら広げていた可能性である。それゆえ、同じトリー主義といっても決して一枚岩ではなく、おそらく「目的のための
手段」の違いなどから、実際政治においては、少なくとも二種類かそれ以上のトリー主義(者)——他にも、トリー
主義者でありながら、家父長的パターンリズムなどの立場から労働者階級の保護と福祉を重視する急進的な「ラ
ディカル(急進的)・トリー主義者」も挙げられる——が同じトリー陣営に併存していたと考えられる。

第二に、柔軟性が高く新興中産階級の利益を重視したりベラル・トーリー主義の方が、頑固なウルトラ・トーリー主義よりも、トーリー主義者共通の政敵「急進主義者」に対抗し勢力基盤を拡大するうえでもう一つの政敵「ホイッグ党」の一部（穏健派）と組みやすく、また状況によつては合同ないし連合できる可能性も高かったのではないかという点である。

以上から、一八三〇～四〇年代の「自由主義」「改革」の時代では、リベラル・トーリー主義の立場とその戦略の方が概して生き残りやすく、また時代や社会の変化に対応して、バージョンアップないしリニューアルオープンしやすい存在だったと考えられるのである。

そこで次章においては、この「リベラル・トーリー主義のホイッグ的バージョンアップ」こそ当時のイギリス「保守主義」であり、さらには、他のトーリー主義者も一部含めた「リベラル・トーリー主義」を中核とする議員集団こそ、ピールの指導下で一八三〇年代後半から一八四六年まで存続した「(旧)保守党」だった可能性を検討してみることにはしたい。

四、トーリー党（トーリー主義）から保守党（保守主義）への脱皮？

イギリス保守主義（保守党）は、トーリー主義（トーリー党）をベースに発展してきた。

二〇世紀初頭の保守党議員で文筆家でもあったセシル（Hugh Cecil）によると、イギリス保守党のプリンシプルまたはイデオロギーとなる「近代（政治的）保守主義」（Conservatism）の構成要素は——一九一二年当時の段階で——

三つあるとされている。すなわち、①自然的保守主義 (conservatism) 「イデオロギーの違いを問わず、あらゆる人間に共通する未知なるものへの不信の念と、慣れたものに対する愛着の念」、②トーリー主義 「国教会と国王の擁護、つまりは宗教と権威に対する崇敬の念」、③帝国主義 (imperialism) 「他に適当な名称がないためこのように呼ぶが、要するに国家の強大化を支持し、国家を強大にするための国家統一を支持する感情」がそれである (Cecil 1912: 244 栄田訳1979: 203)。

セシルに従えば、このように比較的幅広い「保守主義」の一要素が「トーリー主義」ということになる。しかも自然的保守主義は変化を嫌う人間性ゆえ、イデオロギーの左右を問わない。また歴史的に見た場合、帝国主義も、自由党や社会帝国主義など保守党・保守主義以外のものと全く無縁とはいえなかった。その意味では、トーリー主義こそ、「トーリー党とイギリス保守党・保守主義固有の要素」といっても過言ではない。

本稿は、前述した「リベラル・トーリー主義のホイッグ的バージョンアップ (議会改革の事後承認)」こそ、一八三〇～四〇年代に実現した「トーリー党 (トーリー主義) からピール的保守党 (保守主義) への発展過程」の要諦と考える。

そこで今度は、当時の重要な史料などから、「保守党」という呼称あるいは保守主義に関する言説について確認してみることしよう。

(1) タムワース宣言に見る「保守党」(保守主義)のあり方

イギリス保守主義の発展は、一八世紀末における政治思想面のバーク (主に自然的保守主義) や、政治的態度面の小

ピット（主として帝国主義）に加え、一八三〇～四〇年代にかけて主にピールが実践してきた「トーリー党のモダニゼーション（近代化）」による貢献も大きい（Leach 2015 : 64-65）。ちなみにセシルも、「保守党」という呼称は一八三五年まで採用されなかったと述べている（Cecil 1912 : 64 柴田訳1979 : 55）。その理由は必ずしも明らかにされてはいないが、彼がピールとその「タムワース宣言」を念頭に置いていた可能性は十分ある。

ところが、「はじめに」でも触れたように、ピールは同宣言文で「保守党」はもちろん「保守主義」という言葉すら一切使っていない。⁵⁾にもかかわらず、タムワース宣言が以後研究者によつて、「穏健な保守主義の creed」（Stuart 1978 : 96）、「トーリー主義から保守主義への移行」（Leach 2015 : 67）、あるいは「保守党の the founding document」（Garnett 2023 : 36）などと評価されるのはなぜであろうか。

それは、一八三〇年に初登場した「保守党」という呼称に、「リベラル・トーリー主義者」ピールが——あくまで国王陛下の政府の首相という立場からではあったが——「タムワース宣言」という形で具体的なプリンシプルを吹き込んだと考えられるからである。そして、同宣言文において、そのプリンシプルに該当する箇所は以下のとおりとなる。

【タムワース宣言 第六段落目】

「これまで依拠してきた諸原理は守らないと宣言して政権を受諾する気はない。同時に、このたびの選挙権拡張がなされた時期、自分が弊害の擁護者であったとか、慎重な改革の敵であったとかを認めるつもりも一切ない。通貨改革、刑法の統合整理、陪審裁判制全体の見直しに、積極的に関与してきたからである（以下省略）。」

この主張は、ピール自身、「トーリー主義者」として一八三二年の第一次選挙法改正に反対してきたことを事実として認めながらも、第一次選挙法改正が「慎重な改革」として立証できるのであればこれを否定するものではなく、また国務大臣として自分がこれまで種々の改革を実現してきた実績を訴えた内容となっている。それゆえこの部分は、ピールのトーリー主義が極右派のそれとは異なる「リベラル・トーリー主義」であることを示した箇所と考えられる。続けてピールは、次のように訴える。

【タムワース宣言 第七段落目】

「選挙権の拡張そのものに関して、私は、改革実現後、議員として再び下院に戻った際に行った宣言の内容、すなわち、このたびの選挙権拡張は偉大な憲法の問題に関する最後の、そして取り消すことのできない解決であるという考えを——この国の平和と繁栄を願う人なら、直接的な手段によってであれ、狡猾な手段を通じてであれ、二度と覆そうとはしない解決であるという考えを——ここでもう一度繰り返させていただく所存である。」

この部分は、いわゆるピール的、すなわち穏健な「保守主義」を表明した箇所と見ることができ、つまり第一次選挙法改正の成果を自分の新政権下でひっくり返すつもりはないと断言することによって、ホイッグ政権で実現した「議会改革」を既成の事実として受け容れる——これをむしろ返したりはしないと表明（中村1986：113-114）しているからである。

そしてこのような考えに基づき、第一次選挙法改正をめぐる自分たちの今後の態度・対応について、ピールは次の

ように説明する。

【タムワース宣言 第八段落目】

「この選挙権拡張の精神が、仮に古来の権利に対する尊敬や、規範となるべき権威に対する敬意という、法や理性よりはるかに強くて偉大な統治手段の完全放棄を意味するのであれば選挙権拡張を受け容れるつもりはない。しかし、選挙権拡張の精神が、既存の諸権利の確固たる維持や、明るみとなった弊害の矯正や、真の不平不満の原因の解消と結びつき、世俗的宗教的諸制度を友好的な感情で慎重に再検討することだけを意味しているのであれば、私自身と同僚のためにも (for myself and colleagues)、そのような精神と意図に基づいて行動する⁽⁶⁾と約束できる。」（傍線引用者）

以上の内容（ピールの考え）から、第一次選挙法改正（選挙権の拡張＝議会改革）をめぐる「旧・反対派＝トーリー党」全体の態度・対応の変化の中に、トーリー党（トーリー主義）から保守党（保守主義）への変化をも見出すことができる。すなわち、ピールがここで示した、リベラル・トーリー主義のホイッグ的バージョンアップ（議会改革の既成事実としての容認）こそ、古い「トーリー主義」に代わる新たな「保守主義」であり、またこれからの「保守党」のあり方を表明したものとといえるであろう。当時（第一次選挙法改正後のホイッグ党優位時代）におけるピール一派の現実的難題は、「伝統的トーリーのコアを遠ざけない程度に穏健なホイッグ派を包摂し、急進主義の台頭を阻止すること」（Stuart 1978 : 35, 94）だったと考えられるからである。

上記の見解を補強するため、今度はピールをはじめ同時代人の言説などから、「保守党」という呼称や、保守主義も含めた新しい保守党に関する考え方を検討してみよう。

(2) 一八三〇〜四〇年代の「保守党」をめぐる主要言説

先ず、タムワース宣言の公表前(①一八三三年一月三日、②一八三四年五月二五日)、第一次ピール内閣で内相を務めたゴールバーン(Henry Goulburn)に宛てたピール書簡二通を分析する。

①でピールは、その人数はともかく「保守党と呼ばれている政党」(party which is called Conservative)の主な目的としてラディカリズムに抵抗すること、加えて(第一次選挙法改正に伴う)民主主義の影響力のさらなる浸透を阻止することを挙げている(Charles S. Parker 1970, II: 212)。ここから、ピールとそのリベラル・トーリー主義(保守党)の当座の目標のようなものが浮かび上がってくる。さらに重要なのは、当の保守党について、リーダーのピールが「保守党と呼ばれている政党」と表現している事実である。無論これだけで即断するのは禁物だが、この表現を見る限り、ピールが「保守党」という呼称の採用・導入に当初から積極的だったとは言い難い。

一方②では、「ホイッグ党政権に対する一時的勝利という単純な目的で、急進派を操ろうとしたり急進派に接近したりするなど、これと仲良くすること全てに反対する」としたうえで、「仮に組閣まで命じられたら、現政権を支持する比較的穏健で尊敬に値する人たち(※引用者註 ホイッグ党の穏健派議員たち)から多くの善意を得ること、あるいは少なくとも彼らの敵愾心を和らげること以外、保守党(The Conservative party)はどうかやって自らを維持することができようか?」(Charles S. Parker 1970, II: 244)と明言している。

ここから、急進派議員からではなく、穏健なホイッグ党議員からの支持を得ることこそ、タムワース宣言も含めた、ピールとリベラル・トーリー主義（保守主義）の基本戦略であったことがうかがえる。同時に、この一八三四年五月の段階で、ピールは自分の党を「保守党」と述べていることから、一八三五年総選挙とタムワース宣言が「トーリー党」イメージアップの、具体的には「保守党」という呼称も併用するきっかけの一つになった可能性は否定できないと思われるのである。

ちなみにピールは、タムワース宣言公表の約半年ほど前（一八三四年七月二三日）、「組閣を要請されるとは思っていないが、もし要請があつたらその責務を拒絶しない。しかも保守のプリンシプル（Conservative principles）をベースとする政権を支持してくれるかどうか確かめるため、憲法上のあらゆる手段を用いる決意」（Peel, *Memoirs* : 13）という内容の覚え書きを残しており、これがその後、タムワース宣言として結実したと見ることもできる。

また、ピールは、第二次内閣総辞職直前の一八四六年六月二一日、ウェリントンに宛てた書簡の中で「政府というもの、それを当たり前のようにサポートしてくれる存在が必要です。だから保守党政府（Conservative Government）なら、保守党（Conservative party）によつてサポートされるべきです」（Charles S. Parker 1970, III : 364）と述べており、この時期になるとピールも、「保守党」という呼称とその存在理由を完全に認識していたといえる。

では、ピールの同時代人は、「保守党」という呼称についてどのような見方をしていたのであろうか。紙幅の都合で、特に重要なものを一つだけ選んで分析することにした。

一八三五年総選挙敗北後、内閣総辞職を明言したピールに刺激され匿名で書かれた *Hints to the conservatives, in*

a letter addressed to Sir Robert Peel, Bart., M.P. (London: 1835) は、保守党という用語の相対的目新しさをよく考えるよう、同僚たちに進言した内容となっている (Gaut 2023: 71)。本稿のテーマと密接に関わる貴重な証言なので、かなり長くなるが以下のとおり引用する。

「閣下、……党名として導入された「保守」(‘Conservative’) という新しい言い方を今や多くの人が歓迎するのは、単に当事者がその新しい言い方をするだけで、トーリーというほとんど廃れた、とても不快なニックネームから完全に切り離されるからだけではありません。むしろそれより本質的に重要なのは、少なくともさしあたり、この党名には不快な響きは一切ないので、結果として、最もリベラルな意見のもち主をイライラさせることも、そしてまた最も頑固で頭の固い人たちが不満に思ったりすることも、ほとんどなくなると思われる点です。この新しい党名は、これまでほとんど獲得できなかった精神的自主性をもたらし、さらには、イギリス人が大切に支え続けるようになった統治上のプリンスプルにもなるし、立ち止まって考えるための空間と休息時間をも万人に与えてくれるのです。……我々はホイッグやトーリーという言い方を過去のものとして見るようになりましたので、今後ホイッグやトーリーという二つの言い方への厳格な定義づけは一切必要なくなるでありましょうし、両党それぞれ伝えていく印象を、少なくとも、より一般的な表現で、しかも率直な心と探究心に合わせて描こうとするようになるかもしれません。……トーリー主義は、一貫した惰性や、あらゆる変化への抵抗を表わすとともに、わが祖先がつくりあげた諸制度への無限かつ迷信的ともいえる崇敬の念を意味する言葉と考えられています。それとは逆にホイッグ主義は、知性の進歩に伴い、いつか到達すると思われる想像上の完成形を常に目指しています。それも今や、昔の

こととはいえない状況になってきました。それゆえ、あらゆる濫用の責任を彼らに取らせ、彼らが企てる改良計画を一切重視しなくて済むようになるという理由により、この保守党という名称にはトリー党という名称以上にアドバンテージがあるのです。」(Gaunt 2023 : 91) (傍線引用者)

以上の言及から以下の点が明らかとなる。具体的な経緯は不明にせよ、一八三五年頃に「トリー」と「保守」が党名として併用されるようになっていたこと。同党議員からすれば、イメージアップやバージョンアップという点でも、「トリー」より「保守」の方が好都合で、しかも一種の政治的な旨味すらあると認識されていたこと。そして何より、穏健なホイッグ党議員に代表される「最もリベラルな意見の持ち主」も、ウルトラ・トリー主義者に象徴される「最も頑固で頭の固い人たち」も、「保守党」という党名なら全て同時に満足させられること。つまりは「コア」の部分を遠ざけずに、その「周辺」に居る似たような考えの人たちも包摂できる可能性があること。換言すれば、中長期的に見て、急進主義や革命勢力に対抗できる支持基盤の構築と拡大につながる。少なくともこの筆者は、そうした「現実的側面」を理解していたこと、などである。

したがって、「保守党」という呼称の採用・導入の⁽⁸⁾主役は誰か、そしてその具体的な経緯がどうだったのかについては必ずしも明らかではないものの、一八三〇年に初登場した「保守党」という呼称が一八三五年前後の国内政治状況を通じて徐々に用いられるようになっていったことはほぼ間違いない。もちろん、ピールのタムワース宣言に「保守党」「保守主義」という表現は確かに見当たらない。しかし、ピールに代表されるリベラル・トリー主義のホイッグ的バージョンアップを「保守主義」とするなら、「保守党」という呼称の登場と併用には、そのためのリ

ニューアルオープンを内外にわかりやすく示す役割があつたといえるであろう。

五、おわりに

周知のように、今日でもイギリスの新聞記事や雑誌などでは、「トリー」と「保守」が併用されている。したがって、公式の手続きを経て「トリー党」から「保守党」に変更されたわけではない。前者と後者の間には、連続性や継続性も、ある程度見出せるからである。その意味でこの事実は、イギリス保守党それ自体が、歴史的にも本質的にも、「きわめて無定形な存在」(Jennings 1961: 61)であることを物語っている。

それでも一八三〇年代における「保守党」という呼称の由来、あるいはその漸進的な用いられ方などを見てみると、やはりそれは旧トリー党(トリー主義)のバージョンアップと無関係ではなかった。同時に、政治集団としての——過去との訣別も含め——イメージアップやリニューアルオープンにも関係があつたと言わざるを得ない。もちろん一八四六年の穀物法撤廃をめぐる保守党分裂(註(8)を参照)からも明らかのように、そのプロセスは「決してスムーズなものではなかった」(Jones 2019: 18)。

いずれにせよ「保守党は、保守主義を公共政策に転換するための手段」(Norton 2008: 324)である。そうである以上、「リベラル・トリー主義をベースとする、議会改革の事後承認」、言い換えれば「リベラル・トリー主義者を主体とした、ホイッグ穏健派の包摂」こそ、一八三〇年代におけるイギリス保守主義の、ひいては近代イギリス保守党生成プロセスの一端であり、特徴の一つといえるのである。

一八三〇年以降における「保守党」という呼称の漸進的使用と定着は、「上意下達」というトーリーのイメージとは裏腹に、「上からの」トップ・ダウンというより、トーリー系政治ジャーナリズムという比較的「外側の」領域からスタートしていた。それゆえこのテーマを論ずる場合、イギリスの政治学者ベイル (Tim Bale) の指摘する「メディアの中の政党」(the party in the media)⁽⁹⁾ という視座も欠かせないことが、今回の考察から明らかとなった。そうだとすれば、前述した『クォーターリー・レビュー』に代表されるトーリー系政治ジャーナリズムもまた、広義の政党組織として理解しなくてはならないかもしれない。加えて、トーリー系各組織間の意見対立などにも注目していく必要があろう。

本稿では、順序として、先ず中央(院内議員集団)レベルの動きに注目したため、地方(院外組織)の動向に眼を向けることができなかった。また、「保守党」という呼称の登場と併用が、結果として党内団結や凝集性に、あるいは新・旧有権者層にどのような影響をおよぼしたのかについての分析も残されており、今後の研究課題としたい。

(1) 一八三二年から一八四一年にかけて実施された各総選挙の党派別獲得議席数は、以下のとおり(定数六五八)。

・ホイッグおよび急進派など(のちの自由党)	一八三二(四七九)	一八三五(三八三)	一八三七(三四九)	一八四一(二九〇)
・トーリー(のちの保守党)	一八三二(一七九)	一八三五(二七五)	一八三七(三〇九)	一八四一(二六八)

但し、この時代のイギリス総選挙結果は、資料によってその詳細がマチマチとなっている。そのため本稿では、Chris Cook and Brendan Keith, *British Historical Facts 1830-1900* (London and Basingstoke: Macmillan) 1984 (rep.), pp. 138-139を参考

にした。

また、本稿では便宜上「トリー党」「ホイッグ党」という言葉を用いるが、当時そういう名前の今日的意味での「政党」(parties)が存在していたわけではない。一八三二年に第一次選挙法改正が実現するまで、例えば「小ピット派」(Pittite)、「フォックス派」(Foxite)と呼ばれるのが当時は一般的だったように、その実態は有力政治家個人とその同僚議員による「徒党」(factions)でしかなかった (Blake 1988 : 9 早川訳1979 : 21 中村1986 : 112ほか)。

それゆえ一八三〇年以降、主要争点をめぐる論争とそれぞれの政治的スタンスや同盟協力関係などから、現状維持派が「トリー」、穏健な改革志向派は「ホイッグ」と認識され、それらが徐々に一般化・系列化されるようになっていったという点に留意する必要がある。

(2) タムワース宣言(一八三四年)は、総選挙直前に第一次ピール内閣(閣議)で公認され、「首相」としての立場でピールが行った全有権者向け所信表明演説である。一般には、今日風総選挙マニフェスト (manifesto) の起源として位置づけられている。それに加え、最新のイギリス保守党史研究においても、同宣言は、新しい穏健な保守主義や近代保守党の founding document として評価され続けている (Gaunt 2023 : 3, Garnett 2023, 36)。

(3) トリー系の『クォーター・レビュー』は、ホイッグ系の『エディンバラ・レビュー』(The Edinburgh Review) 誌(一八〇二年創刊)に対抗する形で一八〇九年に創刊されたが、一九六七年に廃刊となっている。

(4) 一七一四年にアン女王 (Anne) が死去し後期スチュアート朝が断絶して以来、「トリー」「ホイッグ」という呼称はほぼ形だけとなり(形骸化)、小ピットを含む一八世紀当時のイギリス政治家の大半は「ホイッグ」を自称していたとされている。

その主な理由として、王位を継いだドイツ出身のジョージ一世 (George I) の即位以来、ジャコバイト (Jacobite) ——旧ジェームズ二世とその子孫の王位継承こそ正統と考える議員たち——と敵対関係にあったホイッグ党議員の主導でそのハノーヴァー朝が誕生したことから、当時の議員たちがハノーヴァー朝への固執を示す時代が長く続いたため、とする見方もある。ちなみに、本文中にもあるように、一八〇六年に小ピットが死去すると、小ピット派の立場を引き継いだ議員たちが次々と

政権を担当した結果、徐々に‘a new Tory party’の核が形成されていった。それでも一般的呼称としての「トーリー」はまだ使用されていなかった。通説では、一八二〇年代末に比較的リベラルな国内政策（リベラル・トーリー主義）や外交政策（いわゆる「カニング外交」）を推進したことで知られるカニングが、小ピット陣営で唯一初めて「トーリー」を自称した議員とされている（Cf. Blake 1988 : 9 早川訳1979 : 21、Stuart 1978 : 8-9）。

(5) タムワース宣言の特徴やその政治史的意義の分析については、さしあたり渡辺容一郎『現代ヨーロッパの政治』北樹出版、二〇〇七年を参照されたい。

(6) タムワース宣言の本文については、各段落とも全て Robert Peel, *Memoirs, Biblio Life*, n.d. 版の pp. 58-67 をテキストとして参照した。

(7) 「ホイッグ党」が「自由党」(the Liberal party) と呼ばれるようになった時期についても諸説ある。

ジェニングスによれば、一八三九年六月にホイッグ党指導者の一人ラッセル (John Russell) が、ヴィクトリア女王 (Victoria) に宛てた二通の書簡の中で、the Whig party の類義語 (synonym) として ‘Liberal party’ を用いたとされる。そのうえでジェニングスは、一八五二年の時点では ‘Whig’ と ‘Liberal’ が併用されていたが、一八五五年になると ‘Liberal’ が一般的となり、そして一八五九年の段階では、悪口を除いて ‘Whig’ は一切用いられなくなったとして、一八五二年から一八五九年を「自由党」という呼称が定着した時期と位置づけている (Jennings 1961 : 75-77)。

(8) 一八四六年の穀物法撤廃をめぐる保守党分裂後、(のちにホイッグ党や急進派などと合流して自由党誕生の基礎となる)ピールとその自由貿易派議員を事実上追放したディズレーリ (Benjamin Disraeli) たち保護貿易派は、新党の名称をどうするか議論した。

結局、元のまま「保守党」という呼称を引き継ぐことで最終合意を見たが、新党名の候補として、「保護貿易党」(the Protectionist party) や「地方党」(the Country party) なども検討されていた (Jennings 1961 : 59-60) という。

(9) ここでいう「メディアの中の政党」とは、具体的には政党の戦略に巨大なインパクトを及ぼす編集者やコメンテーター、ジャーナリスト、あるいはそれらに関係する人びとを指す。

ベイルによれば、こうした人びとの存在を知らずに保守党政治を理解することはできない。また、メディアの中の政党は、場合によっては、草の根党活動家による熱狂的コア・サポーターや単なる下院議員以上に、保守党党首のリーダーシップに多大な影響力を行使する存在とされている (Bale 2016 : 2, 17)。

主要参考文献

- Bale, Tim. 2016 (second edition). *The Conservative Party from Thatcher to Cameron*, Cambridge: Polity Press.
- Birch, Nigel. n.d. *The Conservative Party*, London: Collins.
- Blake, Robert. 1988 (second impression). *The Conservative Party from Peel to Thatcher*, London: Fontana Press.
- Cecil, Hugh. 1912. *Conservatism*, London: Williams and Norgate.
- Cook, Chris and Brendan Keith. 1984 (rep.). *British Historical Facts 1830-1900*, London and Basingstoke: Macmillan.
- Gaunt, Richard A. 2023. *Sir Robert Peel — Contemporary Perspectives, vol. II The New Conservatism, 1830-1845*, Abingdon: Routledge.
- Garnett, Mark. 2023. *Conservatism*, Newcastle upon Tyne: Agenda publishing.
- Jennings, Ivor. 1961. *Party Politics, vol. II The Growth of Parties*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Jones, Emily. 2017. *Edmund Burke and the Invention of Modern Conservatism, 1830-1914*
———*An Intellectual History*, Oxford: Oxford University.
- Leach, Robert. 2015 (third edition). *Political Ideology in Britain*, London: Palgrave.
- Memoirs by The Right Honourable Sir Robert Peel*,
published by the Trustees of his papers, Lord Mahon (now Earl Stanhope) and The Right
Hon. Edward Cardwell, M. P., Part II.———*The New Government; 1834-5*

(London: John Murray) 1858, in *Robert Peel, Memoirs, Biblio Life*.

Norton, Philip. 2008. "The Future of the Conservatism." *The Political Quarterly*, 79-3.

Sir Robert Peel from his private papers,

edited for his trustees by Charles Stuart Parker with a chapter on his life and character by his grandson, the Hon. G. Peel
vol. II vol. III (New York: Kraus Reprint) 1970. Originally published: London: J. Murray 1899.

Stuart, Robert. 1978. *The Foundation of the Conservative Party 1830-1867*, London: Longman.

The Quarterly Review, vol. XLII, published in January and March, 1830 (London: Palala Press).

中村英勝. 1986. 『イギリス議会議史〔新版〕』有斐閣.

松村赳・富田虎男編著. 2000. 『英米史辞典』研究社.

渡辺容一郎. 2007. 『現代ヨーロッパの政治』北樹出版.

渡邊容一郎. 2022. 『西洋政治史』晃洋書房.

ヒュー・セシル著(栄田卓弘訳). 1979. 『保守主義とは何か』早稲田大学出版部.

ロバート・ブレイク著(早川崇訳). 1979. 『英国保守党史』労働法令協会.

〔付記〕 本稿は、二〇二二年度日本比較政治学会研究大会報告論文(未定稿)にあらためて加筆し、修正を加えた内容である。学会当日は討論者をはじめ会員諸氏から多くの貴重なコメントをいただいた。記して感謝の意を表したい。

政治参加の意味変容

杉本竜也

はじめに

- 1 政治参加の基本形式
- 2 トクヴェールの政治思想における政治参加
- 3 ケアという実践と政治
- 4 現代社会における「生活者」
おわりに

はじめに

本研究は、政治参加に関する基礎的な研究を踏まえた上で、トクヴィルの政治思想、ケアの倫理・ケアのデモクラシー論、そして天野正子の「生活者」概念と主婦への注目という三つの政治・社会思想を参考として、政治参加の内容の変化とその本質について考察することを目的としている。

デモクラシーが市民による政治を意味するのであれば、デモクラシーはすべて基本的に参加デモクラシーである。そのため、デモクラシーにおいて政治参加が重要であることに關しては、多くの支持が得られるであろう。しかし、実際のところ、政治参加の姿やそれに対する評価は多様である。すべての選挙に当たって欠かさず投票する人は、褒められることはあるとしても、批判されることはまずない。しかし、どれだけ誠実な思いに基づいていたとしても、暴力を伴った政治参加を行った場合には、厳しく批判されることは珍しくない。つまり、政治参加には、質と程度と内容に關して、「良い政治参加」と「悪い政治参加」が存在することになる。^①

しかし、それ以前に、そもそも現代の日本社会において、政治参加はきわめて低調である。二〇二二年の第四九回衆議院議員総選挙の投票率は五五・九二%であり、政権を選択する選挙であるにもかかわらず、有権者の半数しか投票していない。^② デモなどの直接行動に至っては、二・九%の参加率にとどまるというデータもある。^③ 要するに、現代の日本においては、デモクラシーの必須条件である政治参加が消滅しかかかっていることになる。

その一方で、フェミニズム研究やジェンダー研究の進化に伴って、政治という営みの再検討が進んだことにより、政治参加を議論すること自体が難しくなっている。つまり、これらの研究により、従来のデモクラシー理論が想定し

ていた政治参加は、女性らが排除された政治・社会構造を前提とした、成人男性のみを主体としたものであったことが明らかになっている。そのため、政治参加を巡る議論は、単に人々の参加を促すだけでなく、政治・社会構造全体の再検討も視野に入れたものである必要がある。

本研究では、政治思想・政治哲学の観点から政治参加の意味を考えていく。その基礎となる問題意識はデモクラシーの必要条件である政治参加の活性化の模索であるが、従来からのデモクラシー理論をそのまま依拠するのではなく、政治参加自体の問い直しを行っていききたい。

本研究では、第一に政治参加に関する基本的な理論や概念を把握する。政治参加に関する研究は多数存在しているが、日本の政治学者による研究成果として評価の高い蒲島郁夫のそれを主な材料とする。

第二に、政治参加を求めるデモクラシー理論の源流としてのトクヴィルの政治思想について考察する。彼の政治理論は政治参加に関する基本的公式となっているため、これを研究することは不可欠である。同時に、トクヴィル考える政治参加のあり方が既述のような排他的性格を持っていた点などを批判的に再考する。

第三に、ケアの倫理およびケアのデモクラシー論における参加について考える。ケアの倫理やケアのデモクラシー論はトクヴィルのな政治思想の対極に位置する政治思想であり、これを批判的に見直すにあたって重要な役割を果たすことになる。ケアの倫理やケアのデモクラシー論における参加を考える際に重要なことは、ケアが直接的に狭義の政治⁴に関連する実践ではないということである。むしろ、ケアという実践の多くは、狭義の政治が介在しない領域で行われていることが重要になる。

第四に検討するのは、天野正子による「生活者」論から考える政治参加である。天野が注目するのは、近代以降の

政治理論においても、またそれへの批判理論としての性格を持つフェミニズムからも見落とされてきた主婦という存在である。彼女は、主婦について考えることを通して、戦後日本社会に生きた市井の人々の生を積極的に評価しようと試みる。主婦という存在を政治思想的に考える意味は、それが基本的に私的領域に属する存在であったことに求められる。主婦はあくまでも私的領域に属しながら、それだからこそ可能な「共」的实践の姿を提示してくれている。

これらの研究を通して、政治や社会、そしてそれらを支える思想の変化に伴って、求められる政治参加のあり方が変化してきたことを明らかにする。そして、政治参加について考える際に必要な視点について考察する。

1 政治参加の基本形式

研究者によって、政治参加という言葉が意味しているものには違いがある。ここでは、政治参加に関しては日本を代表する研究業績をまとめた蒲島郁夫による端的な定義を、まずは提示したい。それによると、政治参加は、「政府の政策決定に影響を与えるべく意図された一般市民の活動」^⑤である。さらに蒲島は、サミュエル・ハンティントンとジョアン・ネルソンによる、より詳細な定義を紹介している^⑥。それは、第一に、「政治参加は実際の活動であって、政治的知識、政治的関心、政治的有感などの心理的指向は含まない。これらの政治心理的指向は政治参加と密接に関連はしているものの、まったく同じではない」。第二に、「政治参加とは一般市民の政治活動であり、官僚や政治家やロビイストが職業として行う諸活動は含まれない」。第三に、「政府に影響を及ぼすべく意図された活動に限られ、儀式的な政治参加や、活動の対象が政府ではない、たとえば民間労働者の賃上げ要求のためのストライキなどの諸活

動は政治参加の中に含まれない」。第四に、「政府の意思決定に影響を与えようとする行動であれば、その活動が実際に効果を及ぼしたかどうかに関係なく政治参加の範疇に含まれる」。そして、第五に、「自分自身の意思で行動する自主参加だけでなく、他者によって動員された動員参加も政治参加に含まれる」。いわば、政治参加とは、政治を職業とするような「プロ」による活動ではなく、日常的には狭義の政治の領域には属していない「アマチュア」の活動ということになる。

さらに、蒲島は、シドニー・ヴァーバらの見解に基づき、次のように政治参加の形態をまとめている^①。第一が、投票である。有権者は定期的な選挙を通して、その政治的選好を政策決定者に伝達する。投票は参加コストが少ない割には、投票結果が政治家に対する圧力は大きい。第二の形態が、選挙活動である。これは投票参加以外の選挙運動、たとえば知人らへの投票依頼や献金、選挙運動の手伝いなどがある。選挙活動には、投票より多くの自発性と積極性が必要となる。第三が、地域活動である。これに含まれる政治活動は広範で、選挙や選挙運動、個別接触以外のほとんどの政治活動が該当する。環境運動や平和運動、消費者運動なども、この形態の活動である。集団活動は単一の争点を巡って行われるために政治的情報量が多く、その効果も当初の集団だけでなく、一般的なレベルにまで浸透する。第四が、個別接触である。これは、本人やその家族の便宜を図るために官僚や政治家に接触することである。個別接触での依頼が個人的な事柄であるために、圧力の程度は小さい。また、結果の影響も依頼者個人に限定されているために、その範囲は狭い。しかし、多大な積極性と自発性が必要となる。第五の形態は、暴力である。第一から第四までの形態が合法的な「システム内」の政治参加であるのに対して、暴力は「システム外」の政治参加であり、人間や個人所有の財産に物理的損害を与えることによって政府の決定に影響を及ぼそうとする活動である。具体的には、

クーデタや暗殺、騒乱や革命などがある。これらは政治参加の権利が広く与えられていない政治システムや、そのような権利が与えられていたとしても社会の少数派であり、かつ強い政治的願望を有している人々によって行使される傾向がある。

ただ、蒲島はこれらの形態分類を、二〇二三年の新著で追加と修正を加えている⁽⁸⁾。まず、ロナルド・インゲルハートらの研究を踏まえて、抗議活動が追加されている。抗議活動は、社会的に疎外され、既存の政治システムにアクセスできない少数者が不満を抱くことで発生するものであり、既存の政治制度の正統性に対する挑戦という性格を有し、しばしば暴力が伴う。しかし、一九六〇年代後半から七〇年代にかけて発生した学生運動や反戦デモを見ると、むしろ教育機会や所得面で恵まれた者が主体となっている。蒲島は、抗議活動を新規に追加しているが、その特徴は従来の分類における暴力と重なる部分が多い。彼があえて暴力と抗議活動を分けているとすれば、これらの間には本質的な違いがあることになる。それは、やはり、抗議活動があくまでも「システム内」の活動であるのに対して、暴力は基本的に「システム外」の活動であるという違いが大きく影響していることが考えられる。

もうひとつの追加は、オンライン活動である。これが他の政治参加の形態と大きく異なっている点は、参加に当たって使用するツールによって定義されていることである。インターネットを使用した政治参加は、参加コストが著しく低く、効率的である⁽⁹⁾。

さて、蒲島は、政治参加を巡る議論を、それを積極的に要求する参加民主主義理論と、ヨーゼフ・シュンペーターに代表される、市民の能力的限界の認識の上に成立するエリート民主主義理論との論争として理解している⁽¹⁰⁾。

参加民主主義理論は、一般の市民には政治社会を維持する能力があるという見解に基づいている。市民革命以来、

デモクラシーを要求する声は市民の能力に対する肯定的な見解に基づいていたが、一九世紀から二〇世紀に現れた大衆デモクラシーの失敗はそのような期待が楽観的に過ぎるものであることを明らかにした。^⑪ここで問題とされるのは、デモクラシーの主体である市民の資質の問題である。

広範な政治参加がデモクラシーの条件であるとしても、すべての市民が善良で有徳である必要はない。そもそも、古代以来のデモクラシーの定義によれば、それは悪しき多数者支配を意味していた。^⑫西洋政治思想史の大半の時代においてデモクラシーにはマイナスのイメージが伴っており、これに肯定的な印象が持たれるようになったのは一九世紀以降のわずかな時に過ぎない。しかし、デモクラシーが市民による政治であるとすれば、それが市民の徳性を問わないとしても、市民の参加は欠くことのできない条件となる。その点で、デモクラシーにおいてより妥当性が認められるのは、シュンペーター的なエリート民主主義理論よりも参加民主主義理論であると評価することができる。

参加民主主義理論を明確に示した代表的な研究者としては、キャロル・ペイトマンが挙げられる。彼女が参加民主主義論の理論的根拠と考えたのが、ジャン＝ジャック・ルソーであった。とりわけ、ペイトマンがルソーの政治思想の中で重視したのが、デモクラシーの持つ教育的効果である。^⑬人々は、デモクラシーにおける経験をを通して、政治や社会に責任を負う個人すなわち市民へと成長することが可能となる。注目すべきは、人間は政治的に完成された状態でデモクラシーに参加する必要はないということである。^⑭つまり、ペイトマンがルソーの政治思想の中に見出しているものは、市民という存在の可能性である。市民とは政治社会に生きる人間が到達する理想状態ではなく、デモクラシーというプロセスを通して成長を実現する過渡的存在を指している。人々は市民になってからデモクラシーに参加するのではなく、デモクラシーに参加していること自体によって市民でいられるのである。

ただ、ペイトマンの政治理論は、ルソーの拡大解釈によって可能になったものだ考えられる。山本圭は、ペイトマンの議論を、第一に国家レベルの代表制をもって民主主義を代表させるのではなく、さまざまな場面での人々の政治参加を促進して、デモクラシーを脱中心化・脱集権化を企図するものと評価している¹⁵。しかし、ルソーの政治思想は市民の政治参加を要求するものであるが、きわめて一体性への志向が強いものである。彼においては、共和国 (République) ・ 政治体 (Corps politique) ・ 国家 (État) ・ 主権者 (Souverain) ・ 国 (Puissance) ・ 人民 (Peuple) ・ 市民 (Citoyens) ・ 臣民 (Sujets) が一体化しており、極度の凝集性に基づいた政治社会が求められている¹⁶。つまり、ルソーの本来の政治思想は、脱中心化・脱集権化とは正反対のベクトルを向いている。

ペイトマンは、特定の意図をもって、ルソーを評価している。それは、デモクラシーにおける直接関与の重要性を強調する視点である。ルソーも、ペイトマンも、デモクラシーにおいて政治のプロセスに特定の何ものかを介在させることに対する忌避感はきわめて強い。それは、そのような媒介が介入することによって、何らかの従属関係が発生する恐れがあるからである¹⁷。そのため、ペイトマンの参加民主主義理論は、市民が直接的な政治主体であることを強く求める政治思想である。

ここまでの議論を踏まえて、蒲島による政治参加の整理を振り返ってみると、大きな違いがあることがわかる。それは、蒲島の整理した政治参加はいずれも、市民が直接的な政治主体ではないことである。投票・選挙活動・地域活動・個別接触・暴力・抗議活動・オンライン活動のいずれも、政治に対して何らかの影響力を行使するための活動であったとしても、直接的な政治の担い手としての活動ではない。つまり、現代の政治学は、政治における主体としての役割よりも、政治のプロセスに影響を及ぼす客体としての役割に注目していることになる。

2 トクヴィルの政治思想における政治参加

デモクラシーを理論的に正当化した政治思想家として評価されているトクヴィルであるが、彼の根底にあるのは、人々がデモクラシーの本質的特徴のために、デモクラシーに必須の政治参加から遠ざかることでデモクラシーが維持できなくなることへの危惧である。トクヴィルのデモクラシー論は、デモクラシー自壊への危機感を背景としているため、政治参加を強調する。

トクヴィルは、デモクラシーの悪しき帰結を見据えた上で、自身のデモクラシー理論を構築している。政治参加の点から問題になるのは、彼がデモクラシーにおいて人々の中に生じるとしている個人主義である。それは『アメリカのデモクラシー』の第二巻で論じられており、第一巻では触れられていない。第一巻の段階ではトクヴィルの中に個人主義の具体的なイメージは理論化されていなかったが、その原型は存在していたように推量される。トクヴィルは、個人主義について、次のように述べている。「個人主義は思慮ある静かな感情であるが、市民を同胞全体から孤立させ、家族と友人と共に片隅に閉じこもる気にさせる。その結果、自分だけの小さな社会をつくって、ともすれば大きな社会のことを忘れてしまう¹⁸⁾。換言すれば、個人主義は、「権力の側が力と恐怖によって国民を相互関心の網にからめとるまでもなく、民主社会の平等の力学自体の中に、人を孤立させ、相互の連帯を失わしめる自然の傾向性¹⁹⁾」である。つまり、デモクラシーは、個人主義の作用によって、人々の中の紐帯が失われて、自壊するということである。トクヴィルの理論に基づけば、デモクラシーは悪しき帰結すなわち専制を迎えるはずであるにもかかわらず、デモクラシーが進んだアメリカにおいてはそれが見られず、一定の健全性を備えて機能していた。それは、アメリカにお

いては、デモクラシーを徹底させることによって、その悪弊を克服していたからである。トクヴィルはアメリカにおけるさまざまな実践例を挙げているが、特に触れるべきは地方自治と結社である。

しかるに、自由な人民の力が住まうのは地域共同体の中なのである。地域自治の制度が自由にとつてもつ意味は、学問に対する小学校のそれに当たる。この制度によって自由は人民の手の届くところにおかれる。それによって人民は自由の平穏な行使の味を知り、自由の利用に慣れる。地域自治の制度なしでも国民は自由の政府をもつことができる。しかし自由の精神はもてない。束の間の情熱、一時の関心、偶然の状況が国民に独立の外形を与えることはある。だが、社会の内部に押し込められた専制は遅かれ早かれ再び表に現れる。²⁰

トクヴィルにおいて、地方自治の場合は「自由の精神」の教育の場である。右記の文章は一般に「地方自治はデモクラシーの小学校である」という人口に膾炙した表現にまとめられることが多いが、トクヴィルは地方自治と国政を比較して前者が後者に比べて幼稚で劣つたものとしているわけではない。むしろ、デモクラシーにおいて、中央での政治以上に、地方自治は必要不可欠なものとされている。トクヴィルが地方自治を評価した理由は、人々を否応なくデモクラシーの実践に巻き込むからである。デモクラシーがもたらす個人主義は、人々から公共的な実践に参加する意欲を低下させる。だが、アメリカにおける地方自治は、それを許さない。一九世紀前半のアメリカの地方は、ごく小規模な地域共同体しか存在しない。人々は共同体の活動に参加する以外にない。これが、デモクラシーの個人主義に対して有効に機能するのである。トクヴィルは、「地域自治体から力と独立を奪うならば、そこにはもはや被治者し

か認められず、市民はなくなるだろう⁽²¹⁾という。普通の街の自治活動が、市民を養成する。市民は、そこで、「自由の精神」を実践的に学び取っていく。

単独で行動する自由に次いで人間にもつとも自然な自由は、仲間と力を合わせ共同で行動する自由である。だから私には、結社の自由は個人の自由とほとんど同じように、人間の本性から奪いえないように思われる⁽²²⁾。

もうひとつ、トクヴィルが重視しているものが、結社である。結社は、参加する人々の政治的な資質を向上させると同時に相互的な人間関係を通して適度な利己心を養わせ、市民としての能力の涵養と現実的に機能する連帯の育成を可能とするものである⁽²³⁾。トクヴィルは、結社を組織すること、すなわち協同して活動することが、人間の本質的特性に根ざしたものであるという。つまり、人間は本質的に主体的存在であり、それが具現化されたものが結社だということになる。

地方自治と結社はいずれも、それ自体がデモクラシーの主要な要素であると同時に、その作用によつてデモクラシーが本質的に持っている害悪を抑制させる機能を持っている。言い換えれば、市民の主体的かつ自発的な関与によつて、デモクラシーの自壊作用が克服されるということである。そのため、トクヴィルにおいては、政治参加はデモクラシーの第一条件として位置づけられることになる。

もう一点、トクヴィルの政治思想に関して触れておかなければならないことは、彼における政治参加が、あくまでも身近な実践であったということである。地方自治や結社への参加の重要性を再三主張したトクヴィルだが、中央政

府や国政への参加に関してはまったく異なった姿勢を見せている。それがうかがえるのが、一八世紀フランスの知識人に対する批判である。トクヴィルは、一八世紀のフランスでは知識人たちが公的な事柄から遠ざけられていたため、現実的な知識と経験が欠如して、過度の理性重視に陥った。机上の空論だけで、彼ら彼女らは国政に関する無責任の発言を行う。その結末が、フランス革命であった。⁽²⁴⁾そして、彼は、次のようなフランスの格言を引く。「自治(franchise)と自由を求めすぎではならない。ひどい屈従になって戻ってくるから」。⁽²⁵⁾トクヴィルがこの格言を通して伝えようとしたことは、自治という実践すべてを否定することではなく、理論的なことだけに通じて、現実的な経験の裏付けのない人間が関与することの危険性である。トクヴィルの考えに基づけば、ペイトマンが参加民主主義理論の源流と考えたルソーも、否定されることになる。一般意志に基づく一体的な政治共同体を構想したルソーの政治思想は、著しい理念先行型の政治理論だからである。身近な政治参加は、現実的な政治経験を積む場であり、それだからこそデモクラシーに対する実際的な効果を見込むことができるのである。

実は、トクヴィルの政治思想の中核的なテーマは、デモクラシーではなく、自由である。その点において、彼は西洋政治思想史における本流に位置する。トクヴィルの考えでは、デモクラシーは歴史の必然として求めなくても到来するが、デモクラシーは時に自由を毀損する傾向を持ち合わせているため、自由を守るためには意識的にこれを擁護する必要がある。

その点を踏まえて考えるならば、トクヴィルにおける政治参加は、自由の発露としての行動であるということができる。地方自治と結社に共通する要素は、自由な市民による公的実践だということである。政治参加は、デモクラシーの活動である以上に、自由を体現する行為である。ひとりひとりの市民が身近な課題に当事者として取り組むこ

とに、デモクラシーの本質がある。つまり、自由とデモクラシーを結び付けるものが、政治参加であった。

自由の価値を最重視するトクヴィルにとって、自由はまさに人間の条件であった。であるとすれば、政治参加も人間の条件のひとつとなる。しかし、この考えの下では、さまざまな事情によって政治参加がかなわない人間は、結果的に人間としての尊厳すら傷つけられることになる。

3 ケアという実践と政治

ケアの倫理が社会科学にもたらした影響のひとつは、公私の分化の無意味さを指摘したことであった。ケアの倫理はフェミニズム研究から発展したものであるため、そもそも公私の厳密な分離に対して否定的な性格を持っている。しかし、それ以上に、ケアの倫理はケアというものの意味を考えることを通して、公私の分離から社会科学を解放した。フェミニズムが公私分離を否定したといえるならば、ケアの倫理は公私分離を克服したということが出来る。

もともと一般的な意味において、ケアは人類的な活動であり、わたしたちがこの世界で、できるかぎり善く生きるために、この世界を維持し、継続させ、そして修復するためになすすべての活動を含んでいる。世界とは、わたしたちの身体、わたしたち自身、そして環境のことであり、生命を維持するための複雑な網の目へと、わたしたちが編みこもうとする、あらゆるものを含んでいる。²⁶

右記のジョアン・トロントによる定義によれば、ケアとは人間のよき生とよき人間社会を実現するためのあらゆる活動を指す。つまり、狭義の政治活動も、身近な人のための家事もともにケアであり、またそれらはいずれも公的な性格も私的な性格も持つことになる。というよりも、ケアは公私を超えた「共」の性格を人間の実践に持ち込んだということが出来る。

ケアが対応しようとするものは、人間の脆弱性 (vulnerability) である。ここで、脆弱性とは、「個人の仕事上や公共生活、家族や治療へのアクセス、環境領域といった非常に異なった領域にわたる生活の弱体化、不安定化、離脱、排除を表現するために、社会的生活のなかに現れたひとつのカテゴリーである。他方、この用語の語源は、肉体的のみならず精神的な傷とも関連している」⁽²⁷⁾。社会科学、たとえば政治学が前提としてきた「社会」は、権力を巡る争いが存在していたとしても、ある意味で安定しており、平均的であった。すなわち、政治学のアクターは、慢性的な頭痛に悩まされることも、隣家の騒音に悩まされて不眠になることも、職場の人間関係に悩むことも、失業の不安におびえることもない。しかし、現実の人間の頭の中は、むしろこれらの不安に占められている。ケアの倫理が注意を払うのは、かつての社会科学では些末なこととされ、時には低劣なものとして蔑視されてきた、これらの日常の苦しみである。そして、ケアの倫理では、これらの脆弱性に注目することによって、ケアという人間の実践の中に「共」的性格を見出すのである⁽²⁸⁾。

トロントは近年、「共にケアすること」(Caring with) を重視するようになって⁽²⁹⁾。これは彼女がケアのフェーズの第五段階においているものであり、第一段階の「気づかうこと」(Caring about)、第二段階の「面倒をみること」(Caring for)、第三段階の「ケアする」(Care-giving)、第四段階の「ケアを受け取る」(Care-receiving) の後に

置かれるものである。⁽³⁰⁾「共にケアすること」の特徴は「連帯性」(solidarity)であり、トロントはこれを「多元性」(plurality)・「コミュニケーション」(communication)・「信頼」(trust)・「尊敬」(respect)という言葉で説明している。⁽³¹⁾ここからうかがえることは、トロントによるケアの概念がケアする側からケアされる側への一方向的なものではないということである。ケアは、ケアする側とケアされる側との相互的な関係性の内部で行われる一体的な活動である。本来あるべきケアは、ケアする側とケアされる側の区別を無意味化するのである。

ケアの倫理に基づくデモクラシー社会における政治参加は、ケアという言葉で表現されるものとなるだろう。ケアの概念を突き詰めると、近代政治思想が前提としてきた公私の分離どころか、自他の分離すなわち個人の確立すら無意味化することになる。その点で、ケアの倫理やそれに基づくケアのデモクラシー論は、非・政治的であり、ある部分では反・政治的でもある。ケアの倫理は、近現代政治理論に解体的な自己検証と再検討を求めているのである。

繰り返しになるが、ケアのデモクラシー論における政治参加は、ケアという形で現れる。というよりも、そこにおける政治参加は、すべてケアと定義される。これは何か特別な行為がケアになるというのではなく、それまでケアとは無関係だとされていたものが、ケアという性格を持つことになる。そのような価値転換が起こった世界における政治は、もはやかつての政治の姿を取り得ないのである。

4 現代社会における「生活者」

「生活者」は、大正・昭和以降の日本において生み出された概念であり、西洋における市民とは異なる意味合いを

持つ。しかし、この語は現在まで決まったイメージを確立しないまま、さまざまな場面で使用されている。³²

「生活者」に関する詳細な研究を行った天野正子によれば、この語を最初に使用したのは一九二六年に雑誌『生活者』を創刊した作家の倉田百三である。³³そこでの「生活者」は脱世俗的な求道者であった。そこから始まり、第一に第二次世界大戦中の戦時体制から戦後の窮乏期に至る時代の生活文化論（三木清、新居格、今和次郎、鶴見俊輔、花森安治、溝上泰子など）、第二に高度成長期からバブル経済崩壊後までの時期に至る消費社会論（大熊信行、堤清二、福原義春など）、第三に新しい社会運動としての市民運動（ベトナムに平和を！市民連合）や生活者運動（生活クラブ生協）、第四に二一世紀型社会像の提示（広井良典）や「自分流儀」の生活者論（内山節）を経て、現在に至っている。ここからわかることは、社会や経済状況の大きな変化の中で、「生活者」という概念もさまざまな理解がなされてきたということである。これらの議論を受けて、天野自身は、次のように「生活者」を定義している。「生活者とは、①自らの生活を、生産（労働）や消費、廃棄、政治までも切り離すことなく総体として把握し、そこでの問題解決にむけて取り組む主体であり、②その生活様式を選択をグローバルな視点から点検し、日常生活の再編を持続的に試みる人びとをさしている」³⁴。

トクヴィルのような政治思想と「生活者」を巡る思想が異なっている点は、日常生活をはじめとする私的領域に対する評価である。トクヴィルの場合は公的領域への私的要素の侵入に対して公的実践を一層強化すること、すなわち公的実践としての政治参加を重視することによって、社会の適正化を試みた。ここでは、私的要素に対して、公的要素が絶対的な優位に置かれている。これに対して、「生活者」の思想は、日常生活を軽視せずに、むしろそれによって政治を適正化することを目指している。それは、政治が市井の人々から遊離していくことに対して、日常生活での

営みを政治に反映させることによって、自らのものへと取り戻すことを目指しているのである。

他方、「生活者」の思想とケアの倫理は類似している。いずれも日常生活（ケアの倫理の場合はこれをケアと呼ぶ）を基盤に置き、それを基準に社会や政治の再構成を試みる。重要なことは、経済に対する考え方である。この点に関しては、「生活者」の思想よりも、ケアの倫理の方が経済に対して厳しい見方をしているように考えられる。既述の通り、「生活者」の思想の中には、堤清二（西武セゾングループ）や福原義春（資生堂）といった大企業経営者による社会論も含まれている。彼らは積極的な文化活動を展開し、現代の消費社会に対して含蓄に富んだ見解を表明したが、その軸足はあくまでも企業経営にあり、資本主義に対する根本的な批判はできない立場にあった。「生活者」の思想には、これらの考えも包含していた。これに対して、ケアの倫理が批判の対象としているのは、一九九〇年代以降に極端な拡大を遂げた資本主義経済であり、それを理論的に正当化している新自由主義である。ケアの倫理によれば、過剰な資本主義と新自由主義は日常生活の破壊を通して人間の生全体を破壊するものであるため、これを容認することはできない。ケアの倫理は社会主義・共産主義的な立場を取るものではないが、現在の資本主義に対してはきわめて批判的である。

さて、ここで考えたいのが、戦後日本社会における主婦という存在である。⁽³⁵⁾ 主婦は、多くの男性政治思想家によつて形成された近現代の政治思想では、まったく無視された存在であった。狭義の公的領域のみを対象としてきた近現代の政治思想とすれば、その範囲外にいる主婦は検討の対象にはなり得なかった。それだけでなく、フェミニズムにおいても、主婦は解放の対象から漏れてしまった。上野千鶴子もいうように、マルクス主義フェミニズムの最大の功績は、「家事労働」(domestic labor) 概念の発見であった。これによつて、女性は、自らの権利を主張する「理論

的な武器」を手に入れた³⁶。すなわち、家事労働も賃金の支払いを受けるに値する労働であるにもかかわらず、無償労働として扱われており、家事労働の発見はその不当性を主張する根拠をもたらした。しかし、現実には大多数の主婦は従来からの家事労働に従事したままであり、「理論的な武器」を現実に使用した例は少なかった。結果的に、主婦は、家父長制と資本主義の結び付きを支える存在であり続けた。そのため、マルクス主義フェミニズムの理論展開においては、このような主婦の存在に対する十分な呼びかけは行われなかったように思われる。

天野もまた、無批判に主婦の現状を肯定したのではない。彼女は、少なからぬ日本の主婦がジェンダー規範からの脱出すること（脱主婦化）によって、欧米モデルに基づく解放モデルとは異なる日本独自のオルタナティブなフェミニズムを提起したことを評価する³⁷。ここで具体例として示されるのが、生活クラブ生協（生活クラブ）である。生活クラブは、一九六五年に牛乳の共同購入から始まった。これが他の宅配購入サービスと異なっているのは、班配送（グループ配送）が存在することである。これは近所の人々や友人たちと共同で消費財を購入するサービスであり、構成員自身による仕分けや配布といった作業を介在させることによって、構成員を単なるサービス受益者にしないという効果を持つ。また、生活クラブでは、「エッコロ共済」という相互扶助制度が存在する。これは消費財の破損に対する保障だけでなく、生活クラブの活動参加時の託児サポートなどの活動支援、また家事や共同購入の手伝いをしてくれた人へのケア金の支払いを行う制度である。そして、生活クラブの活動は、このような身近な活動から発展して、環境問題をはじめとする社会問題に関して政府に要請するような政治活動にまで拡大している。

生活クラブの活動は、現代のような金銭次第で過剰なまでにサービスを享受することができる社会において、あえて構成員の実践を要求するシステムである。現実的にこの活動の主体になり得たのは主婦であった。しかし、天野は、

これを、個人の能動性・自発性のみに基づく、日本という「現場」から発信する「草の根フェミニズム」として評価している。⁽³⁸⁾つまり、主婦が周縁的存在であったからこそ、生活クラブのような実践が可能だったのであり、独自のフェミニズム解釈が可能になった。つまり、生活クラブで見られたような主婦の活動こそ、天野が考える「生活者」としての実践であった。

天野の考察に関して、ロビン・ルブランは、「生活者」の運動が元々はジェンダー中立的（天野の表現では脱主婦化）志向であったにもかかわらず、結果的に実際の運動はジェンダー特定のであると述べている。⁽³⁹⁾そして、主婦であることを証明できない男性に、家庭を中心に考える「生活者」の視点を持つことは難しいと述べる。⁽⁴⁰⁾つまり、その点では、「生活者」の運動は、ジェンダー中立性を実現できなかった、もしくはその実現への途上であるという評価になるだろう。

「生活者」は、既存の政治思想において無化させられていた存在であった。しかし、実際には、性別やジェンダーを問わず、すべての社会の構成員は「生活者」としての性格を有している。本研究で取り上げた天野の研究は「生活者」の実態が特定のジェンダーと結び付いたものであることを明らかにしたが、本来はすべての人間が「生活者」に該当するはずである。そのため、「生活者」という概念が今日の社会科学になしうる貢献は、すべての人間が本質的に周縁性を抱えているという現実を告発する点にあるといえる。

政治参加の点から「生活者」の思想を検討した場合、それは私的領域にとどまる市民の存在を重視する思想だといえることができる。近代以降の政治思想は、大衆デモクラシーに代表されるデモクラシーの形骸化現象に対して、公的領域での実践すなわち狭義の政治参加を強調することによって克服することを目指した。これに対して、「生活者」

の思想は、私的領域での活動を通して、公的領域への有効な働きかけを目指す。つまり、あくまでも、「生活者」の思想は、私的領域の活動なのである。それは、長く課題であったジェンダー中立化（脱主婦化）が実現されたとしても変わらない。そこでは、公私の関係は対等の関係に置かれる。私的領域での活動が、公的領域を動かしていく。

おわりに

政治参加は、デモクラシーの条件である。デモクラシーが市民による政治を意味するのであるならば、政治参加がデモクラシーを規定する重要な条件のひとつであり続けるだろう。しかし、本研究で見てきたように、政治参加のあり方もまた大きく変化し続けている。注意しなければならないのは、政治思想の歴史が教える政治参加のあり方と、現代において主流となっている政治学が考える政治参加の間には、無視できないレベルの相違が存在していることである。

トクヴィルの政治思想においても、ケアの倫理の政治思想においても、そして「生活者」の政治思想においても、政治参加とはひとりひとりの市民が実際に当事者として行動・活動することに重点が置かれていた。これに対して、政治参加の基本公式について述べた際に示したように、現代の政治学における政治参加は客体的である。市民は自身が政治主体になるのではなく、政治に対して影響を与えうる存在にとどまっている。また、その分析対象はその行動のみに限定されており、その政治参加の意味自体は問われていない。その点で、現代政治学による政治参加に関する研究は表層的である。

政治参加のかたちは、政治社会や政治制度の変化に従って変化している。それは、それぞれの社会に生きる人間の姿の変化に対応している。政治学における政治参加研究も、それに呼応したものであることが求められる。

アリストテレスがいう通り、人間は共同性を備えた存在である。人間は何らかの形で他者との関係性を築いて生きていく他ない。政治参加はそのひとつである。政治参加を考えるには、人間学的な視点が必要なのである。

※本研究は、科研費・基盤研究(C)「ケアの倫理による近現代政治理論の「主体性」概念の再検討」(19K01484)によるものである。

参考文献

- 天野正子 『現代「生活者」論 つながる力を育てる社会へ』有志舎、二〇一二年。
- アリストテレス、山本光雄訳 『政治学』岩波文庫、一九六一年。
- ブルジェール、ファビエンス、原山哲／山下りえ子／阿部又一郎訳 『ケアの社会 個人を支える政治』風間書房、二〇一六年。
- Chakraborty, Arnab and Paul Licherterman, “Ethnographic Approaches to the Study of Political Participation,” Giugni, Marco and Maria Grasso ed., *The Oxford Handbook of Political Participation*, Oxford: Oxford University Press, 2022, pp. 267-283.
- 蒲島郁夫 『政治参加』東京大学出版会、一九八八年。
- 蒲島郁夫／境家史郎 『政治参加論』東京大学出版会、二〇一三年。
- ルブラン、ロビン、尾内隆之訳 『バイシクル・シティズン 「政治」を拒否する日本の主婦』勁草書房、二〇一二年。
- 松本礼二 『トクヴィル研究 家族・宗教・国家とデモクラシー』東京大学出版会、一九九一年。
- 宮田光雄 『ボンヘッファー 反ナチ抵抗者の生涯と思想』岩波現代文庫、二〇一九年。

小野寺拓也／田野大輔『検証 ナチスは「良いこと」もしたのか？』岩波書店、二〇二三年。

Pateman, Carole, *Participation and Democratic Theory*, Cambridge: Cambridge University Press, 1970.

キャロル・ペイトマン、中村敏子訳『社会契約と性契約 近代国家はいかに成立したのか』岩波書店、二〇一七年。
ルソー、桑原武夫／前川貞次郎訳『社会契約論』岩波文庫、一九五四年。

櫻田謙悟『失った30年を越えて、挑戦の時 生活者 (SEIKATSUSHU) 共創社会』中央公論新社、二〇二三年。

Tocqueville, Alexis de, *Oeuvres, Bibliothèque de la Pléiade*, Paris: Gallimard, 1992. トクヴィル、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第二卷（上）、岩波文庫、二〇〇八年。

Tronto, Joan C., *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethics of Care*, New York: Routledge, 1993.

Tronto, Joan C., *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice*, New York: New York University Press, 2013.

Tronto, Joan C., *Who Cares?: How to Reshape a Democratic Politics*, Ithaca: Cornell University Press, 2015. トロント、ジョアン・C、岡野八代訳『ケアするのは誰か？ 新しい民主主義のかたちへ』白澤社、二〇二〇年。

上野千鶴子『家父長制と資本制 マルクス主義フェミニズムの地平』岩波現代文庫、二〇〇九年。

山本圭『現代民主主義 指導者論から熟議・ポピュリズムまで』中公新書、二〇二一年。

総務省「国政選挙の投票率の推移について」(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/ritu/index.html#)、二〇二三年八月二〇日閲覧。

連合「多様な社会運動と労働組合に関する意識調査2021」(<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20210427.pdf?26>)、二〇二三年八月二〇日閲覧。

(1) 政治における暴力に対する評価は、きわめて困難である。たとえば、残忍な独裁者が暴力によって排除することの善悪を、暴力の行使という点のみを持って簡単に断罪することはできない。また、どれだけ崇高な理想を掲げていたとしても、無辜の

人々に対する無差別な暴力を伴う政治行動を評価することもできない。この点に関しては、ヒトラー暗殺計画に関係したとされる神学者ディートリヒ・ボンヘッファーの考えを紹介することにとどめたい。ボンヘッファーは、人間が責任ある行動を取るのに当たっては、「罪の引き受け」(Schuldübernahme)の覚悟が不可欠であると考え、「宮田光雄『ボンヘッファー 反ナチ抵抗者の生涯と思想』岩波現代文庫、二〇一九年、二六一―二六四ページ」。つまり、仮に一定の正当性が認められる暴力の行使であったとしても、それは罪責感との精神的葛藤を経て決断されたものでなければならない。

(2) 総務省「国政選挙の投票率の推移について」(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/ritu/index.html#)
二〇二三年八月二〇日閲覧。

(3) 連合「多様な社会運動と労働組合に関する意識調査2021」(<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20210427.pdf?26>)、二〇二三年八月二〇日閲覧。

(4) 本稿に「狭義の政治」と呼んでいるものは、次のものが該当する。第一に、古代の政治思想や共和主義において求められてきた有徳さを強く求める政治思想やそれに基づいた政治的実践がある。第二に、マキアヴェリに代表される権力主体の政治思想や実際の権力の争奪がある。第三に、社会契約説に代表される権利を基礎とした政治思想とそれに基づいた政治的実践がある。そして、第四に、トクヴィルに代表される市民社会における公的実践を重視する政治思想がある。これらの共通する特徴は、私的領域に対する公的領域の優越を前提として、その公的領域における実践のみを政治的営為として理解している点である。

(5) 蒲島郁夫『政治参加』東京大学出版会、一九八八年、三ページ。

(6) 蒲島『政治参加』、三―四ページ。

(7) 蒲島『政治参加』、七―一ページ。

(8) 蒲島郁夫／境家史郎『政治参加論』東京大学出版会、二〇二三年、九―一ページ。

(9) 蒲島はオンライン活動の参加コストを低いものとしている理由は説明していないが、それはインターネットの匿名性に求められると考えられる。しかしながら、特別な工夫をしていない限り、インターネットでの発信者の特定は可能であり、政治

的自由が制限されているような国などではオンライン活動であるとしても参加コストは高くなる。

- (10) 蒲島『政治参加』、八―四四ページ。
- (11) ナチスの台頭の原因をデモクラシーの失敗に求める見解は根強く存在しており、たとえば蒲島も基本的にはその見解を受け入れている「蒲島『政治参加』、二〇ページ」。しかし、ナチスに関するより専門的な研究によれば、ナチスは必ずしも民主的な環境下で政権を掌握したわけではないことが明らかにされている〔小野寺拓也／田野大輔『検証 ナチスは「良いこと」もしたのか?』岩波書店、二〇二三年、二二―二五ページ〕。
- (12) たとえば、アリストテレス、山本光雄訳『政治学』岩波文庫、一九六一年、一三九―一四〇ページ。
- (13) Pateman, Carole, *Participation and Democratic Theory*, Cambridge: Cambridge University Press, 1970, pp. 24-25.
- (14) 山本圭『現代民主主義 指導者論から熟議、ポピュリズムまで』中公新書、二〇二二年、一一〇ページ。
- (15) 山本、二二―二三ページ。
- (16) ルソー、桑原武夫／前川貞次郎訳『社会契約論』岩波文庫、一九五四年、三二ページ。
- (17) フェミニズム研究者であるペイトマンは、契約論者の中に男性を標準モデルとする考え方が存在していることを批判し、特にジョン・ロックを厳しく断じている。他方、ルソーに関しては、同様に社会契約が「性契約」になっていることを批判しながらも、それ以外に関しては好意的な評価を示している〔キャロル・ペイトマン、中村敏子訳『社会契約と性契約 近代国家はいかに成立したのか』岩波書店、二〇一七年、九三―九五ページ〕。
- (18) Tocqueville, Alexis de, *Œuvres II, Bibliothèque de la Pléiade*, Paris: Gallimard, 1992, p. 612. トクヴィル、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第二巻(上)、岩波文庫、二〇〇八年、一七五ページ。引用文は、松本礼二による訳文である(以下同様)。
- (19) 松本礼二『トクヴィル研究 家族・宗教・国家とデモクラシー』東京大学出版会、一九九一年、六七ページ。
- (20) Tocqueville, *Œuvres II*, pp. 65-66. 邦訳第一巻(上) 九七ページ。
- (21) Tocqueville, *Œuvres II*, p. 73. 邦訳第一巻(上) 一〇九ページ。

- (22) Tocqueville, *Œuvres II*, p. 217. 邦訳第一巻(下) 四五―四六ページ。
- (23) Chakraborty, Arnab and Paul Lichterman, “Ethnographic Approaches to the Study of Political Participation,” Giugni, Marco and Maria Grasso ed., *The Oxford Handbook of Political Participation*, Oxford: Oxford University Press, 2022, p. 269.
- (24) Tocqueville, Alexis de, *Œuvres III, Bibliothèque de la Pléiade*, Paris: Gallimard, 2004, pp. 169-171. トクヴィル、小山勉訳『旧体制と大革命』ちくま学芸文庫、一九九八年、三〇五―三〇九ページ。引用文は、小山勉による訳文である。
- (25) Tocqueville, *Œuvres III*, p. 174. 邦訳三二二ページ。
- (26) Tronto, Joan C., *Who Cares? How to Reshape a Democratic Politics*, Ithaca: Cornell University Press, 2015, p. 3. トロント、ジョアン・C、岡野八代訳『ケアするのは誰か? 新しい民主主義のかたち』白澤社、二〇二〇年、二四ページ。引用文は、岡野八代による訳文である。Tronto, Joan C., *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethics of Care*, New York: Routledge, 1993, p. 103. Tronto, Joan C., *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice*, New York: New York University Press, 2013, p. 19. トロントの政治思想はその研究の深化に伴って部分的に変化を見せているが、ケアに関するこの定義は表現を変えることなく使用し続けている。
- (27) ブルジュール、ファビエンス、原山哲／山下りえ子／阿部又一郎訳『ケアの社会 個人を支える政治』風間書房、二〇一六年、一一五―一一六ページ。
- (28) 「公」すなわち公共性に関する議論は膨大なものがあり、ここでそれらを取り上げることはできない。だが、ひとつ言えることは、「公」が共同体の構成員によって形成される領域における実践を重視し、その構成員が一定以上の徳性を備えていることを要求する概念だということである。これに対して、「私」は「公」以外の領域、具体的には家庭に代表される領域を指す。古代以来、西洋政治思想においては、このような公私分離を前提として、もっぱら「公」のみに注目して思想を展開してきた。その問題点を指摘したのが、フェミニニズムであった。これに対して、ケアの倫理やケアのデモクラシー論は、ケアの性格を他者との協働が不可欠な実践と理解することによって、新たな「共」の領域を考える。いわば、「共」とは協働に由来

する概念である。

- (29) Tronto, *Caring Democracy*, p. 23.
- (30) Tronto, *Caring Democracy*, pp. 22-23.
- (31) Tronto, *Caring Democracy*, p. 35.
- (32) たとえば、櫻田謙悟『失った30年を越えて、挑戦の時 生活者 (SEIKATSUSHU) 共創社会』中央公論新社、二〇一三年では、経済同友会代表幹事である著者が、経済成長を通して、生活者としての市民と日本社会・日本国家の再生が訴えられている。ここで語られている生活者は、本研究で取り上げる「生活者」とは性格を大きく異にするものである。
- (33) 天野正子『現代「生活者」論 つながる力を育てる社会へ』有志舎、二〇一二年、六一七ページ。
- (34) 天野、九一ページ。
- (35) 二〇一三年時点においては、男性の主夫も珍しくはなくなっている。しかし、戦後の日本社会を考えた場合、いわゆる主婦業の従事者は女性が大半であったと考える。本研究では、その点を考慮して主婦という表現を採用する。
- (36) 上野千鶴子『家父長制と資本制 マルクス主義フェミニズムの地平』岩波現代文庫、二〇〇九年、三八―四八ページ。
- (37) 天野、七五ページ。
- (38) 天野、七九ページ。
- (39) ルブラン、ロビン、尾内隆之訳『バイシクル・シティズン 「政治」を拒否する日本の主婦』勁草書房、二〇一二年、一九九―二〇〇ページ。
- (40) ルブラン、二一一ページ。

アダム・スミス『国富論』初版の 書誌的研究

川 又 祐

- 1 はじめに
- 2 『国富論』初版の書誌
 - (1) 『国富論』初版の書誌
 - (2) 『国富論』初版復刻版
 - (3) 『国富論』初版の構成
- 3 『国富論』初版の巻数表記と折記号
- 4 『国富論』初版の印刷機（者）番号
- 5 『国富論』初版の校合
 - (1) 『国富論』初版ロンドン版とエディンバラ版のハーフタイトル
 - (2) 『国富論』初版の校合
- 6 おわりに

1 はじめに

本年2023年は、アダム・スミス（Adam Smith. 1723-1790）の生誕300年の記念の年である。日本大学図書館法学部分館はアダム・スミスの旧蔵書を所蔵している⁽¹⁾。また経済学部分館が『国富論（*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*）』（初版、1776）、およびスミスの自筆書簡を、さらに松戸歯学部分館がスミスの旧蔵書⁽²⁾を所蔵していることも知られている。これらの研究環境を活かしながら、ス

ミス生誕300年という機会をとらえて、筆者はスミスを題材とする研究に着手することとした。

過去に筆者は、ゼッケンドルフ (Veit Ludwig von Seckendorff. 1626-1692) が著した『ドイツ君主国 (*Teutscher Fürsten-Stat*)』(初版、1656) の出版の経緯を調査したことがある。それにより、『ドイツ君主国』の第3版 (1665) には、3つの異なる表題頁があることを発見した (川又、2016)。またゾネンフェルス (Joseph von Sonnenfels. 1732/33-1817) の『ポリツァイ、商業および財政の基本原理解 (*Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz*)』に関して、その第1巻第3版は、異なる出版者によって刊行されたために2種類存在していること、第1巻第5版も同一の出版者から表題頁が異なるいくつかの第5版が刊行されていることを明らかにした (川又、2017、2019)。これらの事実は、出版が何度も繰り返されていることからそれだけ、ゼッケンドルフやゾネンフェルスの著作に対する需要が大きかったことの証左となっている。

さらに筆者は、ホッブズ (Thomas Hobbes. 1588-1679) の『リヴァイアサン (*Leviathan*)』初版ヘッド版 (1651) について校合調査を行った経験がある。これは、日本大学図書館法学部分館が所蔵している『リヴァイアサン』初版ヘッド版と他機関が所蔵しているそれとを目視によって比較する調査であった。この調査の結果、『リヴァイアサン』初版ヘッド版には少なくとも4種類の異刷 (state) が存在することを突き止めた (川又、2014)⁽³⁾。

筆者のこうした研究成果を活かして、スミスの『国富論』初版に校合 (collation)⁽⁴⁾を試みるのが本稿の目的である。

2 『国富論』初版の書誌

(1) 『国富論』初版の書誌

日本大学図書館経済学部分館が所蔵している『国富論』初版 (1776、英語版、2巻本) は、

① 出版地、出版者が、“L O N D O N : P R I N T E D F O R W . S T R A H A N ; A N D T . C A D E L L , I N T H E S T R A N D .”と記載されているもの。資料番号：0198262, 0198263

①には、Additions and Corrections to the First and Second Editions of Dr. Adam Smith’s Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations が合冊されている。

② 出版地、出版者が、同様に“L O N D O N : P R I N T E D F O R W . S T R A H A N ; A N D T . C A D E L L , I N T H E S T R A N D .”と記載されているもの。資料番号：0198653, 0198654

③ 出版地、出版者が、“L O N D O N : P R I N T E D F O R W . S T R A H A N ; A N D T . C A D E L L , I N T H E S T R A N D ; A N D W . C H R E E C H , A T E D I N B U R G H .”と記載されているもの。資料番号：0198651, 0198652

の3点である。本稿では、①②のストラーンとキャデルによって出版された『国富論』初版をロンドン版と呼び、クリーチが加わった③の『国富論』初版をエディンバラ版と呼ぶことにする。

①、②の『国富論』初版ロンドン版の折丁は、以下の通りである（経済学部分館作成）。

Vol. I: A⁴ a² B-L⁴ M⁴(±M3) N-P⁴ Q⁴(±Q1) R-T⁴ U⁴(±U3) X-Z⁴ Aa-Yy⁴
Zz⁴(±Zz3) 3A⁴(±3A4) 3B-3S⁴ 3T⁴(-3T4)

Vol. II: [A]² B-C⁴ D⁴(±D1) E-Z⁴ Aa-Zz⁴ Aaa-Yyy⁴ Zzz⁴(±Zzz4) 4A-
4E⁴ 4F²

PHYS: 2 v. ([12], 510; [4], 587, [1] p.) ; 30 cm. (4to)

NOTE: Half-title on [A]1^r of v. 2: An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations. Vol. II

NOTE: Advertisement on A1^v of v. 1 and 4F2^v of v. 2

NOTE: Errata on [A]2^v of v. 2

※①②はともに第2巻にーフタイトル (half title、略書名) がある。

③の『国富論』初版エディンバラ版の折丁は、以下の通りである
(経済学部分館作成)。

Vol. I: $\pi^1 A^4 a^2 B-L^4 M^4(\pm M3) N-P^4 Q^4(\pm Q1) R-Z^4 Aa-Zz^4 3A^4(\pm 3A4)$
 $3B-3N^4 3O4(\pm 3O4) 3P-3S^4 3T^4(-3T4)$

Vol. II: $[A]^2 B-C^4 D^4(\pm D1) E-Z^4 Aa-Zz^4 Aaa-Yyy^4 Zzz^4(\pm Zzz4) 4A-$
 $4E^4 4F^2$

PHYS: 2 v. ([14], 510; [4], 587, [1] p.) ; 30 cm. (4to)

NOTE: Half-title on $\pi 1^r$ of v. 1 and $[A]1^r$ of v. 2: An inquiry into
the nature and causes of the wealth of nations. Vol. I[-II]

NOTE: Advertisement on $A1^v$ of v. 1 and $4F2^v$ of v. 2

NOTE: Errata on $[A]2^v$ of v. 2

※この③は、第1巻、第2巻ともーフタイトルを持っている。

ロンドン版第2巻のーフタイトルとエディンバラ版第2巻のーフタイトルは7行からなり、

AN | INQUIRY | INTO THE | Nature and Causes | OF THE | WEALTH OF
NATIONS. | VOL. II.

となっている⁽⁵⁾。INQUIRY、WEALTH、NATIONS がすべて大文字、
AN、INTO、THE、OF がすべて大文字であるがポイントが小さく、Nature
と Causes は大文字と小文字が混ざっており、and のみがすべて小文字
となっている。

『国富論』初版ロンドン版とエディンバラ版の第2巻ーフタイトル
は、大文字Qの活字と「INTO」の位置が微妙に異なっている。それゆえ
に、エディンバラ版第2巻のーフタイトルはロンドン版第2巻の
ーフタイトルを流用したものではなく、別個に用意・印刷されたエ
ディンバラ版第2巻用のーフタイトルが使用されていると思われる。

グラスゴー版『国富論』(1976)の出版に関わったトッド(W.B. Todd)
が示す折丁は、次のものである(トッド、p.3)⁽⁶⁾。ただし、トッドは自
分を使用した原典は示していない。

Vol. i: A⁴ a² B-L⁴ M⁴(±M3) N-P⁴ Q⁴(±Q1) R-T⁴ U⁴(±U3) X-2Y⁴ 2Z⁴(±2Z3) 3A⁴(±3A4) 3B-3N⁴ 3O⁴(±3O4) 3P-3T⁴.

Pages *i* title, *ii* advertisement for *Theory of Moral Sentiments*, 4th edition, *iii-xi* contents, *xii blank*. 1 2-510 text, 511-512 blank.

Vol. ii: A² B-C⁴ D⁴(±D1) E-3Y⁴ 3Z⁴(±3Z4) 4A⁴ 4B⁴(-4B1,2+4B1,2) 4C⁴(±4C2,3) 4D-4E⁴ 4F².

Pages *i* half-title, *iii* title, *iv* errata, 1 2-587 text, 588 advertisements.

これらの折丁における相違が何に由来するのか、は今後の調査を待たなければならない。

(2) 『国富論』初版復刻版

『国富論』初版原典を使用しての校合、すなわち本文の比較を行い、その相違がないかどうか確認する作業は、初版原典を傷める可能性が極めて高いことから現実的ではない。初版原典を利用する作業は必要最小限にとどめる必要がある。そこで今回の調査はもっぱら次の復刻版を使用して作業を進めることにする。

④ Augustus M. Kelley Publishers, New York; Facsimile of 1776 edition. 2 vols. 1966. この復刻版は Kelley 版と略する。Kelley 版の頁構成は次のようになる。

Vol.1: pp. [12], [1]-50, 52 [i.e. 51] 52-325, [326], (327)-457, [458], (459)-510, [2].

pp. *i*: title, *ii*: advt for *Theory of Moral Sentiments*, *iii-vii*: contents of the first volume, *viii-xi*: contents of the second volume, *xii*: blank. [511]: advts. [512]: blank.

Vol. II: pp. [4], [1]-289, [290], (291)-587.

pp. *i*: half-title, *ii*: blank, *iii*: title, *iv*: errata.

Kelley 版は、原典（底本）として何を利用しているのかは分からない。Kelley 版の特徴は、第 1 巻の頁番号 52 に誤植があること（第 2 巻の頁番号 289 には誤植はない）、そして第 2 巻の 553 頁と 563 頁を除いて、両巻に巻数表記と折記号そして印刷機（者）番号が印刷されていないことである。さらに他の原典や復刻版では第 2 巻 [588] 頁にある広告頁が第 1 巻の [511] 頁に印刷されていることである⁽⁷⁾。

⑤雄松堂 (Yushodo), Tokyo; Facsimile of 1776 edition. 2 vols. 1976. 解説付き。この復刻版は Yushodo 版と略する。Yushodo 版の頁構成は次のようになる。

Vol.1: pp. [12], [1]-325, [326], (327)-457, [458], (459)-510, [2].

pp. i(A1^r): title, ii(A1^v): advt for Theory of Moral Sentiments, iii-vii(A2^r-A4^r): contents of the first volume, viii-xi(A4^v-a2^r): contents of the second volume, xii(a2^v): blank. [511-512]: blank.

Vol. II: pp. [4], [1]-287, 289 [i.e. 288]-289, [290], (291)-587, [1].

pp. i([A]1^r): half-title, ii([A]1^v): blank, iii([A]2^r): title, iv([A]2^v): errata. [588]: advts.

Yushodo 版の原典は、確定できないがクレス・ライブラリー所蔵本と思われる⁽⁸⁾。

⑥ Idion Verlag, München; Facsimile of 1776 edition. 2 vols. 1976. この版は Idion 版と略する。Idion 版の頁構成は次のようになる。

Vol.1: pp. [12], [1]-325, [326], (327)-457, [458], (459)-510, [2].

pp. i(A1^r): title, ii(A1^v): advt for Theory of Moral Sentiments, iii-vii(A2^r-A4^r): contents of the first volume, viii-xi(A4^v-a2^v): contents of the second volume, xii(a2^v): blank. [511-512]: blank.

Vol. II: pp. [6], [1]-287, 289 [i.e. 288]-289, [290], (291)-587, [1].

pp. i([A]1^r): title, ii([A]1^v): errata. iii-vi([A]2^r-[A]3^v): contents of the second volume. [588]: advts.

Idion 版の原典はハイデルベルク大学図書館所蔵本である⁽⁹⁾。Idion 版の特徴は、第2巻にあらためて目次がついていることである。

⑦ Verlag Wirtschaft und Finanzen, Düsseldorf; Facsimile of 1776 edition. 2 vols. 1986. Klassiker der Nationalökonomie, Vademecum 付き。この版は Klassiker 版と略する。Klassiker 版の頁構成は次のようになる。

Vol.1: pp. [12], [1]-325, [326], (327)-457, [458], (459)-510, [2].

pp. i (A1^r): title, ii (A1^v): advt for Theory of Moral Sentiments, iii-vii (A2^r-A4^r): contents of the first volume, viii-xi (A4^v-a2^r): contents of the second volume, xii (a2^v): blank. [511-512]: blank.

Vol. II: pp. [2], [1]-287, 289 [i.e. 288]-289, [290], (291)-587, [1].

pp. i ([A]1^r): title, ii ([A]1^v): errata. [588]: advts.

Klassiker 版の原典は不明である。第2巻巻末の見返しには「原典としては、Verlagsgruppe Handelsblatt が所有している、1776年刊行初版本が利用されている」とされている⁽¹⁰⁾。

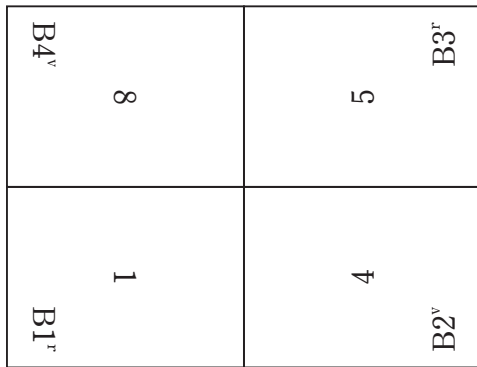
Kelley 版を除く3つの復刻版は、第2巻に頁番号289に誤植がある。

(3) 『国富論』初版の構成

『国富論』初版は四つ折り版 (4to, quarto) である。これは、印刷用紙1枚を真ん中で直角に2回折ることで1つの折丁 (gathering) が構成される。図1-1、1-2は『国富論』初版第1巻Bの折丁を示している。四つ折り版の場合、印刷用紙の表版 (outer forme) あるいは表面 (front of paper) と、裏版 (inner forme) あるいは裏面 (back of paper) とにそれぞれ4頁分が印刷される。表版半分には1、8頁と4、5頁が、裏版半分には2、3頁と6、7頁がそれぞれ印刷される (図1-1)。これを2回折ることで、小口が4枚、8頁ができあがる (図1-2)。四つ折り版の場合には、1つの折丁は小口が4枚 (8頁) で構成されることになる。

小口1枚目はB1レクト (recto. 表版の1頁、B1^rと表記) とB1ヴェルソ (verso. 裏版の2頁、B1^vと表記)、小口2枚目はB2レクト (裏版の3頁) とB2ヴェルソ (表版の4頁)、小口3枚目はB3レクト (表版の5頁) とB3ヴェルソ (裏版の6頁)、小口4枚目はB4レクト (裏版の7頁) とB4ヴェルソ (表版の8頁)、となる。こうして『国富論』初版第1巻は、小口が4枚、8頁で構成される折丁がAから3T (折丁aのみが小口2枚、4頁) まで、第2巻は[A]から4F (折丁[A]と4Fがそれぞれ小口2枚、4頁) までで作られている。

図1-1 『国富論』初版第1巻Bの折丁 (折りたたまれる前)
表版 (outer forme) [表面 (front of paper)]



裏版 (inner forme) [裏面 (back of paper)]

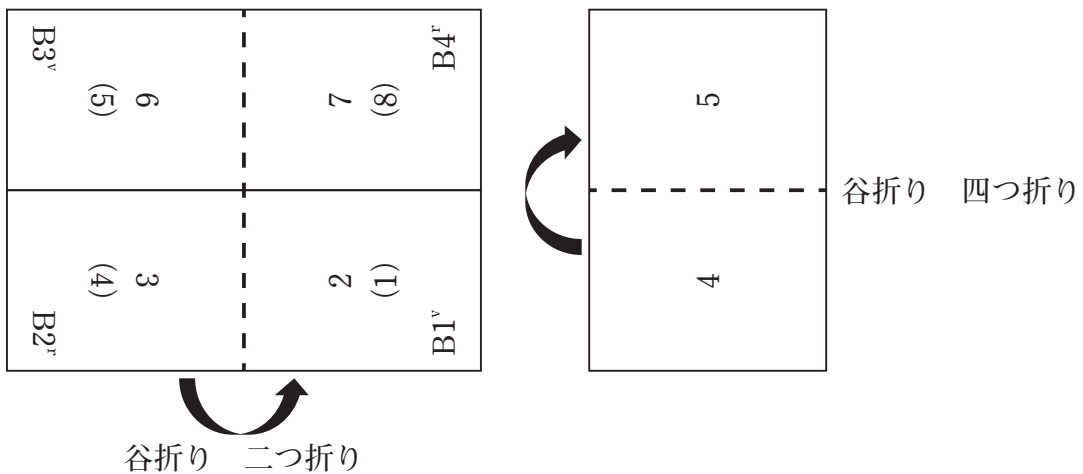
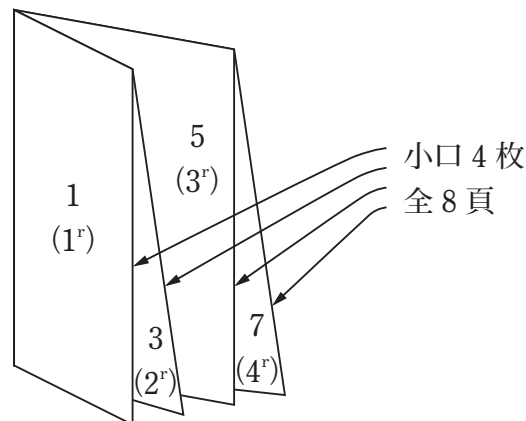


図1-2 折りたたまれた後の折丁Bの状態

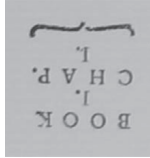


次の図2-1、2-2は、折りたたまれる前の状態に戻して配置した初版第1巻折丁Bの表版、裏版の画像である。『国富論』の省略された書名が頭注のように、偶数頁上部に“THE NATURE AND CAUSES OF”、奇数頁上部に、“THE WEALTH OF NATIONS.”が掲げられている(図2-3)。頁番号は、奇数頁の場合には右上に、偶数頁の場合には左上に配置されている。さらに原則として偶数頁番号の下には、編、奇数頁番号の下には、章が側注のように付けられている。頁の下部には本文の下に、巻数表記、折記号(signature)、つなぎ語(catchword、これは、頁の終わりに印刷されるもので、次頁の最初の語が示される)、印刷機(者)番号(press figure)、注記が表記される。折丁Bにこれらの情報がどのように記載されているかをまとめたのが表1『国富論』初版第1巻折丁Bの各小口下部に印刷されている情報である(折丁Bには注記はない)。

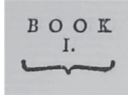
図2-1 『国富論』初版第1巻折丁B葉の表版

アダム・スミス 『国富論』初版の書誌的研究 (川又)

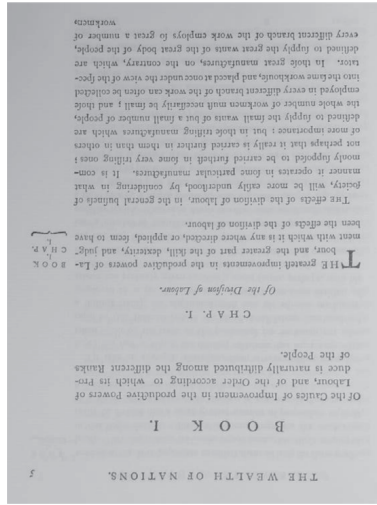
側注



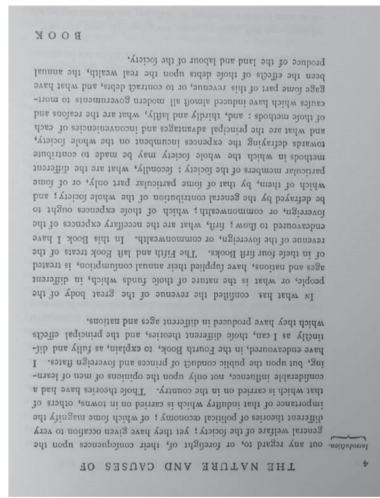
側注



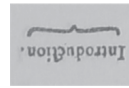
WORKMEN つなぎ語



BOOK つなぎ語



側注



AN INQUIRY INTO THE NATURE AND CAUSES OF THE WEALTH OF NATIONS.

INTRODUCTION AND PLAN OF THE WORK.

THE annual labour of every nation is the fund which originally supplies it with all the necessaries and conveniences of life which it annually consumes, and which consist always, either in the immediate produce of that labour, or in what is purchased with that produce from other nations.

ACCORDING therefore, as this produce, or what is purchased with it, bears a greater or smaller proportion to the number of those who are to consume it, the nation will be better or worse supplied with all the necessaries and conveniences for which it has occasion.

BUT this proportion must in every nation be regulated by two different circumstances; first, by the skill, dexterity and judgment

years

VOL. I.

B

with

つなぎ語 卷数表記 折記号 つなぎ語

図 2-2 『国富論』 初版折丁 B 葉の裏版

つなぎ語 折記号 out B 2	つなぎ語 印刷機 (者) 番号 twelve 8
<p>THE WEALTH OF NATIONS.</p> <p>Introduction.</p> <p>THE WEALTH OF NATIONS.</p> <p>Introduction.</p>	<p>THE NATURE AND CAUSES OF</p> <p>THE WEALTH OF NATIONS.</p> <p>CHAP. I.</p>
側注	側注
<p>THE NATURE AND CAUSES OF</p> <p>with which labour is generally applied in it; and, secondly, by the proportion between the number of those who are employed in useful labour, and that of those who are not so employed. Whatever be the soil, climate, or extent of territory of any particular nation, the abundance or scantiness of its annual supply multiplies in that particular situation, depends upon those two circumstances.</p> <p>The abundance or scantiness of this supply too tends to depend more upon the former of those two circumstances than upon the latter. Among the savage nations of hunters and fishers, every individual who is able to work, is more or less employed in useful labour, and endeavours to provide, as well as he can, the necessaries and conveniences of life, for himself, and such of his family or tribe as are either too old, or too infirm to go a hunting and fishing. Such nations, however, are so miserably poor, that, from mere want, they are frequently reduced, or, at least, think themselves reduced, to the necessity sometimes of directly destroying, and sometimes of abandoning their infants, their old people, and those afflicted with lingering diseases, to perish with hunger, or to be devoured by wild beasts. Among civilized and thriving nations, on the contrary, though a great number of people do not labour at all, many of whom consume the produce of ten times, frequently of a hundred times more labour than the greater part of those who work; yet the produce of the whole labour of the society is so great, that all are often abundantly supplied, and a workman, even of the lowest and poorest order, if he is frugal and industrious, may enjoy a greater share of the necessaries and conveniences of life than it is possible for any savage to acquire.</p> <p>The causes of this improvement, in the productive powers of labour, and the order, according to which its produce is naturally distributed</p>	<p>THE NATURE AND CAUSES OF</p> <p>THE WEALTH OF NATIONS.</p> <p>CHAP. I.</p> <p>bleachers</p>
側注	側注
distributed つなぎ語	bleachers つなぎ語

図 2-3 頭注の書名

THE NATURE AND CAUSES OF	偶数頁上
THE WEALTH OF NATIONS.	奇数頁上

表1 『国富論』初版第1巻折丁Bの各小口下部に印刷されている情報

頁 (折記号)	卷数表記	折記号	印刷機 (者) 番号	つなぎ語	注記
[1] (B1 ^r)	Vol. I	B		with	
2 (B1 ^v)				distributed	
3 (B2 ^r)		B 2		[with-] out	
4 (B2 ^v)				B o o k	
5 (B3 ^r)				workmen,	
6 (B3 ^v)			8	twelve	
7 (B4 ^r)				bleachers	
8 (B4 ^v)				years	

各折丁には、本文の下にこれらの情報が盛り込まれている。

3 『国富論』初版の卷数表記と折記号

『国富論』初版の卷数表記は、原則として各折丁の小口1枚目のレクトに印刷されている。そして折記号は、原則として各折丁の小口1枚目および2枚目のレクトに印刷されている。しかし『国富論』初版の印刷に際して、頁の差し替えが行われた場合には、差し替えられた小口にも卷数表記と折記号が印刷される。それらを表したものが表2『国富論』初版の卷数表記と折記号である。ここで Kelley 版について注記しなければならない。Kelley 版は、上述したように第2巻の553頁と563頁を除いて、卷数表記と折記号そして印刷機 (者) 番号が印刷されていない。

表2 『国富論』初版の巻数表記と折記号

Vol.1								
page	Vol.	signature						
[i]			171		Z 2	367*	Vol. I	3A 4
[iii]		A 2	177	Vol. I.	Aa	369	Vol. I.	3B
[ix]	Vol. I.	a	179		Aa 2	373		3B 2
[1]	Vol. I.	B	185	Vol. I.	Bb	377	Vol. I.	3C
3		B 2	187		Bb 2	379		3C 2
9	Vol. I.	C	193	Vol. I.	Cc	385	Vol. I.	3D
11		C 2	195		Cc 2	387		3D 2
17	Vol. I.	D	201	Vol. I.	Dd	393	Vol. I.	3E
19		D 2	203		Dd 2	395		3E 2
25	Vol. I.	E	209	Vol. I.	Ee	401	Vol. I.	3F
27		E 2	211		Ee 2	403		3F 2
33	Vol. I.	F	217	Vol. I.	Ff	409	Vol. I.	3G
35		F 2	219		Ff 2	411		3G 2
41	Vol. I.	G	225	Vol. I.	Gg	417	Vol. I.	3H
43		G 2	227		Gg 2	419		3H 2
49	Vol. I.	H	233	Vol. I.	Hh	425	Vol. I.	3I
51		H 2	235		Hh 2	427		3I 2
57	Vol. I.	I	241	Vol. I.	Ii	433	Vol. I.	3K
59		I 2	243		Ii 2	435		3K 2
65	Vol. I.	K	249	Vol. I.	Kk	441	Vol. I.	3L
67		K 2	251		Kk 2	443		3L 2
73	Vol. I.	L	257	Vol. I.	Ll	449	Vol. I.	3M
75		L 2	259		Ll 2	451		3M 2
81	Vol. I.	M	265	Vol. I.	Mm	457	Vol. I.	3N
83		M 2	267		Mm 2	459		3N 2
85*	Vol. I.	M 3	273	Vol. I.	Nn	465	Vol. I.	3O
89	Vol. I.	N	275		Nn 2	467		3O 2
91		N 2	281	Vol. I.	Oo	471*	Vol. I.	3O 4
97	Vol. I.	O	283		Oo 2	473	Vol. I.	3P
99		O 2	289	Vol. I.	Pp	475		3P 2
105	Vol. I.	P	291		Pp 2	481	Vol. I.	3Q
107		P 2	297	Vol. I.	Qq	483		3Q 2
113*	Vol. I.	Q	299		Qq 2	489	Vol. I.	3R
115		Q 2	305	Vol. I.	Rr	491		3R 2
121	Vol. I.	R	307		Rr 2	497	Vol. I.	3S
123		R 2	313	Vol. I.	Ss	499		3S 2
129	Vol. I.	S	315		Ss 2	505	Vol. I.	3T
131		S 2	321	Vol. I.	Tt	507		3T 2
137	Vol. I.	T	323		Tt 2			
139		T 2	329	Vol. I.	Uu			
145	Vol. I.	U	331		Uu 2			
147		U 2	337	Vol. I.	Xx			
149*	Vol. I.	U 3	339		Xx 2			
153	Vol. I.	X	345	Vol. I.	Yy			
155		X 2	347		Yy 2			
161	Vol. I.	Y	353	Vol. I.	Zz			
163		Y 2	355		Zz 2			
169	Vol. I.	Z	357*	Vol. I.	2Z 3			
			361	Vol. I.	3A			
			363		3A 2			

Vol.2		
page	Vol.	signature
[1]	Vol. II.	B
3		B 2
9	Vol. II.	C
11		C 2
17*	Vol. II.	D
19		D 2
25	Vol. II.	E
27		E 2
33	Vol. II.	F

35		F 2
41	Vol. II.	G
43		G 2
49	Vol. II.	H
51		H 2
57	Vol. II.	I
59		I 2
65	Vol. II.	K
67		K 2
73	Vol. II.	L
75		L 2
81	Vol. II.	M
83		M 2
89	Vol. II.	N
91		N 2
97	Vol. II.	O
99		O 2
105	Vol. II.	P
107		P 2
113	Vol. II.	Q
115		Q 2
121	Vol. II.	R
123		R 2
129	Vol. II.	S
131		S 2
137	Vol. II.	T
139		T 2
145	Vol. II.	U
147		U 2
153	Vol. II.	X
155		X 2
161	Vol. II.	Y
163		Y 2
169	Vol. II.	Z
171		Z 2
177	Vol. II.	Aa
179		Aa 2
185	Vol. II.	Bb
187		Bb 2
193	Vol. II.	Cc
195		Cc 2
201	Vol. II.	Dd
203		Dd 2
209	Vol. II.	Ee
211		Ee 2
217	Vol. II.	Ff
219		Ff 2
225	Vol. II.	Gg
227		Gg 2
233	Vol. II.	Hh
235		Hh 2

241	Vol. II.	Ii
243		Ii 2
249	Vol. II.	Kk
251		Kk 2
257	Vol. II.	Ll
259		Ll 2
265	Vol. II.	Mm
267		Mm 2
273	Vol. II.	Nn
275		Nn 2
281	Vol. II.	Oo
283		Oo 2
289	Vol. II.	Pp
291		Pp 2
297	Vol. II.	Qq
299		Qq 2
305	Vol. II.	Rr
307		Rr 2
313	Vol. II.	Ss
315		Ss 2
321	Vol. II.	Tt
323		Tt 2
329	Vol. II.	Uu
331		Uu 2
337	Vol. II.	Xx
339		Xx 2
345	Vol. II.	Yy
347		Yy 2
353	Vol. II.	Zz
355		Zz 2
361	Vol. II.	Aaa
363		Aaa 2
369	Vol. II.	Bbb
373		Bbb 2
377	Vol. II.	Ccc
379		Ccc 2
385	Vol. II.	Ddd
387		Ddd 2
393	Vol. II.	Eee
395		Eee 2
401	Vol. II.	Fff
403		Fff 2
409	Vol. II.	Ggg
411		Ggg 2
417	Vol. II.	Hhh
419		Hhh 2
425	Vol. II.	Iii
427		Iii 2
433	Vol. II.	Kkk
435		Kkk 2
441	Vol. II.	Lll

443		Lll 2
449	Vol. II.	Mmm
451		Mmm 2
457	Vol. II.	Nnn
459		Nnn 2
465	Vol. II.	Ooo
467		Ooo 2
473	Vol. II.	Ppp
475		Ppp 2
481	Vol. II.	Qqq
483		Qqq 2
489	Vol. II.	Rrr
491		Rrr 2
497	Vol. II.	Sss
499		Sss 2
505	Vol. II.	Ttt
507		Ttt 2
513	Vol. II.	Uuu
515		Uuu 2
521	Vol. II.	Xxx
523		Xxx 2
529	Vol. II.	Yyy
531		Yyy 2
537	Vol. II.	Zzz
539		Zzz
543*	Vol. II.	Zzz 4
545	Vol. II.	4A
547		4A 2
553*1	Vol. II.	4B
555*		4B 2
561	Vol. II.	4C
563*2	Vol. II.	4C 2
565*		4C 3
569	Vol. II.	4D
571		4D 2
577	Vol. II.	4E
579		4E 2
585	Vol. II.	4F

注* トッドが指摘する差し替え紙

注1 Kelley 版第2巻の553頁には、巻号表記 (Vol. II.) と折記号 (4B) がある。

2 Kelley 版第2巻の563頁には、巻号表記 (Vol. II.) のみがあり、折記号 (4C 2) はない。

表中の*は、差し替えが行われたとトッドが指摘する用紙である。表中の灰色の部分は、印刷の際に差し替えが行われたために、上記の原則に従わない巻数表記と折記号が含まれている用紙である。図3は折丁Mのうち差し替えられた3枚目用紙に印刷されている巻数表記、折記号そしてつなぎ語である。

図3 差し替えられた『国富論』初版第1巻M3^r (p.85) の下部画像



『国富論』初版の折記号に関しては、第1巻では、AaからZzまでは大文字と小文字を使用していたのに、それ以降の折記号はAaaとはせずに3Aとされている(3Bから3Tまで同じ)。その一方、第2巻ではZzに続く折記号は、3AとはせずにAaaとされている(BbbからZzzまで同じ)。しかも第2巻のZzzに続く折記号は、Aaaaではなく4Aとされている。第1巻と第2巻では折記号の表記が統一されていないのが分かる。

4 『国富論』初版の印刷機(者)番号

『国富論』初版第1巻本文6頁、B3ヴェルソ(折丁B小口3枚目の裏版6頁)の本文の下には「8」の数字が見えている(図2-2参照)。これは印刷機(者)番号(press figure)と呼ばれるものである。印刷機(者)番号の役割、機能についていまだ解明されていないようである⁽¹¹⁾。『国富論』初版に用いられている印刷機(者)番号について、各復刻版(Yushodo版、Klassiker版、Idion版)を比較したものが表3である。これにはKelley版が含まれていない。なぜならKelley版には、上述のように折記号と印刷機(者)番号が印刷されていないからである。

表3 『国富論』初版の印刷機(者)番号とその位置

Vol.1

page	signature	outer (o) /inner (i) forme	press figure		
			Yushodo	Klassiker	Idion
i-xii	A1 ^r -a2 ^v		なし	なし	なし
6	B3 ^v	i	8	8	8
10	C1 ^v	i	4	4	4
21	D3 ^r	o	8	8	8
23	D4 ^r	i	5	5	5
32	E4 ^v	o	5	5	5
37	F3 ^r	o	5	5	5
38	F3 ^v	i	8	8	8
46	G3 ^v	i	5	5	5
50	H1 ^v	i	8	8	8
52	H2 ^v	o	4	4	4
60	I2 ^v	o	5	5	5
62	I3 ^v	i	7	7	7
66	K1 ^v	i	7	7	7
78	L3 ^v	i	7	7	7
84	M2 ^v	o	7	7	7
92	N2 ^v	o	4	4	4
95	N4 ^r	i	7	7	7
100	O2 ^v	o	4	4	4
102	O3 ^v	i	7	7	7
111	P4 ^r	i	4	4	4
112	P4 ^v	o	7	7	7
114	Q1 ^v	i	8	8	8
116	Q2 ^v	o	7	7	7
124	R2 ^v	o	4	4	4
127	R4 ^r	i	7	7	7
136	S4 ^v	o	7	7	7
140	T2 ^v	o	7	7	7
150	U3 ^v	i	4	4	4
154	X1 ^v	i	4	4	4
157	X3 ^r	o	7	7	7
162	Y1 ^v	i	4	4	4
165	Y3 ^r	o	7	7	7
172	Z2 ^v	o	4	4	4
182	Aa3 ^v	i	4	4	4
184	Aa4 ^v	o	7	7	7
186	Bb1 ^v	i	7	7	7
192	Bb4 ^v	o	4	4	4
194	Cc1 ^v	i	7	7	7
196	Cc2 ^v	o	4	4	4
202	Dd1 ^v	i	4	4	4
204	Dd2 ^v	o	7	7	7
215	Ee4r	i	4	4	4
216	Ee4 ^v	o	7	7	7
220	Ff2 ^v	o	4	4	4
222	Ff3 ^v	i	7	7	7

右寄せ
左寄せ

226	Gg1 ^v	i	4	4	4
229	Gg3r	o	7	7	7
236	Hh2 ^v	o	4	4	4
238	Hh3 ^v	i	7	7	7
242	Ii1 ^v	i	4	4	4
248	Ii4 ^v	o	7	7	7
255	Kk4r	i	4	4	4
256	Kk4 ^v	o	7	7	7
263	Ll4r	i	4	4	4
264	Ll4 ^v	o	7	7	7
270	Mm3 ^v	i	4	4	4
272	Mm4 ^v	o	7	7	7
276	Nn2 ^v	o	4	4	4
278	Nn3 ^v	i	7	7	7
287	Oo4 ^r	i	4	4	4
288	Oo4 ^v	o	7	7	7
293	Pp3 ^r	o	4	4	4
294	Pp3 ^v	i	7	7	7
303	Qq4 ^r	i	4	4	4
304*	Qq4 ^v	o	7	7	7
311	Rr4 ^r	i	4	4	4
312*	Rr4 ^v	o	7	7	7
314	Ss1 ^v	i	7	7	7
328	Tt4 ^v	o	7	7	7
330*	Uu1 ^v	i	7	7	7
343	Xx4 ^r	i	7	7	7
350	Yy3 ^v	i	7	7	7
353-360	Zz1 ^r -Zz4 ^v		なし	なし	なし
362	3A1 ^v	i	4	4	4
365	3A3 ^r	o	7	7	7
373	3B3 ^r	o	7	7	7
375	3B4 ^r	i	4	4	4
380	3C2 ^v	o	4	4	4
390	3D3 ^v	i	4	4	4
394	3E1 ^v	i	4	4	4
397	3E3 ^r	o	7	7	7
406	3F3 ^v	i	7	7	7
408	3F4 ^v	o	4	4	4
410	3G1 ^v	i	7	7	7
416	3G4 ^v	o	4	4	4
420	3H2 ^v	o	7	7	7
423	3H4 ^r	i	4	4	4
429	3I3 ^r	o	7	7	7
430	3I3 ^v	i	4	4	4
437	3K3 ^r	o	7	7	7
438	3K3 ^v	i	4	4	4
442	3L1 ^v	i	7	7	7
444	3L2 ^v	o	4	4	4
454	3M3 ^v	i	7	7	7

右下

左上

456	3M4 ^v	o	4	4	4
462	3N3 ^v	i	7	7	7
468	3O2 ^v	o	7	7	7
472	3O4 ^v	o	6	6	6
474*	3P1 ^v	i	7	7	7
476	3P2 ^v	o	4	4	4
488	3Q4 ^v	o	7	7	7
492	3R2 ^v	o	4	4	4
495	3R4 ^r	i	7	7	7
504	3S4 ^v	o	7	7	7
509	3T3 ^r	o	7	7	7

Idion
上下逆転

Vol.2

page	signature	outer (o) / inner (i) forme	press figure		
			Yushodo	Klassiker	Idion
i-i ^v	[A]1 ^r -[A]2 ^r		なし	なし	なし
7	B4 ^r	i	4	4	4
10	C1 ^v	i	4	4	4
16	C4 ^v	o	7	7	7
18	D1 ^v	i	4	4	4
24	D4 ^v	o	7	7	7
28	E2 ^v	i	7	7	7
37	F3 ^r	o	8	8	8
41-48	G		なし	なし	なし
54	H3 ^v	i	8	8	8
62	I3 ^v	i	8	8	8
70	K3 ^v	i	8	8	8
78	L3 ^v	i	8	8	8
88*	M4 ^v	o	8	8	8
96	N4 ^v	o	8	8	8
102*	O3 ^v	i	8	8	8
110	P3 ^v	i	8	8	8
116	Q2 ^v	o	8	8	8
127	R4 ^v	o	8	8	8
130	S1 ^v	i	8	8	8
141	T3 ^r	o	8	8	8
157	X3 ^r	o	8	8	8
162	Y1 ^v	i	8	8	8
165	Y3 ^r	o	I	I	I
174	Z3 ^v	i	9	9	9
176	Z4 ^v	o	8	8	8
181	Aa3 ^r	o	4	4	4
182	Aa3 ^v	i	8	8	8
190	Bb3 ^v	i	8	8	8
197	Cc3 ^r	o	9	9	9
199	Cc4 ^r	i	4	4	4
202	Dd1 ^v	i	8	8	8
204	Dd2 ^v	o	4	4	4

212	Ee2 ^v	o	4	4	4
214	Ee3 ^v	i	8	8	8
222	Ff3 ^v	i	9	9	9
224	Ff4 ^v	o	8	8	8
231	Gg4 ^r	i	6	6	6
232	Gg4 ^v	o	9	9	9
236	Hh2 ^v	o	8	8	8
238	Hh3 ^v	i	4	4	4
244	Ii2 ^v	o	5	5	5
247	Ii4 ^r	i	4	4	4
254	Kk3 ^v	i	9	9	9
256	Kk4 ^v	o	5	5	5
261	Ll3 ^r	o	4	4	4
262	Ll3 ^v	i	9	9	9
269	Mm3 ^r	o	6	6	6
278	Nn3 ^v	i	8	8	8
280*	Nn4 ^v	o	6	6	9
286	Oo3 ^v	i	6	6	6
292	Pp2 ^v	o	6	6	6
295	Pp4 ^r	i	4	4	4
300	Qq2 ^v	o	6	6	6
310	Rr3 ^v	i	8	8	8
312	Rr4 ^v	o	4	4	4
314	Ss1 ^v	i	7	7	7
316	Ss2 ^v	o	8	8	8
326	Tt3 ^v	i	9	9	9
328	Tt4 ^v	o	8	8	8
334	Uu3 ^v	i	7	7	7
336	Uu4 ^v	o	8	8	8
343	Xx4 ^r	i	8	8	8
344	Xx4 ^v	o	9	9	9
348	Yy2 ^v	o	4	4	4
351	Yy4 ^r	i	8	なし	なし
356*	Zz2 ^v	o	6	6	6
358	Zz3 ^v	i	8	8	8
366	Aaa3 ^v	i	4	4	4
368	Aaa4 ^v	o	6	6	6
373	Bbb3 ^r	o	4	4	4
375	Bbb4 ^r	i	6	6	6
382	Ccc3 ^v	i	4	4	4
384	Ccc4 ^v	o	8	8	8
389	Ddd3 ^r	o	6	6	6
391	Ddd4 ^r	i	4	4	4
394	Eee1 ^v	i	9	9	9
400	Eee4 ^v	o	6	6	6
402	Fff1 ^v	i	9	9	9
408*	Fff4 ^v	o	6	6	6
412	Ggg2 ^v	o	7	7	7
414	Ggg3 ^v	i	4	4	4

上下逆転
の可能性

422*	Hhh3 ^v	i	4	4	4
424	Hhh4 ^v	o	8	8	8
426	Iii1 ^v	i	4	4	4
432	Iii4 ^v	o	6	6	6
434	Kkk1 ^v	i	9	9	9
436	Kkk2 ^v	o	4	4	4
442	Lll1 ^v	i	6	6	6
445	Lll3 ^r	o	8	8	8
450*	Mmm1 ^v	i	4	4	4
456*	Mmm4 ^v	o	9	9	9
458	Nnn1 ^v	i	4	4	4
461	Nnn3 ^r	o	7	7	7
466	Ooo1 ^v	i	8	8	8
469	Ooo3 ^r	o	6	6	6
474	Ppp1 ^v	i	4	4	4
476	Ppp2 ^v	o	6	6	6
484	Qqq2 ^v	o	4	4	4
494	Rrr3 ^v	i	8	8	8
496	Rrr4 ^v	o	4	4	4
501	Sss3 ^r	o	4	4	4
502	Sss3 ^v	i	8	8	8
506	Ttt1 ^v	i	8	8	8
512	Ttt4 ^v	o	4	4	4
518	Uuu3 ^v	i	6	6	6
520	Uuu4 ^v	o	8	8	8
524	Xxx2 ^v	o	4	4	4
527*	Xxx4 ^r	i	9	9	9
533	Yyy3 ^r	o	6	6	6
535	Yyy4 ^r	i	4	4	4
537-544	Zzz		なし	なし	なし
549	4A3 ^r	o	7	7	7
550	4A3 ^v	i	9	9	9
556	4B2 ^v	o	8	8	8
557	4B3 ^r	o	8	8	8
566	4C3 ^v	i	9	9	9
568	4C4 ^v	o	6	6	6
573*	4D3 ^r	o	9	9	9
574	4D3 ^v	i	8	8	8
580*	4E2 ^v	o	9	9	9
582	4E3 ^v	i	4	4	4
585-[588]	4F1 ^r -4F3 ^v		なし	なし	なし

* 印刷機（者）番号がつなぎ語の行（指示語の行）からずれている。

注 第2巻165頁は、印刷機（者）番号が唯一 I [1] が用いられている。351頁は印刷機（者）番号8が用いられているものと用いられていないものがある。556-557頁は表版に印刷機（者）番号が用いられている。

この表3は、Yushodo版、Klassiker版、Idion版の頁、折記号、印刷機(者)番号が印刷されている印刷用紙の表版(o)、裏版(i)の別、印刷機(者)番号が並べられている⁽¹²⁾。

表3の印刷機(者)番号は、つなぎ語が示されている「指示語の行(direction-line)」⁽¹³⁾と同じ行(同じ高さ)にあるかどうか、場所が左寄り、中央、右寄りにあるかどうかで配置を区別している。例えば、図4のように、6頁のつなぎ語と印刷機(者)番号8は同じ指示語の行(同じ高さ)にあるが、8は右寄りに配置されているので、表3においては8を右に寄せている。10頁の場合(図5)は、つなぎ語と印刷機(者)番号4はほぼ同じ指示語の行にあるが、4は左寄りに配置されているので、表3においては4を左に寄せている。23頁の場合(図6)は、つなぎ語と印刷機(者)番号は同じ指示語の行にあるが、5は中央付近に配置されているので、表3においては5を中央に置いている。304頁の場合(図7)は、つなぎ語の行(指示語の行)よりも下の行の右寄りに印刷機(者)番号7が配置されている。この場合は、表3の列の高さを高くして、右下に7を置いている(表中の*の箇所がつなぎ語の行(指示語の行)からずれている印刷機(者)番号を表す)。

図4 『国富論』初版第1巻6頁の印刷機(者)番号

they could, when they exerted themselves, make among them about
8 twelve

図5 『国富論』初版第1巻10頁の印刷機(者)番号

from the field to his loom. When the two trades can be car-
4 ried

図6 『国富論』初版第1巻23頁の印刷機(者)番号

for a long time have no other market for the greater part of their
5 goods,

図7 『国富論』初版第1巻304頁の印刷機(者)番号

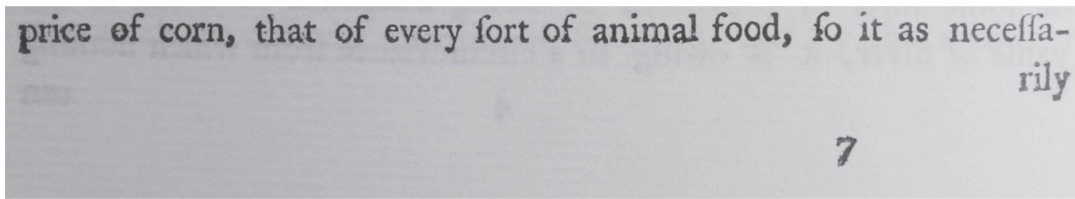


表3から、折丁の印刷機(者)番号に関して復刻版はほぼ一致している。第1巻の折丁A、a、Zzには印刷機(者)番号が付けられていない。折丁B、C、E、G、K、L、M、S、T、U、Z、そしてSs、Tt、Uu、Xx、Yy、さらに3C、3D、3N、3Q、3S、3Tの印刷機(者)番号に関して、印刷用紙の表版のみに印刷されているのがE、M、S、T、Z、Tt、3Q、3S、3Tであり、裏版のみに印刷されているのがB、C、G、K、L、U、Ss、Uu、Xx、Yy、3Nとなる(表4参照)。ここで注目すべきは折丁Zzである。差し替えが行われなければ折丁Zz3に印刷機(者)番号が付けられていたと思われるが、差し替えが行われた際、差し替えられた折丁2Z3(Zz3)には印刷機(者)番号が意識的に、あるいは無意識的につけられなかった。尚、折記号2Z3の数字2は手書きで、その筆跡も各版で異なっている。

表版のみに印刷機(者)番号が印刷されている折丁に関して、Eに5、Mに7、Sに7、Tに7、Zに4、Ttに7、3Qに7、3Sに7、3Tに7の番号が付けられている。裏版のみの場合、Bに8、Cに4、Gに5、Kに7、Lに7、Uに4、Ssに7、Uuに7、Xxに7、Yyに7、3Nに7の番号が付けられている。表版、裏版共に7が付けられていることが多いのが分かる。

表4 『国富論』初版第1巻における印刷機（者）番号の有無と折丁

印刷機（者）番号のない折丁	A、a、Zz
印刷機（者）番号が印刷用紙の表版のみにある折丁	E、M、S、T、Z、Tt、3Q、3S、3T
印刷機（者）番号が印刷用紙の裏版のみにある折丁	B、C、G、K、L、U、Ss、Uu、Xx、Yy、3N

次に、表3から第1巻の同じ折丁の表版と裏版あるいは裏版と表版に印刷機（者）番号が付けられているものを並べたものが表5である。そして印刷機（者）番号が付けられている折丁の場所順（1^v-2^v、1^v-3^r、1^v-4^v、2^v-3^v、2^v-4^r、2^v-4^v、2^v-4^r、3^r-3^v、3^r-4^r、3^v-4^v、4^r-4^v）に並べたものが表6、印刷機（者）番号の組み合わせで並べたものが表7、表版と裏版の組み合わせで並べたものが表8である。

表5 『国富論』初版第1巻印刷用紙の表版と裏版あるいは裏版と表版に印刷されている印刷機（者）番号

signature	outer (o) /inner (i) forme	press figure			
D3 ^r -D4 ^r	o-i	8-5	Kk4 ^r -Kk4 ^v	i-o	4-7
F3 ^r -F3 ^v	o-i	5-8	Ll4 ^r -Ll4 ^v	i-o	4-7
H1 ^v -H2 ^v	i-o	8-4	Mm3 ^v -Mm4 ^v	i-o	4-7
I2 ^v -I3 ^v	o-i	5-7	Nn2 ^v -Nn3 ^v	o-i	4-7
N2 ^v -N4 ^r	o-i	4-7	Oo4 ^r -Oo4 ^v	i-o	4-7
O2 ^v -O3 ^v	o-i	4-7	Pp3 ^r -Pp3 ^v	o-i	4-7
P4 ^r -P4 ^v	i-o	4-7	Qq4 ^r -Qq4 ^v	i-o	4-7
Q1 ^v -Q2 ^v	i-o	8-7	Rr4 ^r -Rr4 ^v	i-o	4-7
R2 ^v -R4 ^r	o-i	4-7	3A1 ^v -3A3 ^r	i-o	4-7
X1 ^v -X3 ^r	i-o	4-7	3B3 ^r -3B4 ^r	o-i	7-4
Y1 ^v -Y3 ^r	i-o	4-7	3E1 ^v -3E3 ^r	i-o	4-7
Aa3 ^v -Aa4 ^v	i-o	4-7	3F3 ^v -3F4 ^v	i-o	7-4
Bb1 ^v -Bb4 ^v	i-o	7-4	3G1 ^v -3G4 ^v	i-o	7-4
Cc1 ^v -Cc2 ^v	i-o	7-4	3H2 ^v -3H4 ^r	o-i	7-4
Dd1 ^v -Dd2 ^v	i-o	8-5	3I3 ^r -3I3 ^v	o-i	7-4
Ee4 ^r -Ee4 ^v	i-o	4-7	3K3 ^r -3K3 ^v	o-i	7-4
Ff2 ^v -Ff3 ^v	o-i	4-7	3L1 ^v -3L2 ^v	i-o	7-4
Gg1 ^v -Gg3 ^r	i-o	4-7	3M3 ^v -3M4 ^v	i-o	7-4
Hh2 ^v -Hh3 ^v	o-i	4-7	3O2 ^v -3O4 ^v	o-o	7-6
Ii1 ^v -Ii4 ^v	i-o	4-7	3P1 ^v -3P2 ^v	i-o	7-4
			3R2 ^v -3R4 ^r	o-i	4-7

表6 『国富論』初版第1巻印刷機(者)番号が印刷されている折丁の場所

signature		outer (o) /inner (i) forme	press figure	
1 ^v -2 ^v	H1 ^v -H2 ^v	i-o	8-4	6
	Q1 ^v -Q2 ^v	i-o	8-7	
	Cc1 ^v -Cc2 ^v	i-o	7-4	
	Dd1 ^v -Dd2 ^v	i-o	8-5	
	3L1 ^v -3L2 ^v	i-o	7-4	
	3P1 ^v -3P2 ^v	i-o	7-4	
1 ^v -3 ^r	X1 ^v -X3 ^r	i-o	4-7	5
	Y1 ^v -Y3 ^r	i-o	4-7	
	Gg1 ^v -Gg3 ^r	i-o	4-7	
	3E1 ^v -3E3 ^r	i-o	4-7	
1 ^v -4 ^v	Ii1 ^v -Ii4 ^v	i-o	4-7	3
	Bb1 ^v -Bb4 ^v	i-o	7-4	
	3G1 ^v -3G4 ^v	i-o	7-4	
2 ^v -3 ^v	I2 ^v -I3 ^v	o-i	5-7	5
	O2 ^v -O3 ^v	o-i	4-7	
	Ff2 ^v -Ff3 ^v	o-i	4-7	
	Hh2 ^v -Hh3 ^v	o-i	4-7	
	Nn2 ^v -Nn3 ^v	o-i	4-7	
2 ^v -4 ^r	N2 ^v -N4 ^r	o-i	4-7	5
	R2 ^v -R4 ^r	o-i	4-7	
	3H2 ^v -3H4 ^r	o-i	7-4	
	3O2 ^v -3O4 ^v	o-o	7-6	
3 ^r -3 ^v	3R2 ^r -3R4 ^r	o-i	4-7	4
	F3 ^r -F3 ^v	o-i	5-8	
	Pp3 ^r -Pp3 ^v	o-i	4-7	
3 ^r -4 ^r	3I3 ^r -3I3 ^v	o-i	7-4	2
	3K3 ^r -3K3 ^v	o-i	7-4	
3 ^r -4 ^v	D3 ^r -D4 ^r	o-i	8-5	4
	3B3 ^r -3B4 ^r	o-i	7-4	
	Aa3 ^v -Aa4 ^v	i-o	4-7	
4 ^r -4 ^v	Mm3 ^v -Mm4 ^v	i-o	4-7	7
	3F3 ^v -3F4 ^v	i-o	7-4	
	3M3 ^v -3M4 ^v	i-o	7-4	
4 ^r -4 ^v	P4 ^r -P4 ^v	i-o	4-7	4
	Ee4 ^r -Ee4 ^v	i-o	4-7	
	Kk4 ^r -Kk4 ^v	i-o	4-7	
	Ll4 ^r -Ll4 ^v	i-o	4-7	
	Oo4 ^r -Oo4 ^v	i-o	4-7	
	Qq4 ^r -Qq4 ^v	i-o	4-7	
4 ^r -4 ^v	Rr4 ^r -Rr4 ^v	i-o	4-7	7
				41

アダム・スミス 『国富論』初版の書誌的研究(川又)

表7 『国富論』初版第1巻印刷機(者)番号の組み合わせ

press figure	signature	outer (o) /inner (i) forme		
4-7	N2 ^v -N4 ^r	o-i	23	
4-7	O2 ^v -O3 ^v	o-i		
4-7	P4 ^r -P4 ^v	i-o		
4-7	R2 ^v -R4 ^r	o-i		
4-7	X1 ^v -X3 ^r	i-o		
4-7	Y1 ^v -Y3 ^r	i-o		
4-7	Aa3 ^v -Aa4 ^v	i-o		
4-7	Ee4 ^r -Ee4 ^v	i-o		
4-7	Ff2 ^v -Ff3 ^v	o-i		
4-7	Gg1 ^v -Gg3 ^r	i-o		
4-7	Hh2 ^v -Hh3 ^v	o-i		
4-7	Ii1 ^v -Ii4 ^v	i-o		
4-7	Kk4 ^r -Kk4 ^v	i-o		
4-7	Ll4 ^r -Ll4 ^v	i-o		
4-7	Mm3 ^v -Mm4 ^v	i-o		
4-7	Nn2 ^v -Nn3 ^v	o-i		
4-7	Oo4 ^r -Oo4 ^v	i-o		
4-7	Pp3 ^r -Pp3 ^v	o-i		
4-7	Qq4 ^r -Qq4 ^v	i-o		
4-7	Rr4 ^r -Rr4 ^v	i-o		
4-7	3A1 ^v -3A3 ^r	i-o		11
4-7	3E1 ^v -3E3 ^r	i-o		
4-7	3R2 ^v -3R4 ^r	o-i		
5-7	I2 ^v -I3 ^v	o-i	1	
5-8	F3 ^r -F3 ^v	o-i	1	
7-4	Bb1 ^v -Bb4 ^v	i-o	11	
7-4	Cc1 ^v -Cc2 ^v	i-o		
7-4	3B3 ^r -3B4 ^r	o-i		
7-4	3F3 ^v -3F4 ^v	i-o		
7-4	3G1 ^v -3G4 ^v	i-o		
7-4	3H2 ^v -3H4 ^r	o-i		
7-4	3I3 ^r -3I3 ^v	o-i		
7-4	3K3 ^r -3K3 ^v	o-i		
7-4	3L1 ^v -3L2 ^v	i-o	1	
7-4	3M3 ^v -3M4 ^v	i-o		
7-4	3P1 ^v -3P2 ^v	i-o	1	
7-6	3O2 ^v -3O4 ^v	o-o		
8-4	H1 ^v -H2 ^v	i-o	1	
8-5	D3 ^r -D4 ^r	o-i	2	
8-5	Dd1 ^v -Dd2 ^v	i-o		
8-7	Q1 ^v -Q2 ^v	i-o	1	
				41

八九(一七五)

表8 『国富論』初版第1巻印刷用紙表版、裏版の組み合わせ

outer (o) /inner (i) forme	press figure	signature	
i-o	4-7	P4 ^r -P4 ^v	25
i-o	4-7	X1 ^v -X3 ^r	
i-o	4-7	Y1 ^v -Y3 ^r	
i-o	4-7	Aa3 ^v -Aa4 ^v	
i-o	4-7	Ee4 ^r -Ee4 ^v	
i-o	4-7	Gg1 ^v -Gg3 ^r	
i-o	4-7	Ii1 ^v -Ii4 ^v	
i-o	4-7	Kk4 ^r -Kk4 ^v	
i-o	4-7	Ll4 ^v -Ll4 ^v	
i-o	4-7	Mm3 ^v -Mm4 ^v	
i-o	4-7	Oo4 ^r -Oo4 ^v	
i-o	4-7	Qq4 ^r -Qq4 ^v	
i-o	4-7	Rr4 ^r -Rr4 ^v	
i-o	4-7	3A1 ^v -3A3 ^r	
i-o	4-7	3E1 ^v -3E3 ^r	
i-o	7-4	Bb1 ^v -Bb4 ^v	
i-o	7-4	Cc1 ^v -Cc2 ^v	
i-o	7-4	3F3 ^v -3F4 ^v	
i-o	7-4	3G1 ^v -3G4 ^v	
i-o	7-4	3L1 ^v -3L2 ^v	
i-o	7-4	3M3 ^v -3M4 ^v	
i-o	7-4	3P1 ^v -3P2 ^v	
i-o	8-4	H1 ^v -H2 ^v	
i-o	8-5	Dd1 ^v -Dd2 ^v	
i-o	8-7	Q1 ^v -Q2 ^v	
o-i	4-7	N2 ^v -N4 ^r	
o-i	4-7	O2 ^v -O3 ^v	
o-i	4-7	R2 ^v -R4 ^r	
o-i	4-7	Ff2 ^v -Ff3 ^v	
o-i	4-7	Hh2 ^v -Hh3 ^v	
o-i	4-7	Nn2 ^v -Nn3 ^v	
o-i	4-7	Pp3 ^v -Pp3 ^v	
o-i	4-7	3R2 ^v -3R4 ^r	
o-i	5-7	I2 ^v -I3 ^v	
o-i	5-8	F3 ^v -F3 ^v	
o-i	7-4	3B3 ^v -3B4 ^r	
o-i	7-4	3H2 ^v -3H4 ^r	
o-i	7-4	3I3 ^v -3I3 ^v	
o-i	7-4	3K3 ^v -3K3 ^v	
o-i	8-5	D3 ^v -D4 ^r	
o-o	7-6	3O2 ^v -3O4 ^v	
			1
			41

表5から、折丁順に付けられている印刷機（者）番号に規則性はなさそうである。表6から、折丁のレクトとヴェルソの組み合わせに規則性はなさそうである。表7から、『国富論』初版第1巻では印刷機（者）番号の組み合わせ41通りのうち、4-7が23通り、7-4が11通りで多数を占めている。表8から、裏版と表版の組み合わせが25通り、表版と裏版が15通り、表版と表版が1通りとなっている。『国富論』初版第1巻30の折丁は、表版に異なる印刷機（者）番号7と6が印刷されている（図8参照）。

図8 『国富論』初版第1巻折丁30表版の印刷機（者）番号

	9
1	2
2 ^v	3 ^r
7	

図8に関して、『国富論』初版第1巻折丁304は差し替えられているので、印刷機（者）を特定するために番号6が印刷されたと思われる。その他に第1巻で差し替えられている折丁M3、2Z3、3A4には番号はなく、U3には4が印刷されている。

『国富論』初版第2巻の印刷機（者）番号に関して同様に作成した表を見てみよう。表9から、第2巻の折丁[A]、G、U、Zzz、4Fには印刷機（者）番号が付けられていない。折丁B、E、F、H、I、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、X、そしてBb、Mm、Oo、Qq、さらにQqq、4Bの印刷機（者）番号に関して、印刷用紙の表版のみに印刷されているのがF、M、N、Q、R、T、X、Mm、Qq、4Bであり、裏版のみに印刷されているのがB、E、H、I、K、L、O、P、S、Bb、Oo、Qqqとなる（表9参照）。

表9 『国富論』初版第2巻における印刷機（者）番号の有無と折丁

印刷機（者）番号のない折丁	[A]、G、U、Zzz、4F
印刷機（者）番号が印刷用紙の表版のみにある折丁	F、M、N、Q、R、T、X、Mm、Qq、4B
印刷機（者）番号が印刷用紙の裏版のみにある折丁	B、E、H、I、K、L、O、P、S、Bb、Oo、Qqq

表版のみに印刷機（者）番号が印刷されている折丁に関して、Fに8、Mに8、Nに8、Qに8、Rに8、Tに8、Xに8、Mmに6、Qqに6、4Bに8と8の番号が付けられている。裏版のみの場合、Bに4、Eに7、Hに8、Iに8、Kに8、Lに8、Oに8、Pに8、Sに8、Bbに8、Ooに6、Qqqに4の番号が付けられている。表版、裏版共に8が付けられていることが多いのが分かる。

表10 『国富論』初版第2巻印刷用紙の表版と裏版あるいは裏版と表版に印刷されている印刷機（者）番号

signature	outer (o) /inner (i) forme	press figure			
C1 ^v -C4 ^v	i-o	4-7	Aaa3 ^v -Aaa4 ^v	i-o	4-6
D1 ^v -D4 ^v	i-o	4-7	Bbb3 ^r -Bbb4 ^r	o-i	4-6
Y1 ^v -Y3 ^r	i-o	8-1	Ccc3 ^v -Ccc4 ^v	i-o	4-8
Z3 ^v -Z4 ^v	i-o	9-8	Ddd3 ^r -Ddd4 ^r	o-i	6-4
Aa3 ^r -Aa3 ^v	o-i	4-8	Eee1 ^v -Eee4 ^v	i-o	9-6
Cc3 ^r -Cc4 ^r	o-i	9-4	Fff1 ^v -Fff4 ^v	i-o	9-6
Dd1 ^v -Dd2 ^v	i-o	8-4	Ggg2 ^v -Ggg3 ^v	o-i	7-4
Ee2 ^v -Ee3 ^v	o-i	4-8	Hhh3 ^v -Hhh4 ^v	i-o	4-8
Ff3 ^v -Ff4 ^v	i-o	9-8	Iii1 ^v -Iii4 ^v	i-o	4-6
Gg4 ^r -Gg4 ^v	i-o	6-9	Kkk1 ^v -Kkk2 ^v	i-o	9-4
Hh2 ^v -Hh3 ^v	o-i	8-4	Lll1 ^v -Lll3 ^r	i-o	6-8
Ii2 ^v -Ii4 ^r	o-i	5-4	Mmm1 ^v -Mmm4 ^v	i-o	4-9
Kk3 ^v -Kk4 ^v	i-o	9-5	Nnn1 ^v -Nnn3 ^r	i-o	4-7
Ll3 ^v -Ll3 ^v	o-i	4-9	Ooo1 ^v -Ooo3 ^r	i-o	8-6
Nn3 ^v -Nn4 ^v	i-o	8-6	Ppp1 ^v -Ppp2 ^v	i-o	4-6
Pp2 ^v -Pp4 ^r	o-i	6-4	Rrr3 ^v -Rrr4 ^v	i-o	8-4
Rr3 ^v -Rr4 ^v	i-o	8-4	Sss3 ^r -Sss3 ^v	o-i	4-8
Ss1 ^v -Ss2 ^v	i-o	7-8	Ttt1 ^v -Ttt4 ^v	i-o	8-4
Tt3 ^v -Tt4 ^v	i-o	9-8	Uuu3 ^v -Uuu4 ^v	i-o	6-8
Uu3 ^v -Uu4 ^v	i-o	7-8	Xxx2 ^v -Xxx4 ^r	o-i	4-9
Xx4 ^r -Xx4 ^v	i-o	8-9	Yyy3 ^r -Yyy4 ^r	o-i	6-4
Yy2 ^v -Yy4 ^r	o-i	4-8	4A3 ^r -4A3 ^v	o-i	7-9
Zz2 ^v -Zz3 ^v	o-i	6-8	4B2 ^v -4B3 ^r	o-o	8-8
			4C3 ^r -4C4 ^v	i-o	9-6
			4D3 ^r -4D3 ^v	o-i	9-8
			4E2 ^v -4E3 ^v	o-i	9-4

表10から、折丁順に付けられている印刷機（者）番号に規則性はなさそうである。表11から、折丁のレクトとヴェルソの組み合わせに規則性はなさそうである。表12から、『国富論』初版第1巻では印刷機（者）番号の組み合わせ49通りのうち、4-8が6通り、8-4が5通りで相対的に多くなっているだけで、やはり規則性はなさそうである。表13から、裏版と表版の組み合わせが30通り、表版と裏版が18通り、表版と表版が1通りとなっている。4Bの折丁は、表版に同じ印刷機（者）番号8が印刷されている。

表11 『国富論』初版第2巻印刷機（者）番号が印刷されている折丁の場所

signature		outer (o) /inner (i) forme	press figure	
1 ^v -2 ^v	Dd1 ^v -Dd2 ^v	i-o	8-4	4
	Ss1 ^v -Ss2 ^v	i-o	7-8	
	Kkk1 ^v -Kkk2 ^v	i-o	9-4	
	Ppp1 ^v -Ppp2 ^v	i-o	4-6	
1 ^v -3 ^r	Lll1 ^v -Lll3 ^r	i-o	6-8	4
	Nnn1 ^v -Nnn3 ^r	i-o	4-7	
	Ooo1 ^v -Ooo3 ^r	i-o	8-6	
	Y1 ^v -Y3 ^r	i-o	8-1	
1 ^v -4 ^v	C1 ^v -C4 ^v	i-o	4-7	7
	D1 ^v -D4 ^v	i-o	4-7	
	Eee1 ^v -Eee4 ^v	i-o	9-6	
	Fff1 ^v -Fff4 ^v	i-o	9-6	
	Iii1 ^v -Iii4 ^v	i-o	4-6	
	Mmm1 ^v -Mmm4 ^v	i-o	4-9	
2 ^v -3 ^v	Ee2 ^v -Ee3 ^v	o-i	4-8	6
	Hh2 ^v -Hh3 ^v	o-i	8-4	
	Zz2 ^v -Zz3 ^v	o-i	6-8	
	Ggg2 ^v -Ggg3 ^v	o-i	7-4	
	4E2 ^v -4E3 ^v	o-i	9-4	
	4B2 ^v -4B3 ^r	o-o	8-8	
2 ^v -4 ^r	Ii2 ^v -Ii4 ^r	o-i	5-4	4
	Pp2 ^v -Pp4 ^r	o-i	6-4	
	Yy2 ^v -Yy4 ^r	o-i	4-8	
	Xxx2 ^v -Xxx4 ^r	o-i	4-9	
3 ^v -4 ^v	Z3 ^v -Z4 ^v	i-o	9-8	14
	Ff3 ^v -Ff4 ^v	i-o	9-8	
	Kk3 ^v -Kk4 ^v	i-o	9-5	
	Nn3 ^v -Nn4 ^v	i-o	8-6	
	Tt3 ^v -Tt4 ^v	i-o	9-8	
	Uu3 ^v -Uu4 ^v	i-o	7-8	
	Rr3 ^v -Rr4 ^v	i-o	8-4	
	Aaa3 ^v -Aaa4 ^v	i-o	4-6	
	Ccc3 ^v -Ccc4 ^v	i-o	4-8	
	Hhh3 ^v -Hhh4 ^v	i-o	4-8	
	Rrr3 ^v -Rrr4 ^v	i-o	8-4	
	Uuu3 ^v -Uuu4 ^v	i-o	6-8	
	4C3 ^v -4C4 ^v	i-o	9-6	
	Aa3 ^v -Aa3 ^v	o-i	4-8	
3 ^r -3 ^v	Ll3 ^r -Ll3 ^v	o-i	4-9	4
	Sss3 ^r -Sss3 ^v	o-i	4-8	
	4A3 ^r -4A3 ^v	o-i	7-9	
	4D3 ^r -4D3 ^v	o-i	9-8	
3 ^r -4 ^r	Cc3 ^r -Cc4 ^r	o-i	9-4	4
	Bbb3 ^r -Bbb4 ^r	o-i	4-6	
	Ddd3 ^r -Ddd4 ^r	o-i	6-4	
	Yyy3 ^r -Yyy4 ^r	o-i	6-4	
4 ^r -4 ^v	Gg4 ^r -Gg4 ^v	i-o	6-9	2
	Xx4 ^r -Xx4 ^v	i-o	8-9	
				49

図9 『国富論』第2巻折丁4B表版の印刷機（者）番号

Ⅰ	Ⅱ
2 ^v	3 ^r
8	8

図9から、折丁4Bは、トッドに従えば差し替えは行われているので（トッド、p.3）、差し替えが行われたために表版に同じ8が556、557頁に連続して印刷されていると思われる。

最後に、上述の『国富論』初版第2巻の印刷機（者）番号に関する

表12 『国富論』初版第2巻印刷機(者)番号の組み合わせ

press figure	signature	outer (o) /inner (i) forme					
4-6	Aaa3 ^v -Aaa4 ^v	i-o	4	7-4	Ggg2 ^v -Ggg3 ^v	o-i	1
4-6	Bbb3 ^r -Bbb4 ^r	o-i		7-8	Ss1 ^v -Ss2 ^v	i-o	2
4-6	Iii1 ^v -Iii4 ^v	i-o		7-8	Uu3 ^v -Uu4 ^v	i-o	
4-6	Ppp1 ^v -Ppp2 ^v	i-o		7-9	4A3 ^v -4A3 ^v	o-i	1
4-7	C1 ^v -C4 ^v	i-o	3	8-1	Y1 ^v -Y3 ^r	i-o	1
4-7	D1 ^v -D4 ^v	i-o		8-4	Dd1 ^v -Dd2 ^v	i-o	5
4-7	Nnn1 ^v -Nnn3 ^r	i-o		8-4	Hh2 ^v -Hh3 ^v	o-i	
4-8	Aa3 ^v -Aa3 ^v	o-i	8-4	Rr3 ^v -Rr4 ^v	i-o		
4-8	Ee2 ^v -Ee3 ^v	o-i	8-4	Rrr3 ^v -Rrr4 ^v	i-o		
4-8	Yy2 ^v -Yy4 ^r	o-i	8-4	Ttt1 ^v -Ttt4 ^v	i-o		
4-8	Ccc3 ^v -Ccc4 ^v	i-o	6	8-6	Nn3 ^v -Nn4 ^v	i-o	2
4-8	Hhh3 ^v -Hhh4 ^v	i-o		8-6	Ooo1 ^v -Ooo3 ^r	i-o	
4-8	Sss3 ^r -Sss3 ^v	o-i		8-8	4B2 ^v -4B3 ^r	o-o	1
4-9	Ll3 ^v -Ll3 ^v	o-i		8-8	Xx4 ^r -Xx4 ^v	i-o	1
4-9	Mmm1 ^v -Mmm4 ^v	i-o		9-4	Cc3 ^r -Cc4 ^r	o-i	3
4-9	Xxx2 ^v -Xxx4 ^r	o-i		9-4	Kkk1 ^v -Kkk2 ^v	i-o	
5-4	Ii2 ^v -Ii4 ^r	o-i	9-4	4E2 ^v -4E3 ^v	o-i		
6-4	Pp2 ^v -Pp4 ^r	o-i	3	9-5	Kk3 ^v -Kk4 ^v	i-o	1
6-4	Ddd3 ^v -Ddd4 ^r	o-i		9-6	Eee1 ^v -Eee4 ^v	i-o	3
6-4	Yyy3 ^v -Yyy4 ^r	o-i		9-6	Fff1 ^v -Fff4 ^v	i-o	
6-8	Zz2 ^v -Zz3 ^v	o-i	3	9-6	4C3 ^v -4C4 ^v	i-o	4
6-8	Lll1 ^v -Lll3 ^r	i-o		9-8	Z3 ^v -Z4 ^v	i-o	
6-8	Uuu3 ^v -Uuu4 ^v	i-o		9-8	Ff3 ^v -Ff4 ^v	i-o	
6-9	Gg4 ^r -Gg4 ^v	i-o		9-8	Tt3 ^v -Tt4 ^v	i-o	
				9-8	4D3 ^r -4D3 ^v	o-i	1
							49

トッドの記述を確認しておく。トッドは、『国富論』初版を比較し、印刷機(者)番号表を各巻で作成してそれらを照らし合わせた。この番号は、印刷のズレや乱れを示すことがあるが、後日の検査で確認したところ、初版で本文が変化しているものはない、という(Todd, p.61. note 1)。また、この印刷機(者)番号に関して、「第2巻のいくつかのものには、351頁に印刷機(者)番号がない。そして全体として、469頁には6か8の番号がつけられている」と述べている(Todd, p.61. note 3)。第2巻351頁、469頁に関して、表3から、Yushodo版351頁には印刷機(者)番号8があり、他の2つの復刻版にはない。3つの復刻版にはすべて469頁に印刷機(者)番号6がある。経済学部分館所蔵本も含めた調査結果が表14である⁽¹⁴⁾。

表13 『国富論』初版第2巻印刷用紙表版、裏版の組み合わせ

outer (o) /inner (i) forme	signature	press figure					
i-o	C1 ^v -C4 ^v	4-7	30	i-o	Ooo1 ^v -Ooo3 ^r	8-6	
i-o	D1 ^v -D4 ^v	4-7		i-o	Ppp1 ^v -Ppp2 ^v	4-6	
i-o	Y1 ^v -Y3 ^r	8-1		i-o	Rrr3 ^v -Rrr4 ^v	8-4	
i-o	Z3 ^v -Z4 ^v	9-8		i-o	Ttt1 ^v -Ttt4 ^v	8-4	
i-o	Dd1 ^v -Dd2 ^v	8-4		i-o	Uuu3 ^v -Uuu4 ^v	6-8	
i-o	Ff3 ^v -Ff4 ^v	9-8		i-o	4C3 ^v -4C4 ^v	9-6	
i-o	Gg4 ^v -Gg4 ^v	6-9		o-i	Aa3 ^r -Aa3 ^v	4-8	
i-o	Kk3 ^v -Kk4 ^v	9-5		o-i	Cc3 ^r -Cc4 ^r	9-4	
i-o	Nn3 ^v -Nn4 ^v	8-6		o-i	Ee2 ^v -Ee3 ^v	4-8	
i-o	Rr3 ^v -Rr4 ^v	8-4		o-i	Hh2 ^v -Hh3 ^v	8-4	
i-o	Ss1 ^v -Ss2 ^v	7-8		o-i	Ii2 ^v -Ii4 ^r	5-4	
i-o	Tt3 ^v -Tt4 ^v	9-8		o-i	Ll3 ^v -Ll3 ^v	4-9	
i-o	Uu3 ^v -Uu4 ^v	7-8		o-i	Pp2 ^v -Pp4 ^r	6-4	
i-o	Xx4 ^r -Xx4 ^v	8-9		o-i	Yy2 ^v -Yy4 ^r	4-8	
i-o	Aaa3 ^v -Aaa4 ^v	4-6		o-i	Zz2 ^v -Zz3 ^v	6-8	
i-o	Ccc3 ^v -Ccc4 ^v	4-8		o-i	Bbb3 ^r -Bbb4 ^r	4-6	
i-o	Eee1 ^v -Eee4 ^v	9-6		o-i	Ddd3 ^r -Ddd4 ^r	6-4	
i-o	Fff1 ^v -Fff4 ^v	9-6		o-i	Ggg2 ^v -Ggg3 ^v	7-4	
i-o	Hhh3 ^v -Hhh4 ^v	4-8		o-i	Sss3 ^r -Sss3 ^v	4-8	
i-o	Iii1 ^v -Iii4 ^v	4-6		o-i	Xxx2 ^v -Xxx4 ^r	4-9	
i-o	Kkk1 ^v -Kkk2 ^v	9-4		o-i	Yyy3 ^r -Yyy4 ^r	6-4	
i-o	Lll1 ^v -Lll3 ^r	6-8		o-i	4A3 ^v -4A3 ^v	7-9	
i-o	Mmm1 ^v -Mmm4 ^v	4-9		o-i	4D3 ^r -4D3 ^v	9-8	
i-o	Nnn1 ^v -Nnn3 ^r	4-7		o-i	4E2 ^v -4E3 ^v	9-4	
					o-o	4B2 ^v -4B3 ^r	8-8
							1
							49

表14 『国富論』初版第2巻351頁、469頁の印刷機（者）番号

	Yushodo 版	Klassiker 版	Idion 版	経済学部分館 所蔵本①②	経済学部分館 所蔵本③
p.351	8	なし	なし	なし	8
p.469	6	6	6	6	6

5 『国富論』初版の校合

(1) 『国富論』初版ロンドン版とエディンバラ版のーフタイトル

『国富論』初版の校合に入る前に、『国富論』初版に関する先人たちの記述を確認しよう。

まず、マッセイ（Dudley Massey）は1940年、エディンバラ版と、ラウ

ンズ (William Thomas Lowndes) がその『書誌の手引き (*Bibliographer's Manual*)』の中で取り上げているロクスバラ (Roxburghe) 本、9331番 (Lowndes, p.2417) とに関して次のように述べている。「最近、ミューアヘッド (Muirhead) の販売会に、第2巻だけにというのではなく、両巻にハーフタイトルを持ったアダム・スミスの『国富論』1776年版が登場したことは、本書に関する問題に光を投げかけるであろう」。「ミューアヘッド本第1巻のハーフタイトルの説明は簡単である。それは、スコットランド市場向けの版の1つであり、エディンバラの書籍商 W. クリーチの名前がタイトルの出版者 (imprint) に加えられたものであった。これは、クリーチの名前のない元のタイトルを削除し、この1葉を、ハーフタイトルとクリーチの名前を冠したタイトルの2葉で差し替えることによって行われた」。「クリーチの名前がなく、ハーフタイトルを持たないロンドン版は、このエディンバラ版よりも前のものであることが、折記号を校合することで証明される」。「ミューアヘッド本の第2巻は、差し替えられたハーフタイトルと、エディンバラの書籍商の名前のあるタイトルページを持っている。ロンドン版とエディンバラ版両方の第2巻の校合は同じである」。マッセイは、折記号による校合の結果、「ロクスバラ本はエディンバラ版の1つであるという可能性が高く、〔刊行〕年が1777年とされるものは存在しないと思われる」と結論付けている (Massey, p.356)⁽¹⁵⁾。ロクスバラ本がどのようなものなのか判然としないが、マッセイはエディンバラ版が両巻ともにハーフタイトルを持っていることを明らかにしている。

ゴフ (Frederick Richmond Goff, 1916-1982) は1947年に、『国富論』初版の第2巻にハーフタイトルがあるものとないものが存在することを指摘している (Goff, p.11)。この指摘の後、1948年にグリーンヒル (Harold Greenhill) とアダムズ・ジュニア (Frederick B. Adams, Jr.) との間でやり取りがある。グリーンヒルは「第2巻にはハーフタイトルが常に存在するのか。第1巻には、どのような状況において (あるとすれば)、ハーフタイトルが現れるのか」と2つの問題を提起した (Greenhill,

p.193)。これに対してアダムズ・ジュニアは、「当時のエディンバラ版には、両巻ともにーフタイトルが付けられている」と回答している (Adams, Jr. p. 195)。

『国富論』初版復刻版、そして経済学部分館所蔵本でーフタイトルの有無を確認したものが表15である。これにより、マッセイ、ゴフ、アダムズ・ジュニアらの指摘が正しいことが確認できる。ただし、ロンドン版に関してーフタイトルを持つ第2巻、持たない第2巻がどれだけの部数が存在しているのか、またエディンバラ版に関して、両巻とも常にーフタイトルを持っているのかは不明である。

表15 『国富論』初版第1巻、第2巻ーフタイトルの有無

	Yushodo 版	Kelley 版	Klassiker 版	Idion 版	経済学部分館 所蔵本①②	経済学部分館所蔵本③ (エディンバラ版)
第1巻	なし	なし	なし	なし	なし	あり
第2巻	あり	あり	なし	なし	あり	あり

(2) 『国富論』初版の校合

トッドは、7つの機関に所蔵されている『国富論』初版やそれ以降の版を合計49点に関して、調査している。トッドは、『国富論』初版は、「オリジナル原稿 (original manuscript) に極めて忠実に印刷されている」、そのため「偶発物 (accidentals)」、すなわち「綴りや句読点に著者のいくつかの特殊性 (idiosyncracies) が保存されている」。「この版は、著者自身の原稿 (author's original script) から直接印刷されたのではなく、他のスミス作品と同様に、写字生⁽¹⁶⁾が作成した複写原稿 (copy) から印刷されたため、その特異性 (peculiarities) の一部は、別人の書法 (hand) に起因する可能性がある」と述べている (Todd, pp.61-62)。

トッドの指摘を参考にしつつ、『国富論』初版復刻版を使用した校合の結果を示したのが表16である。

表16 『国富論』初版校合結果

Vol.1. page. line. (from bottom)	Yushodo	Kelley	Klassiker	Idion
[1]. Introduction	WORK・	idem	idem	idem
2. 11	^l abour	idem	idem	idem
3. 10 f.b.	encouragemen _t	idem	idem	idem
5. cw	workmen'	idem	idem	idem
13. 14	he	idem	idem	idem
49. 3 f.b.	10d. $\frac{1}{2}$	10d. $\frac{1}{2}$	10d. $\frac{1}{2}$	10d. $\frac{1}{2}$
51. page no.	51	52?	51	51
51. 10 f.b.	coin・	idem	idem	idem
87. 12	employment,	employment;	employment,	employment;
123. 6	of	idem	idem	idem
123. 7	stat _e	idem	idem	idem
135.8 f.b. ⁽¹⁾	diffe- -区切り	idem	idem	idem
145. 13 f.b.	s _o me	idem	idem	idem
170. 5. f.b.	of	idem	idem	idem
229. 5. f.b.	an d	an d	an d	and
235. 8-9 ⁽²⁾	ob-seived	idem	idem	idem
257. 12-13 f.b.	plen _t iful	idem	idem	idem
290. 13 f.b.	other	idem	idem	idem
293. 14 f.b.	smal]	idem	idem	idem
304. 1 f.b.	price	p _r ice	price	price
312 title ⁽³⁾	CONCLUSION <i>of the</i> CHAPTER	idem	idem	idem
319 Average Price,	$9\frac{1}{3}$	$9\frac{1}{3}$	$9\frac{1}{3}$	$9\frac{1}{3}$
338. 5 f.b. ⁽⁴⁾	wool,	idem	idem	idem
338. cw	for.	for	for.	for.
348. 4 f.b.	piece _s	idem	idem	idem
365. 7 f.b.	of	idem	idem	idem
369. 9 f.b.	al ^l	idem	idem	idem
369. 4-3 f.b. ⁽⁵⁾	re-pay-ments	idem	idem	idem
375. 9-10	to night	to-night	to-night	to-night
376. cw	ad- vanced	idem	idem	idem

381. 16 ⁽⁶⁾	them _✓	them_	them,	them _✓
384. 9	privat _e	idem	idem	idem
388. 6	demand _s ,	demand _s ,	demand _s ,	demand _s ,
416. 12 -11 f.b.	main- ^t ained	idem	idem	idem
416. 11 f.b.	may	idem	idem	idem
442. 5-4 f.b.	manu- _f actures	manu- _f actures	manu- _f actures	manu- _f actures
444. 6 f.b. ⁽⁷⁾	capitals	idem	idem	idem
445. 4 f.b.	fo _r	idem	idem	idem
453. 7 f.b.	it _s	idem	idem	idem
462. 10 f.b.	i _s	idem	idem	idem
467. 3 f.b.	^t here	idem	idem	idem
468. 1 f.b.	of	idem	idem	idem
470. 3-4 f.b.	pro- _p rietors	idem	idem	idem
470. 2 f.b.	^t he	idem	idem	idem
471. 4	^t han	idem	idem	idem
474. 3 f.b.	tenants	idem	idem	idem
474. cw	bailiff _s	bailiffs	bailiffs	bailiff _s
501. 4 f.b.	f _r om	idem	idem	idem
502. 2 f.b.	e _i ther	idem	idem	idem
503. 13 f.b. ⁽⁸⁾	severa _l	idem	idem	idem
505. 2	s _m all	idem	idem	idem
Vol.2. page. line.	Yushodo	Kelley	Klassiker	Idion
6. 9 f.b.	^t herefore	idem	idem	idem
7. 2	augmen ^t	idem	idem	idem
7. 10 f.b.	^t herefore	idem	idem	idem
8. 11	^t he	idem	idem	idem
10. 6 f.b.	tea _s	idem	idem	idem
10. 5 f.b.	beca _u se	idem	idem	idem
13. 14 f.b.	them.	them	them.	them.
14. 10	^t he	idem	idem	idem
15. 12 f.b.	^t he	idem	idem	idem
24. 9-10	manu- _f acture	idem	idem	idem
37. 5 f.b.	f _o llow	idem	idem	idem
37. 3 f.b.	^t he	idem	idem	idem
38. 6 f.b.	countrie _s	idem	idem	idem

42. 11	fo	so	fo	so
43. 8	<i>studi</i> _o	idem	idem	idem
43. 10	merchant ^s	idem	idem	idem
44. 13-12 f.b.	im- _p ortation	idem	idem	idem
46. 3 f.b.	shar _e	idem	idem	idem
61. 8 f.b.	_t heir	idem	idem	idem
67. 1	silve _r	idem	idem	idem
68. cw	granted _,	idem	idem	idem
85. 2 f.b.	_i ts	idem	idem	idem
90. 3-2 f.b.	mercan- _t ile	mercan-tile	mercan- _t ile	mercan-tile
106. 16 f.b.	o _f	idem	idem	idem
107. 13	_l iberal	idem	idem	idem
116. 12	_i s	idem	idem	idem
119. 15	_t heir	idem	idem	idem
131. 15 f.b.	goods _,	idem	idem	idem
135. 5 f.b.	nation _,	idem	idem	idem
141. 15 ⁽⁹⁾	Charles II	Charles II.	Charles II	Charles II.
143. 6	_i n	idem	idem	idem
144. 2	_t he	idem	idem	idem
159. 13-12 f.b.	Ephe- _s us	idem	idem	idem
161. 15-14 f.b.	pre-tended	idem	idem	idem
163. 6	therefore _,	idem	idem	idem
165. 6	_s muggling	idem	idem	idem
166. 8	_i ts	idem	idem	idem
167. 16-17	co _o nies	idem	idem	idem
181. 2 ⁽¹⁰⁾	_p enalties.	penalties.	_p enalties.	penalties.
186. 2	_i s	idem	idem	idem
186. 5	_t he	idem	idem	idem
190. 10 f.b. ⁽¹¹⁾	dominion	dominion	dominion	dominion
197. 6	it _,	idem	idem	idem
198. 8	_i ncreased	idem	idem	idem
198. 11	whol ^e	idem	idem	idem
198. 12	he _r	idem	idem	idem
201. 7	_i ^t	idem	idem	idem
201. 7-8	lessen- _i ng	idem	idem	idem
204. 4-5	thou- _s and	idem	idem	idem
204. 13	second	idem	idem	idem

206. 2 f.b.	^t hem	idem	idem	idem
211. 3	disorder _s	idem	idem	idem
217. 1 f.b.	^t imes	times	times	^t imes
221. 2	hurtful ^l	idem	idem	idem
223. 4	of	idem	idem	idem
223. 10	^t heir	^t heir	^t heir	^t heir
223. 13	out [,]	idem	idem	idem
230. 2 ⁽¹²⁾	Great Britain	idem	idem	idem
230. 2	of	idem	idem	idem
230. 4	ha ^s	idem	idem	idem
232. 11	w ^e	idem	idem	idem
241. 9 f.b.	Bu	idem	idem	idem
242. 9 f.b.	fo ^r	idem	idem	idem
253. 12	master _s	idem	idem	idem
254. 3 f.b.	rea ^l	idem	idem	idem
256. titel 3	<i>Country.</i>	<i>Countr y.</i>	<i>Country.</i>	<i>Country.</i>
257. 10 f.b.	th ^e	idem	idem	idem
257. 7 f.b.	th ^e	idem	idem	idem
257. 4 f.b.	Thi _s	idem	idem	idem
259. 13. f.b.	unles ^s	idem	idem	idem
273. 14 f.b.	servant ^s	idem	idem	idem
280. 14 f.b.	th ^e	idem	idem	idem
280. 11 f.b.	^t he	idem	idem	idem
280. 9 f.b.	China,	idem	idem	idem
281. 3 f.b.	sea;	idem	idem	idem
282. 12	o ^f	idem	idem	idem
285. 3 f.b.	a ^t	idem	idem	idem
289. 2 f.b.	wil ^l	idem	idem	idem
296. 14-15 ⁽¹³⁾	veryintri-cate	idem	idem	idem
1298. 9 f.b.	m chanical	mechanical	mechanical	mechanical
299. cw	take ^s	idem	idem	idem
303. 13 f.b.	i _s	idem	idem	idem
303. 12 f.b.	^t he	idem	idem	idem
304. 11	i _n	idem	idem	idem
312. 1	s ^o	idem	idem	idem
313. 2-3	supe- ^t ior	idem	idem	idem
314. 5	suffer _s	idem	idem	idem

314. 14 f.b.	thei ^r	idem	idem	idem
316. 7	^a nd	idem	idem	idem
316. 4 f.b.	greate ^r	idem	idem	idem
320. 3	thing _s	idem	idem	idem
321. note	H.story	H.story	H:story	H story
322. 6	injustice [,]	idem	idem	idem
324. 4	o _f	idem	idem	idem
324. 7	^t he	idem	idem	idem
325. 5-4 f.b.	par- liaments	idem	idem	idem
325. 2-1 f.b.	coun- s ellor	idem	idem	idem
328. 4 f.b.	l _i eissure	idem	idem	idem
329. 10 f.b.	l _i ndependent	idem	idem	idem
329. cw	nature _,	idem	idem	idem
331. 12	por ^t	idem	idem	idem
332. 9 f.b.	c _e annot	idem	idem	idem
332. 8 f.b.	countr ^y	idem	idem	idem
332. 7 f.b.	lor ^d	idem	idem	idem
333. 13 f.b.	pu _t	idem	idem	idem
340. 8 f.b. ⁽¹⁴⁾	Corvées	Corvees	Corvées	Corvées
345. 14	foundation ^s	idem	idem	idem
349. 4 f.b.	o _f	idem	idem	idem
351. 12	othe _r	idem	idem	idem
354. 3 f.b.	man [,]	idem	idem	idem
355. 3-2 f.b.	intro duced	intro-duced	intro-duced	intro-duced
365. cw	of.	of,	of.	of..
367. 4	^t akes	idem	idem	idem
371. 12 f.b t	l _i t	idem	idem	idem
372. 15	littl _e	idem	idem	idem
377. head note	CHAP. ¹	CHAP.	CHAP. ¹	CHAP.
378. 14 f.b.	composition [,]	idem	idem	idem
378. 13 f.b.	thei ^r	idem	idem	idem
378. 1 f.b.(cw)- 379. 1 ⁽¹⁵⁾	league "itself league itself	idem	idem	idem
381. 11 f.b.	^t he	idem	idem	idem
382. 17	abhorrenc _e	idem	idem	idem
384. 2	^t he	idem	idem	idem
384. 2 f.b.	_t eachers	idem	idem	idem

387. 1	i _s	idem	idem	idem
401. 3	i _n feriors	inferiors	inferiors	inferiors
404. 4	think'	idem	idem	idem
408. 1 f.b. (cw)- 409. 1 ⁽¹⁶⁾	may be may to	idem	idem	idem
412. 10	f _r om	idem	idem	idem
416. note	S ee	S ee	See	See
427. 6	t _h e	idem	idem	idem
432. 15	no ^t	idem	idem	idem
434. 16	i _t	idem	idem	idem
438. 3	upon ^ˉ	.upon ^ˉ	upon ^ˉ	upon ^ˉ
439. 4 f.b.	l _a nd-tax	l _a nd-tax	l _a nd-tax	land-tax
441. 12 f.b. ⁽¹⁷⁾	A TAX	idem	idem	idem
441. 3 f.b.	t _o	idem	idem	idem
442. 9 f.b.	i _n	idem	idem	idem
450. note *	con c ernant	idem	idem	idem
454. 8	e _m ployment	idem	idem	idem
455. 14 f.b.	s _o urce	idem	idem	idem
455. 7 f.b.	e _x treme	idem	idem	idem
456. 5-6	accord- i _n gly	idem	idem	idem
458. 5	dence * .	dence *	dence * .	dence * .
458. 5 f.b.	i _n	idem	idem	idem
459. 8 ⁽¹⁸⁾	THEtaxupon	idem	idem	idem
459. 8.	tho'	tho'	tho'	tho
460. 1	suppor _t	idem	idem	idem
460. 3 f.b.	littl _e	idem	idem	idem
461. 2	it ^ˉ	idem	idem	idem
463. 15-14 f.b.	mis-;nformation	idem	idem	idem
464. 9	reimburs _e	idem	idem	idem
467. 6 f.b. ⁽¹⁹⁾	immoveable	im moveable	■moveable	■moveable
468. 12 f.b.	fi ve	idem	idem	idem
468. note †	Vectigalibus	Vect galibus	Vectigalibus	Vectigalibus
469. 3 f.b.	c _o nsent	idem	idem	idem
470. 7	take ^s	idem	idem	idem
470. 3 f.b.	e _x cetp	idem	idem	idem
471. 14 f.b.	t _o	idem	idem	idem
474. 5	o _f	idem	idem	idem

474. 6	th ^e	idem	idem	idem
475. 8	THE	idem	idem	idem
477. 12 f.b.	t ^h e	idem	idem	idem
481. 11	t ^h eir	idem	idem	idem
482. 1	thi _s	thi _s	this	this
482. 7	t _{aille}	idem	idem	idem
488. 4 ⁽¹⁹⁾			& 4 d. handwriting	and four pence handwriting
490. 13 f.b.	b ^e	idem	idem	idem
493. 3	withou _t	idem	idem	idem
499. 5	v ^{al} ue	idem	idem	idem
499. 9	article ^a	idem	idem	idem
501. 10 f.b.	particula _r	idem	idem	idem
501. 7 f.b.	o _f	idem	idem	idem
502. 13	i _t	idem	idem	idem
502. 16	a _{nd}	idem	idem	idem
502. 12. f.b.	afterward ^s	idem	idem	idem
502. 9 f.b.	considerable	idem	idem	idem
502. 8 f.b.	e ^x portation	idem	idem	idem
502. 6 f.b.	b _e fore	idem	idem	idem
503. 4	c _{om} prehended	idem	idem	idem
503. 6	i _l ife	idem	idem	idem
503. 8	i _n	idem	idem	idem
503. 13 f.b.	i _m portation	idem	idem	idem
504. 10	i _n troduction	idem	idem	idem
504. 5-4 f.b. ⁽²⁰⁾	con _{sum} ption	idem	idem	idem
505. 16 f.b.	t ^h ose	idem	idem	idem
505 10 f.b.	t ^h e	idem	idem	idem
510. 3 f.b.	th ^e	th _e	th _e	th ^e
510. 2 f.b.	valu _e	idem	idem	idem
510. 1 f.b.	superio ^r	superio ^r	superior	superio ^r
511.7	o _f	idem	idem	idem
511. 8	th ^e	idem	idem	idem
511.9	th ^e	idem	idem	idem
511. 11 f.b.	foundatio _n .	idem	idem	idem
511. 9 f.b.	tha _t	idem	idem	idem
511. 8 f.b.	i _t	idem	idem	idem

511. 7 f.b.	th ^e	idem	idem	idem
511. 6 f.b.	th ^e	idem	idem	idem
515. 1 f.b.	Sound·	Sound·	Sound·	Sound·
517. 3	i s	idem	idem	idem
520. 4	i ts	idem	idem	idem
520. cw	gl er,	idem	idem	idem
522. 16 ⁽²¹⁾	. *	idem	idem	idem
527. 6 f.b.	bu t	but	but	but
527. 5 f.b.	taxed·	taxed.	taxed.	taxed·
531. 13	th _e	idem	idem	idem
533. 13	furnish	idem	idem	idem
533. 5 f.b.	Bu	idem	idem	idem
537. 8-7 f.b.	neces- ^s arily	idem	idem	idem
544. cw - 545. 1	public, publick,	idem	idem	idem
545. 11-12	in- _t erest	idem	idem	idem
545. 11 f.b.	an y	idem	idem	idem
551. 14	perhap ^s	idem	idem	idem
553. 14	th ^e	idem	idem	idem
553. 10 f.b.	wa _r	idem	idem	idem
553. cw ⁽²²⁾	reduce-ing,	reduce-ing	reduce-ing,	reduce-ing,
554. 6 f.b.	Grea _t	idem	idem	idem
556. 6 f.b.	th _e	idem	idem	idem
557. 6 f.b.	expenc _e	idem	idem	idem
565. 12	comput ^d	idem	idem	idem
565. 13	o _f	idem	idem	idem
565. 14	ounce ^s	idem	idem	idem
565. 11 f.b.	law _s	idem	idem	idem
565. 7 f.b.	t ^o	idem	idem	idem
565. 2 f.b.	th _e	idem	idem	idem
565. 1 f.b.	th _e	idem	idem	idem
566. 2 f.b.	deb _t	idem	idem	idem
570. 13 f.b.	th _e	idem	idem	idem
571. 15	grea _t	idem	idem	idem
571. 16 f.b.	o _f	idem	idem	idem
573. 10	merchan ^t	idem	idem	idem
573. 15	t _o	idem	idem	idem

575. 13 f.b.	revenu ^e	idem	idem	idem
576. 5	th ^e	idem	idem	idem
576. 6	th _e	idem	idem	idem
577. 12	dutie ^s	idem	idem	idem
582. 6	o f	idem	idem	idem
587. 12	i magination	idem	idem	idem
587. 9 f.b.	th ^e	idem	idem	idem

凡例 1列目は、各巻頁数、行数を表している。下から数えた場合の行数は、f.b.(from bottom)で示している。cw はつなぎ語を表している。校合結果が雄松堂版と同じである場合は、idemとした。

注

- (1) ハイフンの使用場所が不適切である。137頁14行は、dif-fence で区切られている。
- (2) ob-served ではなく、ob-seved となっている。
- (3) 斜字体と立体が混ざっている。
- (4) 最後の l が手書きに見える。
- (5) 他に re-pay とされている箇所はない。あえてハイフンを入れることで、文字間を調節したのかもしれない。
- (6) カンマ (,) が手書きに見える。
- (7) capitals ではなく、capitals となっている。
- (8) 最後の l が手書きに見える。
- (9) 国王名の序数表記が不統一である。
- (10) Yushodo 版と Klassier 版は、行頭が半角分下がっている (空いている)。
- (11) dominion の d について、Yushodo 版は文字の大きさが他よりも小さい。
- (12) Great のあとに縦線が入っている。
- (13) 本来であれば very と intiri の間が半角分空いていなければならない。
- (14) 綴り字記号 (アクセント・テギュ) が手書きに見える。é
- (15) つなぎ語に “ は不要である。
- (16) may の次は be (つなぎ語) でなければならないのに、本文では “may to” とされている。
- (17) 改行時には、A TAX とならなければならない。T が大きい。
- (18) THE tax upon とされなければならない。
- (19) 購入者が手書きしているものとしていないものがある。
- (20) ハイフンとすべきところでアンダーバーが用いられている。
- (21) 注記は、* . としなければならない (本来であればピリオドの前に注記記号は来なければならない)。
- (22) 現在分詞であれば redu-cing とし、その後のカンマ (,) の位置を変える。

この表16から、校正が十分行われていなかったことが分かる。例えば、第1巻の [1] 頁、“INTRODUCTION AND PLAN OF THE WORK”の最後が、ピリオド (.) ではなく中点 (・) になっている。2頁では、“labour”の“l”が“abour”の行よりも上に上がり、3頁では、“encouragement”の“t”が“encouragemen”の行よりも下に下がっていて、行頭、行末でアルファベットの不揃いがあることが分かる (図10参照)。

図10 綴りや句読点の乱れ、不揃いの例 (Vol. p.[1], p.2, p.3)

The figure shows three examples of irregular spacing and punctuation. The first is the title 'INTRODUCTION AND PLAN OF THE WORK.' where the period is a centered dot (・) instead of a standard period (.). The second is the word 'labour,' where the comma is positioned below the 'r'. The third is the word 'encouragement' where the 't' is positioned below the 'n'.

またトッドも指摘しているように (ancient / antient, public / publick, complete / compleat, cloth / cloath, desert / desart, extremely / extreamly, household / houshold, independent / independant, entirely / intirely, precede / preceed, promissory / promissary, statutory / statuary, Todd, p.65. トッド、p.7)、綴りの不統一も見られる⁽¹⁷⁾。トッドが挙げたもの以外にも、綴りや記号などの不統一の例はある。

表記上の乱れ、不統一の例には次のものがある。

国王名の表記 (序数)

Vol.1 p.109. line 4-3 f.b.

The statute of Henry VIII was revived by the 13th of Elizabeth cap. 8, and ten per cent. continued to be the legal rate of interest till the 21st of James I. when it was restricted to eight per cent.

ヘンリー 8 世は VIII. ではなく、VIII とされ、ジェームズ 1 世は I. と序数で表されている。

綴り

sett/ set

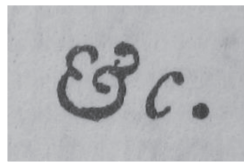
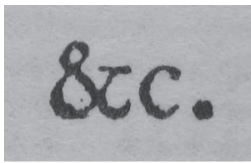
Vol.1. p.161. line 11-10 f.b. “A particular sett of workmen.”

p.404. line 7. “one set of unproductive labour.”

記号

第1巻 p.61. line 5 f.b.

第1巻 p.64. line 5 f.b.



人名・地名など

Montesquieu	/	Montesquiou
Vol.1. p.118. 15		Vol.1. p.430. 3 f.b.
Cromwel	/	Cromwell
Vol.2. p.199. 14		Vol.2. p.311.9
Pensylvania	/	Pensilvania
Vol.1. p.396. 16 f.b.		Vol.2. p.169. 2
Cæsar (合字)	/	Cesar
Vol.1. p.228. 1		Vol.2. p.311. 8
Queen Anne	/	Queen Ann
Vol.1. p.110. 2		Vol.2. p.402. 14
oeconomy	/	œconomy (合字)
Vol.2. p.[1]		Vol.2. p.[1]

さらに誤植と思われるものをまとめたのが表17である⁽¹⁸⁾。

表17 『国富論』初版における誤植

Vol.1 p.49 3 f.b.		Yushodo 版（左側）のみ分母の2が上下逆転している。Yushodo 版を除く他の復刻版では訂正されている（右側）。
Vol.1 p.235 8-9		r が I になっている。
Vol.1 p.312 title		章題等はすべて斜字体とすべきところが、立体が混ざっている。
Vol.2 p.256		Kelley 版（左側）は r と y の間が空いている。Kelley 版を除く復刻版では訂正されている（右側）。
Vol.2. p.289 [i.e. 288]		Kelley 版を除いて頁番号に誤植がある ⁽¹⁹⁾ 。
Vol.2 p.313 2-3		supe-rior ではなく supe-tior になっている。
Vol.2 p.408 1 f.b.-p.409 1		may be であるべきところが本文は may to となっている。 つなぎ語 be が正しい。
Vol.2 p.410. 1		章題等はすべて斜字体とすべきところが、立体になっている。
Vol.2 p.533. 5 f.b.		But の t がない。
Vol.2. p.553 cw - p.554.		reduce-ing, ではなく、redu-cing が正しく、カンマ (,) は不要である。

これらの誤植、綴りの乱れ、不揃いなどは、第1巻と比べて第2巻の方が圧倒的に多い。スミスは第2巻の冒頭で、467頁と488頁に訂正があることを記している。この2箇所の訂正は、本文印刷中であれば正しく印刷した用紙の差し替えで対応できたであろうが、ここでは差し替えが行われなかった。本文印刷中に誤りや綴りの乱れがあれば修正が行われた。しかし、些細な誤りは見逃されたのか、敢えて見逃したと思われる。校正漏れは、スミス、写字生、印刷工（職工）のうち誰かの責任である。

最後に目次に示された章題と本文に示された章題の主な相違を挙げる。

表18 『国富論』初版における章題の相違

第1巻目次	第1巻本文
BOOK I.	
Ch.8. <i>Of the Wages of Labour</i> 76*	Ch.8 <i>Of the Wages of Labour.</i> 78
Ch.10. Part 1st. <i>Inequalities in Wages and Profit arising from the Nature of the different Employments of both</i>	Ch.10. Part I. <i>Inequalities arising from the Nature of the different Employments themselves.</i>
Ch.11. Part 2d. <i>Of the Produce of Land which sometimes does, and sometimes does not, afford Rent</i>	Ch.11. Part II. ...
Ch.11. Part 3d. <i>Of the Variations in the Proportion between the respective Values of that Sort of Produce which always affords Rent, and of that which sometimes does, and sometimes does not afford Rent</i>	Ch.11. Part III. <i>Of the Variations in the Proportion between the respective Values of that Sort of Produce which always affords Rent, and of that which sometimes does and sometimes does not afford Rent.</i>
<i>Different Effects of the Progress of Improvement upon the real Price of three different sorts of rude Produce</i>	<i>Different Effects of the Progress of Improvement upon three different sorts of rude Produce.</i>
<i>Conclusion of the Chapter</i>	CONCLUSION of the CHAPTER
第2巻目次	第2巻本文
BOOK IV.	
Ch.1 <i>Of the Principle of the Commercial or Mercantile System</i>	Ch.1 <i>Of the Principle of the commercial, or mercantile System.</i>
Ch.5 <i>Digression concerning the Corn Trade and Corn Laws</i> 105	105頁13行と14行の間に記載されるはずであったが、記載は漏れている。

Ch.7. PART I. <i>Of the Motives for establishing new Colonies</i>	Ch.7. PART FIRST. <i>Of the motives for establishing new colonies.</i>
Ch.7. PART II. <i>Causes of the Prosperity of new Colonies</i>	Ch.7. PART SECOND. <i>Causes of the prosperity of new colonies.</i>
Ch.7. PART III. ...	Ch.7. PART THIRD. ...
Ch.8. <i>Of the Agricultural Systems, or of those Systems of political Oeconomy which represent the Produce of Land, as either the sole or the principal Source of the Revenue and Wealth of every Country</i>	Ch.8. <i>Of the agricultural Systems, or of those Systems of political Oeconomy which represent the Produce of Land as either the sole or the principal Source of the Revenue and Wealth of every Country.</i>
BOOK V.	
Ch.1. PART I. ...	Ch.1. PART FIRST. ...
Ch.1. PART III. <i>Of the Expence of public Works and public Institutions.</i>	Ch.1. PART III. <i>Of the Expence of publick Works and publick Institutions.</i>
ARTICLE 1st. <i>Of the public Works and Institutions for facilitating the Commerce of the Society</i>	ARTICLE I. <i>Of the publick Works and Institutions for facilitating the Commerce of the Society.</i>
ARTICLE 2d. ...	ARTICLE II.
ARTICLE 3d. ...	ARTICLE III. ...
<i>Conclusion of the Chapter</i>	CONCLUSION.
Ch.2. <i>Of the Source of the general or public Revenue of the Society</i>	Ch.2. <i>Of the Source of the general or publick Revenue of the Society.</i>
ARTICLE 1st. ...	ARTICLE I. ...
ARTICLE 2d. ...	ARTICLE II. ...
APPENDIX TO ARTICLES 1st and 2d. <i>Taxes upon the Capital Value of Land, Houses, and Stock</i>	APPENDIX to ARTICLES I. and II. <i>Taxes upon the capital Value of Land, Houses, and Stock.</i>
ARTICLE 3d. ...	ARTICLE III. ...
Ch. 3. <i>Of public Debts</i>	Ch. 3. <i>Of publick Debts.</i>

* 目次では76頁となっているが、本文では78頁である。

表18から、目次と本文においても表記が統一されていないことが分かる。序数は、数字と接尾語で表現される場合とローマ数字とピリオドで表現される場合が混在している。また名詞や形容詞を表記する場合、頭文字を大文字にする場合と小文字にする場合が混在している。また最も注目すべき点は、章題が変更されていることである。第1編第10章第1節は目次では「両者の異なる職業から生ずる賃金と利潤の不平等」とされていたものが、本文では「異なる職業そのものの性質

から生じる不平等」に変更されている。また、第11章第3節内に配置された「改良の進歩が3つの異なる種類の粗生産物の実質価格におよぼす様々な影響」が本文では「改良の進歩が3つの異なる種類の粗生産物におよぼす様々な影響」に変更（縮小）されている。そして第1編第11章の「本章の結論」と第2編第1章の「本章の結論」は、目次では斜字体であるが、本文では斜字体になっていない。第2編第1章の「本章の結論」は、本文では「結論」に変更され、しかもすべて大文字にされている。『国富論』第2版以降の目次を確認する必要がある。

6 おわりに

以上の調査により次の事柄が判明する。

- 1) 表題紙の出版者にクリーチの名前がない『国富論』初版ロンドン版第1巻にはーフタイトルはない。第2巻はーフタイトルがあるものとないものがある。クリーチの名前がある『国富論』初版エディンバラ版は、両巻ともにーフタイトルがある。
- 2) 『国富論』初版第1巻49頁下から3行目の分数表記(1/2)に関して、Yushodo版は分母の2が上下逆転しているのに、他の復刻版ではそれが訂正されている。Yushodo版は、他の復刻版の異刷である。
- 3) 『国富論』初版第1巻474頁の印刷機(者)番号7の位置から、Yushodo版とKlassiker版は異刷である。さらにIdion版の同頁は7が上下逆転しているのでYushodo版とも異なる。従って、Kelley版を除く3つの復刻版はそれぞれ異刷である。
- 4) 『国富論』初版第2巻280頁の印刷機(者)番号に関して、Idion版だけ6ではなく9になっている。Idion版はこの点からも異刷である。
- 5) 『国富論』初版第2巻256頁の第4編第8章題表記(Country)が異なっているので、Kelley版は、他の復刻版の異刷である。
- 6) 『国富論』初版は、誤りや綴りに乱れや不統一あってもそのまま販売された。印刷中に誤りが見つかった場合には、該当箇所の用紙を

差し替えるか、修正が加えられている（例、第1巻49頁の分数や第2巻256頁）。誤りが見つかったも、すでに印刷されていた場合、あるいは誤りが些細な場合には該当箇所用の紙を差し替えることなくそのまま販売されたと思われる。

- 7) 『国富論』初版第1巻折記号2Z3の手書き数字2は、筆跡が異なることから複数の人間（印刷工？）が書き込んでいる。

また、今後の課題として次の疑問点が残されている。

- 1) トッドは「後日の検査で確認したところ、初版で本文が変化しているものはない」（Todd, p.61. note 1）と書いているが、実際に本文に変化はないのか。
- 2) Kelley 版の原典は何なのか。Kelley 版は、他の版と異なり、第1巻 [511] 頁に広告 (BOOKS printed for and sold by T. CADELL, in the Strand) が印刷され、第2巻553頁、563頁を除いて、折記号や巻数表記、印刷機（者）番号が印刷されていない。また頁番号の誤植も他の版と異なっている（注(7)参照）。もし Kelley 版と同じ原典が存在するのであれば、それは異刷となる。Kelley 版巻末見返しには両巻それぞれ「スミス『国富論』原典の初の復刻版 (Facsimile)」とされている。復刻版は何ら変更が加えられることなく刊行されるものと解されるが、Kelley 版は加工されている可能性が非常に高い。Kelley 社は、アメリカ議会図書館 (Library of Congress) の蔵書を復刻していることが多い。議会図書館所蔵の『国富論』初版 (LCCN: 43049501) には、Signatures: v. 1: A⁴, a², B-3T⁴ (3T4 blank) ; v. 2: [A]², B-4E⁴, 4F². とあるので、折記号がついている⁽²⁰⁾。
- 3) 『国富論』初版の用紙差し替えはどのように行われたのか。トッドは、前述したように、原典を示すことなく、折記号を次のように示している（トッド、p.3）。

Vol. i : A⁴ a² B-L⁴ M⁴(±M3) N-P⁴ Q⁴(±Q1) R-T⁴ U⁴(±U3) X-2Y⁴
2Z⁴(±2Z3) 3A⁴(±3A4) 3B-3N⁴ 3O4(±3O4) 3P-3T⁴.

Vol. ii : $A^2 B-C^4 D^4(\pm D1) E-3Y^4 3Z^4(\pm 3Z4) 4A^4 4B^4(-4B1,2+4B1,2) 4C4(\pm 4C2,3) 4D-4E^4 4F2$.

トッドによれば、第1巻折丁 M、Q、U、2Z、3A、3O、第2巻折丁 D、3Z、4B、4C で、それぞれ6葉の差し替えが行われていることになる（トッド、p.3）。

これに対して、アダムズ・ジュニアは、「本作にはいくつかの差し替え紙（cancel）が含まれているということを述べることは価値がある。私は以下のことに注目した。第1巻では、 M^3 、 Q^1 、 U^3 、 $Zz3$ （誤って折記号が Z^3 と印刷され、手書きで $2Z^3$ に修正）、 $3A^4$ 、 $3O^4$ の用紙。第2巻では D^1 、 Zzz^4 、 $4C^2$ および $4C^3$ （2枚削除）の用紙。オリジナルの差し替え紙が入っているセットは見つけることができなかった」と述べている（Adams Jr. p.195）。日本大学図書館経済学部分館所蔵本①、②、③の折記号では、第1巻折丁 M、Q、U、2Z、3A、第2巻折丁 D、3Z で、差し替えはそれぞれ5葉と2葉となっている。これら差し替えに関する記述に差があるのはなぜか。差し替えは『国富論』初版によって個体差があるのか。個体差があるとするとはどのようなものなのか⁽²¹⁾。これらは原典の調査が不可欠である。

- 4) ストラーンとキャデル2人で出版された『国富論』初版ロンドン版とクリーチを加えた3人で出版された『国富論』初版エディンバラ版（日本大学図書館経済学部分館所蔵本③）には、ーフタイトル以外にも相違はあるのか。
- 5) ハイデルベルク大学所蔵本を底本とした Idion 社の『国富論』初版は第2巻に目次がついている。第2巻に目次がついた『国富論』初版は他にも存在するのか。
- 6) 『国富論』初版で用いられている印刷機（者）番号に法則性、規則性はあるのか。
- 7) 『国富論』初版の印刷用紙に透かし（Watermark）はあるのか。

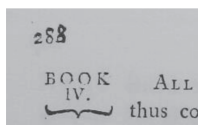
今回の調査によって、『国富論』初版にはこれまで知られていなかった

た異刷の存在が明らかになったことは大変重要である。また同時に『国富論』初版が抱える多くの疑問点も顕在化した。これらの疑問点を解くには、復刻版ではなく原典の調査が必要となる。そのためにはまず『国富論』初版を所蔵している国内外の機関を特定する作業を行わなければならない（松田、p.109参照）。特定された後には、本格的な原典調査が待っている。

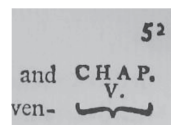
注

- (1) アダム・スミス旧蔵書コレクション
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collection.html>
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/pdf/NUCLL.pdf>
- (2) 松戸歯学部分館のアダム・スミス旧蔵書は次を見よ。
https://mascatlib.nihon-u.ac.jp/opac/opac_details/?reqCode=fromlist&lang=0&amode=11&bibid=1000068061&opkey=B169267985650398&start=1&totalnum=31&listnum=3&place=&list_disp=20&list_sort=0&cmode=0&chk_st=0&check=00000000000000000000
- (3) 異刷については、高野、170頁以下を参照せよ。
- (4) 本稿で校合は、本文やその他に相違がないか照合する作業を指している。
- (5) 『国富論』初版エディンバラ版第1巻のーフタイトルは、同様に
AN | INQUIRY | INTO THE | Nature and Causes | OF THE | WEALTH OF
NATIONS. | VOL. I.
となっている。
- (6) Cf., Todd, p.61. トッドはこの61頁で示した、差し替えられた用紙の折丁を変更している。
- (7) 『国富論』初版第2巻288頁は誤って289頁とされ頁番号に誤植がある。しかし Kelley 版の同頁番号には誤植はなく正しく288とされている（9が8に加工されているように見える）。また Kelley 版第1巻51頁の頁番号は52に見える（それぞれ次の画像参照）。

Kelley 版第2巻288頁



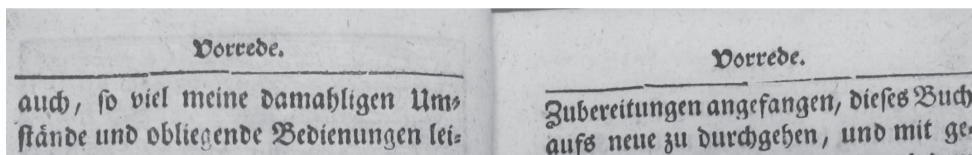
Kelley 版第1巻52 (i.e.51) 頁



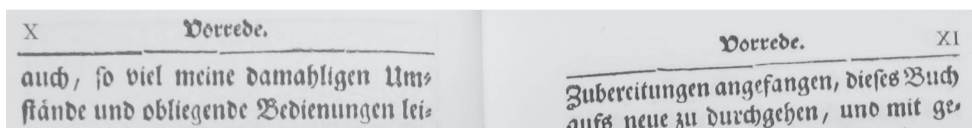
ちなみに Kelley 社によるチャールズ・キング『イギリスの商人』復刻版 (reprint) は、例えば第1巻 xi, xlvi, 15頁などにある記号「†」を除いて、原典に記載されているはずの折記号や巻数表記は削除されている。

一方、Scientia 社が、ゼッケンドルフの『ドイツ君主国』の1737年改訂版 (A. S. von Biechling 編) を1972年に復刻している。この復刻版は原典にはなかったハーフタイトルともいべきものが2枚付け加えられ、しかもそこでは表題が *Teutscher Fürsten-Staat* から *Deutscher Fürstenstaat* へと変更されている。さらに1737年原典版の序言 (Vorrede) には頁番号は付けられていないが、復刻版にはローマ数字の頁番号が付け加えられている (次の画像参照)。復刻版と言いながら、出版社 (Kelley や Scientia) の都合で、原典への改変 (記号類の削除や追加) が行われているのも事実である。

ゼッケンドルフ『ドイツ君主国』原典序言 (頁番号無し)



ゼッケンドルフ『ドイツ君主国』復刻版序言 (追加された頁番号)



- (8) 『図書新聞』編集部「復刻される『国富論』初版」(『図書新聞』昭和51年10月2日) 参照。
- (9) ハイデルベルク大学図書館所蔵本は
<https://katalog.ub.uni-heidelberg.de/cgi-bin/search.cgi?fsubmit=1&kat1=sg&var1=Leser+100+Folio+RES&op1=AND&kat2=sg&var2=&op2=AND&kat3=au&var3=&sess=c6d7294ec39d3a0361f9cdeb6248511c&bestand=&sprache=GER&art=f>
 で確認することができる。この書誌では第1巻が、[5] Bl., 510 S. 第2巻が、[2] Bl., 587, [1] S. とされており、Idion 版の頁構成とは異なっている。
- (10) Verlagsgruppe Handelsblatt は現在、Handelsblatt Media Group へ改組されているようである。
- (11) 高野、166-170頁参照。
- (12) Yushodo 版の印刷機 (者) 番号は表19の通りとなる。表19からは、第1巻では印刷機 (者) 番号4と7が、第2巻では4と8が使用されているのが多いことが分かる。

6	300	Qq2 ^v	19	
6	356	Zz2 ^v		
6	368	Aaa4 ^v		
6	375	Bbb4 ^r		
6	389	Ddd3 ^r		
6	400	Eee4 ^v		
6	408	Fff4 ^v		
6	432	Iii4 ^v		
6	442	Lll1 ^v		
6	469	Ooo3 ^r		
6	476	Ppp2 ^v		
6	518	Uuu3 ^v		
6	533	Yyy3 ^r		
6	568	4C4 ^v		
7	16	C4 ^v		8
7	24	D4 ^v		
7	28	E2 ^v		
7	314	Ss1 ^v		
7	334	Uu3 ^v		
7	412	Ggg2 ^v		
7	461	Nnn3 ^r		
7	549	4A3 ^r		
8	37	F3 ^r	41	
8	54	H3 ^v		
8	62	I3 ^v		
8	70	K3 ^v		
8	78	L3 ^v		
8	88	M4 ^v		
8	96	N4 ^v		
8	102	O3 ^v		
8	110	P3 ^v		
8	116	Q2 ^v		
8	127	R4 ^v		
8	130	S1 ^v		
8	141	T3 ^r		
8	157	X3 ^r		
8	162	Y1 ^v		
8	176	Z4 ^v		
8	182	Aa3 ^v		
8	190	Bb3 ^v		
8	202	Dd1 ^v		
8	214	Ee3 ^v		
8	224	Ff4 ^v		
8	236	Hh2 ^v		
8	278	Nn3 ^v		
8	310	Rr3 ^v		
8	316	Ss2 ^v		
8	328	Tt4 ^v		
8	336	Uu4 ^v		
8	343	Xx4 ^r		
8	351	Yy4 ^r		

8	358	Zz3 ^v	17
8	384	Ccc4 ^v	
8	424	Hhh4 ^v	
8	445	Lll3 ^r	
8	466	Ooo1 ^v	
8	494	Rrr3 ^v	
8	502	Sss3 ^v	
8	506	Ttt1 ^v	
8	520	Uuu4 ^v	
8	556	4B2 ^v	
8	557	4B3 ^r	
8	574	4D3 ^v	
9	174	Z3 ^v	
9	197	Cc3 ^r	
9	222	Ff3 ^v	
9	232	Gg4 ^v	
9	254	Kk3 ^v	
9	262	Ll3 ^v	
9	326	Tt3 ^v	
9	344	Xx4 ^v	
9	394	Eee1 ^v	
9	402	Fff1 ^v	
9	434	Kkk1 ^v	
9	456	Mmm4 ^v	
9	527	Xxx4 ^r	
9	550	4A3 ^v	
9	566	4C3 ^v	
9	573	4D3 ^r	
9	580	4E2 ^v	

- (13) 高野、6頁ほか。
- (14) 国内では、東京大学、小樽商科大学、東京経済大学が『国富論』初版の画像を公開している。画像で見るとこれらはロンドン版である。また明治大学所蔵本は書誌が公開されている（雪嶋、2010）。これらの画像と書誌から4大学所蔵本の当該頁の印刷機（者）番号とーフタイトルの有無は表20の通りとなる。*脱稿後、長崎大学も初版画像を公開していることが分かった。

表20 4大学所蔵本『国富論』初版第2巻351頁、469頁の印刷機（者）番号と『国富論』初版第1巻、第2巻ーフタイトルの有無

	東京大学 所蔵本	小樽商科大 所蔵本	東京経済 大学所蔵本	明治大学 所蔵本
印刷機（者）番号第2巻 p.351	8	なし	なし	なし
印刷機（者）番号第2巻 p.469	6	6	6	6
第1巻ーフタイトル	なし	なし	なし	なし
第2巻ーフタイトル	あり	あり	あり	あり

- (15) トッドもマッセイに関連して、「明らかに (*Times Literary Supplement*, 1940年7月20日の356頁に記載されているように)、出版者が広げられて“W. Creech at Edinburgh”を含んだ差し替え表題を持っているものも数は少ないが存在している」(Todd, p.61. note 3) と述べている。
- (16) トッドは、スコットの記述「これは、1819年3月付け『スコッツ・マガジン (*Scotts Magazine*)』の死亡通知から明らかになるもので、その中でアレクサンダー・ギリースはアダム・スミス博士の写字生であり、彼の有名な著作『国富論』を彼のために書き写したと述べられている」(Scott, p.360) を基に、写字生をギリース (Alexander Gillies) としている (Todd, p.62. note 4)。

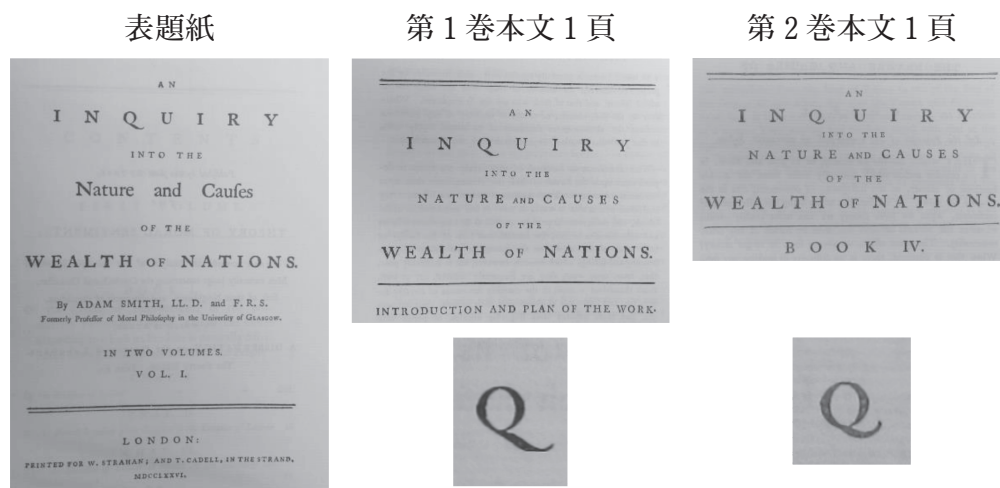
ロス (Ross) も同様に、スコットを原典として、当初は写字生をギリースとしていたが (Ross, 1995, p.245. 訳書、279頁)、その後、「2人の人物が、『国富論』の最終草稿を準備する際にスミスを手助けしたという名誉を主張した」(Ross, 2010, p.250) とし、ギリースに加えてロバート・リード (Robert Reid. c.1737-?) の名を挙げている。

ギリースに関する『スコッツ・マガジン』の記述について、スコットは掲載年月を1819年3月としているが、ロスは1818年3月としている。いずれが正しいのか、『スコッツ・マガジン』未見の筆者には判定できない。

- (17) トッドは、古風な綴りとしては、allege / alledge, awkward / aukward, entrust / intrust, irresistible / irresistibile, mystery / mystery を挙げている。誤った人名表・地名記としては、Meggens, Cromwel, Prrée, Davenant、

Cornwal, Turkey, Postlethwaite, Pensylvania, Oceana, Mathew Decker, Protugueze, Mississipi, Massachusetes, Madrass, Pekin, Thucidides, Steuart を挙げている (トッド、p.7、p.16注(5))

- (18) 校正漏れとするか誤植とするか、その判断に迷うのが『国富論』の表題である。



画像のように、表題では大文字と小文字で“Nature and Causes”とされているのに対して、第1巻本文1頁、第2巻本文1頁では“NATURE AND CAUSES”とすべて大文字にされていて、表題が統一されていない。『国富論』第3版では表題と各巻本文1頁はすべて“NATURE AND CAUSES”とされている。さらに第1巻、第2巻表題の大文字Q、第1巻本文1頁の大文字Qと、第2巻本文1頁の大文字Qは字体が異なっている。

また第2巻56頁の頭注だけが“THE NATURE AND CAUSES OF”ではなく、“THE NATURE AND CAUSES, &c.”とされている。

- (19) Kelley 版の頁番号の誤植 (p.52 [i.e.51]) は表に含めていない。
 (20) Cf., <https://catalog.loc.gov/vwebv/holdingsInfo?searchId=2886&recCount=25&recPointer=0&bibId=7862548>
 (21) 高橋は、東北学院大学が所蔵する『国富論』初版の折丁を調査している (高橋、180頁以下)。

参考文献

川又祐「ゼッケンドルフによる『ドイツ君主国』第三版出版の諸相」『法学紀要』57巻、2016年。

https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/pdf/bulletin/bulletin_57/each/08.pdf

川又祐 資料「ゾネンフェルスと『ポリツァイ、商業および財政の基本原理解』」『法学紀要』58巻、2017年。

https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/pdf/bulletin/bulletin_58/

each/10.pdf

川又祐 資料「ゾネンフェルス『ポリツァイ、商業および財政の基本原則』第一巻の改訂について——第一巻第四版（一七七四年）の発見とあわせて——」『政経研究』56（3）、2019年。

https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/pdf/political/political_56_3/each/13.pdf

川又祐「ホップズ『リヴァイアサン』初版 Head 版（1651年）の異刷について」『政経研究』51（1）、2014年。

https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/pdf/political/political_51_1/each/04.pdf

高野彰『洋書の話』第2版、朗文堂、2015年。

高橋秀悦「アダム・スミス・コレクションの性質と書誌に関する一考察」『東北学院大学経済学論集』191号、2019年。

トッド・W.B.「第1章『国富論』の形成——初版から第5版まで——」『刊行200年記念ファクシミリ版アダム・スミス著『国富論』解説 書誌的にみたスミス『国富論』の形成とその国際的伝播』W.B. トッド、K. E. カーペンター、大河内暁男、雄松堂、1976。

編集部「復刻される『国富論』初版」『図書新聞』昭和51年10月2日。

松田博『経済学原典の将来とその受容—スミス『国富論』初版、マルクス『資本論』初版の所蔵状況を中心に—』兵庫ナカバヤシ株式会社、2014年。

雪嶋宏一「18世紀英国の書物の実際」（西洋古版本の手ほどき、2010、No.8）

<http://www.f.waseda.jp/yukis/hpb/hpb2010.8.html>

Smith, Adam, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. 2 vols. 1776. Facsimile edition. New York. Augustus M. Kelley. 1966. (Kelley 版と略記。)

Smith, Adam, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. 2 vols. 1776. Facsimile edition. Tokyo. Yushodo. 1976. (Yushodo 版と略記。)

Smith, Adam, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. 2 vols. 1776. Faksimile-Ausgabe. München. Idion-Verlag. 1976. (Idion 版と略記。)

Smith, Adam, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. General editors, R.H. Campbell and A.S. Skinner. Textual editor, W.B. Todd. Oxford. Clarendon Press. 2 vols. 1976.

Smith, Adam, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. 2 vols. 1776. Faksimile-Ausgabe. Klassiker der Nationalökonomie. Düsseldorf. Verlag Wirtschaft und Finanzen. 1986. (Klassiker 版と略記。)

Smith, Adam, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of*

Nations. 2 vols. 1778. https://books.google.co.jp/books?id=KpWg1DYxRTwC&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false

https://books.googleusercontent.com/books/content?req=AKW5Qad7rz7582NI3ZVG1zCz_Imx79umFRbe1Z5YmfIIInIZWduxzCrz-RN-Nn9Wzq3KnQ9gPb_Akx_mwnK3XI2JHmSM-VPtgjy3-AyV8xoQA4YUs-uXLGwJoiVwru2KCKfXo7tXddcyXJPJE2-LXLIEJJffjWuBGYOyrOeqYp5uETQZeP8FVJNeampwYVcY6KkuAUluuxLVy3C8fVzYqIIN0KRudw7b9ltpDk3AxMT2k2bKEPbc0PvGtKe3uQBx50BDyXtJ5J2Bxw3dgo1MstiLNjNninvzggUaJy2gl-doBwjnovswZ3I

Smith, Adam, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. 3 vols. 1784. https://books.google.co.jp/books?id=cLhCAQAAMAAJ&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false

https://books.google.sm/books?id=OB9SAAAACAAJ&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false

<https://books.google.tg/books?id=SR9SAAAACAAJ&printsec=frontcover&hl=ja#v=onepage&q&f=false>

Adams, Jr, Frederick B. “Answer to Appeal No. 8.” in: *The New Colophon : A Book Collector’s Quarterly*. April 1948. p.195-196.

Goff, Frederick R., Adam Smith’s “Wealth of Nations”. in: *Quarterly Journal of Current Acquisitions*. Vol. 4, No. 2 (FEBRUARY 1947), pp. 11-13.
<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.39015038733799&view=1up&seq=355>

Greenhill, Harold. “Appeal No. 8. Adam Smith’s Wealth of Nations.” in: *The New Colophon : A Book Collector’s Quarterly*. April 1948. p.193.

King, Charles, *The British Merchant; or, Commerce Preserv’d*. 3 vols. London: Printed by John Darby in Bartholomew-Close, 1721. Augustus M. Kelley. Reprinted 1968.

Lowndes, William Thomas, *The Bibliographer’s Manual of English Literature ...* New edition, by Henry G. Bohn. Part IX. London. 1863. Reprint, Tokyo. Hon-No-Tomosha. 1990.

Massey, Dudley, “The Wealth of Nations.” in: *The Limes Literary Supplement*. No.2007. Saturday July 20 1940. p.356.

Ross, Ian Simpson, *The Life of Adam Smith*. First edition. Oxford. Clarendon Press. 1995. 篠原久、只腰親和、松原慶子訳『アダム・スミス伝』シュプリングァー・フェアラーク東京、2000年。

Ross, Ian Simpson, *The Life of Adam Smith*. Second edition. Oxford. Oxford University Press. 2010.

Seckendorff, Veit Ludwig von. *Teutscher Fürsten-Staat ...*, durch Andres Simson von Biechling. Die neueste Auflage. Jena, In der Meyerischen Buchhandlung, 1737. Nachdr. Deutscher Fürstenstaat. Aalen. Scientia Verlag. 1972.

Scott, William Robert, *Adam Smith as Student and Professor*. 1937. New York Augustus M. Kelley. Reprint of Economic Classics. 1965.

Todd, W. B, "The Text and Apparatus." in: Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. General editors, R.H. Campbell and A.S. Skinner. Textual editor, W.B. Todd. Oxford. Clarendon Press. 2 vols. 1976. Vol.1, pp.61-66.

東京大学所蔵『国富論』初版

http://ut-elib.sakura.ne.jp/digitalarchive_02/rare/5513437979.pdf

http://ut-elib.sakura.ne.jp/digitalarchive_02/rare/5513437987.pdf

小樽商科大学所蔵『国富論』初版

<https://www.otaru-uc.ac.jp/htosyo1/siryoyosho/pdf/YR040001.pdf>

<https://www.otaru-uc.ac.jp/htosyo1/siryoyosho/pdf/YR041001.pdf>

東京経済大学所蔵『国富論』初版（ローダデール伯文庫）

<http://hdl.handle.net/11150/4662>

※本稿で示された URL は2023年9月4日現在のものである。

Bibliographic Study of Adam Smith's *The Wealth of Nations* (First Edition, 1776).

KAWAMATA Hiroshi

The first edition of Adam Smith's *The Wealth of Nations* is held by many university libraries in Japan, including Nihon University. In this study, a visual collation using facsimile editions, not original editions, was attempted. The currently available facsimile editions have been published by Kelley, Yushodo, Idion, and Verlag Wirtschaft und Finanzen. As a result of this investigation using the facsimile editions, it was discovered that the first edition of *The Wealth of Nations* had been revised during the printing process, and that there are at least two sorts of states (versions). A comprehensive investigation must be conducted in the future.

政経研究 第六十卷 索引

論 説

放送番組における「戦争記憶」の脱歴史化 ——「#あちこちのすずさん」(NHK)の内容分析を中心に——	米倉 律	一	号	頁
ガバナンス・ネットワーク論における 政治的リーダーシップの再検討	福森 憲一郎	一	二	(八六)
トリー党と保守党 ——近代イギリス保守党史の一考察——	渡邊 容一郎	三	四	(一)
政治参加の意味変容	杉本 竜也	三	四	(二九)
アダム・スミス『国富論』初版の書誌的研究	川又 祐	三	四	(一一二)

翻 訳

デジタルの一〇年に向けたデジタルの権利と 原則に関する欧州宣言	山本 直…………… 二（三二）
------------------------------------	--------------------

日本大学法学部機関誌執筆要領

令和3年11月18日 機関誌編集委員会決定
令和3年12月15日 執行部会議承認
令和3年12月16日 教授会報告
令和4年4月1日 施行

1. 本要領の目的

本要領は、日本大学法学部機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という）にかかる機関誌に投稿する際の基本的手順について定めるものである。

2. 投稿資格者

- (1) 法学部、法学研究科および法務研究科の専任教員、名誉教授および定年退職した元専任教員
- (2) 以下の者については、編集委員会の審議を経て単著の投稿を認めることがある。なお、投稿に際しては、法学部専任教員の推薦状を必要とする。
 - ① 法学部非常勤講師
 - ② 法学部客員教員
 - ③ 法学部以外の日本大学専任教員
 - ④ 法学部付置研究所研究員および法学部所属の日本大学研究員
 - ⑤ 法学部校友および法学部関係者で研究業績が認められる者
- (3) 学外の研究者は、法学部専任教員の投稿の共著者となることができる。
- (4) 大学院法学研究科博士後期課程学生は、指導教員の許可を得て『日本法学』に「判例研究」を投稿することができる。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、退職記念号および追悼論文集については、別の定めによる。

3. 研究倫理の遵守と権利保護

- (1) 投稿原稿は未発表のものに限る。他誌との二重投稿は認めない。また注釈なく自己の既発表著作と重複する記述をすることは認められない。
- (2) 剽窃、捏造、改ざん等の研究不正を行ってはならない。また投稿原稿については、著作者が適正に表示されていなければならない。
- (3) 研究・調査対象に関する権利保護（資料の使用許諾や個人情報保護に関する同意等）、および翻訳に関する権利について、必要な手続きを投稿前に完了していなければならない。
- (4) 利益相反に関する倫理を遵守するとともに、利益相反情報を申告しなければならない。
- (5) 機関誌に掲載された著作物の著作権のうち、複製権および公衆送信権を日本大学法学部に譲渡する。ただし、著者自身による複製権および公衆送信権の行使を妨げない。

4. 原稿種別

投稿は以下の種別で受け付ける。

- (1) 論説
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究（『日本法学』のみ）
- (4) 特別講演
- (5) 翻訳
- (6) 資料
- (7) 書評
- (8) 雑報

5. 原稿の作成

- (1) 原稿は、A4用紙に適当な文字数で打ち出す。
- (2) 分量の上限は、文字数で概ね22,000字（刷り上がり約25頁）とする。それを超えるものについては、原則として分割して掲載する。ただし、編集委員会は、他の掲載原稿のページ数を勘案し、その上限の変更を認めることができる。なお半面1ページ大の図表1枚に付き900字を原稿文字数に含めるものとする。
- (3) 連載を前提とする長大な原稿についても、完結分までの完全原稿を投稿するものとする。
- (4) 表題と氏名には、和文表記および欧文表記を併記する。
- (5) 注、参考文献の表記法は、当該分野の慣例に従うものとする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、投稿票、要旨（800字程度）と合わせ、デジタルデータで研究事務課に提出する。

デジタルデータは、原則として電子メールの添付ファイルで研究事務課宛に送付する。
- (2) 原則として、投稿締切日を過ぎた原稿は受け付けない。
- (3) 原稿提出後の原稿の差し替えはできない。

7. 審査

別に定める「日本大学法学部機関誌審査要領」に則って行う。

8. 校正

- (1) 執筆者による校正は、原則再校までとする。加筆、訂正は最小限とし、特に再校時に頁数が変わるような加筆や削除は避ける。再校返却の際は、タイトル頁に「校了（または責了）」と明記する。

- (2) 校正は1週間程度で返却しなければならない。著しい返却の遅滞は、次号掲載になることもありうる。

以 上

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1

(T E L) 03-5275-8510

(F A X) 03-5275-8537

(E-mail) kenjimu.law@nihon-u.ac.jp

執筆者紹介

掲載順

川杉渡 又本竜祐 堀容一郎 日本大学教授 日本大学准教授 日本大学教授

機関誌編集委員会

委員長 大岡 聡 副委員長 竹本 健 委員 南拓也 大久保典也 小野美典 加藤暁子 加藤雅之 黒滝真子 小林聡明 高畑英一郎 友岡史彦 野村和彦 原山浩介 松島雪江 山本直夫 渡辺徳夫 石橋正孝 杉本竜也 生垣琴実 前田実

政経研究第六十卷第三・四号

令和五年十二月十二日印刷 非売品

令和五年十二月二十二日発行

日本大学法学会

編集責任者 小田 司

発行者 日本大学法学会

電話〇三(五二七五)八五三〇番

東京都千代田区神田猿樂町二一四 A&Xビル 印刷所 株式会社メデイオ

電話〇三(三二九六)八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 60 No. 3 · 4 December 2023

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLES

Yoichiro Watanabe, *The Tories and the Conservatives: A Study of the
Modern British Conservative Party History*

Tatsuya Sugimoto, *Transformation of Political Participation*

ARTICLE

Hiroshi Kawamata, *Bibliographic Study of Adam Smith's The Wealth of
Nations (First Edition, 1776)*